

欲し人を京師に馳せて周旋せしむるに至れり

第十四章 安政四年の毛利氏

梅田雲濱○南海防備の巡視○桂小五郎の遊歴○國相府への節儉令○幕議に對する外交答案○忠正公の陞位○幕府白書院の諸侯會議○秋良敦之助の人車船發明○僧月性○吉田松陰の松下村塾

安政四年正月公萩城に在り八日法鏡院清徳公夫人江戸に卒す公服喪例に仍る十四日梅田源次郎號雲濱若州小濱人萩を去て京師に歸る初め源次郎の萩に入るや當役浦鞆負の臣秋良敦之助に依り重臣に面し親しく其説を陳せんことを請ふ敦之助爲めに坪井九右衛門に介す蓋し源次郎の意一は長藩の爲めに物産疏通の利を説き一は之れに因りて上國と氣脈を通じ勤王の業を謀らしめんとするに在り坪井時に江戸方御用掛を以て手元座と用所右筆座とを兼ね聲望地位並び高し源次郎説て曰く幕府外夷の威嚇に遭ひ將に通商條約を締結せんとす朝廷制止せんとして微力能はず此故に有志の徒力を勤王の諸侯に假り幕府を掣肘して勅命を遵奉せしめん

と欲す而も列藩を通じて因循風を爲し頼むに足る者なし獨り毛利氏は藩祖以來心を王室に存し忠節義烈他諸侯の比に非らず是を以て天下勤王の士意を貴藩に屬せざるなし凡そ事强者之れを唱へて弱者之れに和す今の時に當り貴藩率先勤王の大義を唱へば諸藩風を望で應ぜざるものなからん請ふ速に決する所あれと九右衛門其言を容れ俱に議する所あり後ち幾くならずして京都留守居宍戸九郎兵衛物産取組内用掛と爲り尋で九右衛門亦物産掛と爲りしもの蓋し事源次郎の説に因し物産交換と共に兼て京師の動靜を窺ふに在りしなり源次郎亦長藩より物産從ひたり當時物産として取扱ひし用掛を命せられ其事には米鹽岩國半紙の類なりしと云ふ源次郎の萩に入るや嫌疑を憚かり名を文學修業に托せり當時明倫館學頭小倉尙藏の藩相府に報ずるの書に曰く

若州小濱家中當時京都浪人文學者梅田源次郎御當地罷越於明倫館相對致様子相尋候處山崎闇齋學専門にて篤實簡要之修業方と相見申候當節は少壯之者慷慨氣節と號し豪俠之弊風相萌候哉に相聞候間諸生中勝手次第相對仕らせ右學話相承り候はゞ時宜中正に相叶ひ猶又彼の學術得失も會得いたし知見を廣め

候筋にも可相成旁先づ來正月中比迄も滯留被仰付候様奉存候左候へば彌實情

も相知れ可申も何分之趣追て可申出其内前斷之通抑留被仰付候様奉存候

彼れ文學に托し國事を秘せるの狀推して知るべし二月五日軍艦丙辰丸成る十五日當職益田彈正疾を以て職を辭す聽さず此月牧場を前大津に相し種馬十數頭を九州に購ひて之れを放つ三月朔日公萩城を發し山口を経て三田尻小郡吉田西市等の地に至り遂に深川溫泉に浴す南海岸の防備を巡視せしなり公此行山口に在りては講習堂に臨み三田尻に在りては越氏塾に臨み諸生をして文武の技藝を演ぜしめ小郡に在りても亦斯の如くし過る所の諸邑高壽孝子篤行者を召して賞賜す四月十八日明倫館用掛平田新右衛門學頭座小倉尙藏都講金山與右衛門等文學の士十五人馬來宗十郎粟屋三十郎井上品之助等武藝の士十七人に銀子布帛を賜ふ各、差あり文學に在りては明倫館に出勤し或は家塾を開きて諸生を訓導する等の功を賞し武藝に在りては遠遊して他藩の奥義を學び或は積年劍槍を諸生に教授する等の功を賞せしなり二十八日益田彈正に三所物と銀子二十枚とを賜

ひ浦靱負に慰斗目一罈二銀子五十枚を賜ひ仕組方梨羽直衛佐伯丹下三井善右衛門等三十一人に賞賜亦各、差あり其多年財政整理震災補給等の勞を賞せしなり五月朔日公六本松に臨み神器陣の操練を觀る閏五月十五日坪井九右衛門の御用掛を罷めて撫育掛心得と爲し物産方用掛を兼ね京都大阪大和に遣る十三日丙辰丸萩を發し大阪に廻航す是れを長藩西洋形船遠航の始めとす後ち六月二十四日に至りて萩に歸る六月十九日椋梨藤太を以て明倫館頭人と爲す二十四日當役浦靱負封事を上り公の參勤を促す此年公參勤の期に當る發途の例四月に在るも海防監督財政整理等の内政の故を以て病と稱して請て其期を延べ遂に更に在國來年に至るの請をなさんとせり靱負以爲らく疾を以て延期するは可なる如きも以て翌年に至るは事體穩ならずと公書を得て悟る所あり未だ幾ならずして參勤の意を決す翌安政五年に至り久阪玄瑞の參府三論あり尋で吉田松蔭の參府論あり共に參勤の不可を論ず之れを浦の封事に對比するに浦は在職の重臣なれば其説自ら慎重ならざるを得ざるも時勢の漸く急進するに隨ひ志士間には漸く方隅割據の立脚地を畫策するの特勢を此月佐賀福岡二藩財政困難の故を以て長崎警衛を辭し幕府我長藩をして之れに代らしめんとするの説あり長藩亦財政不振の故を以て之れを防ぐの策を講ぜんとす既にして其説の虚なるを聞て止む七月二日夜公花の江亭にて櫻井慎平軍員駢引の船打を覽る十三日熊谷三郎右衛門に銀子三枚を賜

ひ其至孝を賞す十八日青木研藏を以て西洋學所師範係と爲す十九日公鶴江臺に臨み船軍操練を觀る二十日城門開閉の合圖法を定め外舶來寇の備と爲す二十一日阿部閣老の訃音至る乃ち萩山口三田尻の三市に令し音曲三日を停止す二十四日相州出成の士杉原又次郎以下三十三人に金若干を賞賜す其超群の勤勞あるを以てなり二十日桂小五郎遊學百五十日の追暇を請ひ奥羽松前を遊歴し以て地理人情を視察し其業を大成せんとす時に小五郎齋藤彌九郎の門に在て塾監たり故を以て彌九郎亦爲めに之を請ふ尋で之を許す彌九郎の書に曰く小五郎儀去る子年以來私方入塾劍術修行罷在追々上達當時塾頭相頼置候元來慷慨節操之士にて海防等之儀も甚苦心仕蘭學等も相心掛け晝夜勉強外國時情も探索地理人和之處も粗發明致し候に付ては責ては日本國中丈け之儀は地理等も心得居度心底より奥羽松前箱館邊諸城下兼て知己も有之候儀に付劍術修行巡歴仕度尤當十月迄にて修行願年限相濟候得共前書願之儀に相付手間取可申間猶又來る午三月迄追願御暇被下置度遠國寒地之儀に付遅くも當八月中江戸出立積雪不成内松前地方へ罷越十月中内國へ引返し北國筋相廻り歸府八月五日内藤萬里助藤井百合吉松島剛藏を赤間關に遣はし砲臺造設の地を検せしむ十日公菊濱に至り輕卒以下弓銃の演習を觀る十九日大阪留守居嵯川四郎右衛門同差引方京都元締役をして物産取組内用掛を兼ねしむ二十三日幕府東條英庵を賞賜し以て蕃書取調所精勤

の勞に酬ゆ此時英庵は幕府に雇はれ彼理
日本記行の翻譯に従事せり 九月朔日大津代官周布政之助を以て江戸方
用所役地方所帶役と爲す五日公東勤の途に上り十月五日江戸に達し麻布邸に入
る二十一日米使ハリス將軍に謁して國書を捧呈し其二十六日に至り堀田閣老等
米使と會見す十一月朔日幕府米使齋らす所の國書を諸侯に示し十一日更に會見
始末書を示して列藩の意見を求む二十八日公答案を具して閣老に呈す其文に曰
く

此度御達の旨委細承知仕候於私格別存付候儀は無御座候得共亞米利加使節口
上の通來春英夷渡來候得は西洋諸國も相續て致渡來候儀必然の事に御座候皇
國は四面海岸に相臨み孰の地へ渡來可致哉も不相知夷人の情態難計御國辱に
不至様御處置肝要の儀に奉存候總て太平の風習は自然手當向怠慢に相成もの
に候何時兵端を開候共御武威相立候様猶又御手當向急速嚴重に被仰付度就て
は平常の入費可相成程は令省略候儀精々厚く御世話被成下度此段兼て可申上
と相合居候處幸此度存意申上候様御達有之候に付乍恐不顧拙陋存付大意申

上候以上

十二月十五日幕府再びハリス再呈の書を諸侯に示し暗に開港の止むべからざる
の意を寓し以て贊同を求む十六日公國政勵精と相模警衛の功とを以て從四位上
に叙せらる其幕令に曰く

其方未年輩と申すにも無之候間昇進の御沙汰には難被及候得共家督以來國政
向格別入精其上相模國御備場御用引請被仰付防禦筋の儀萬端御委任被成候に
付出格の思召を以て從四位上被仰付候儀と被相心得御備向の儀彌以相勵候様
可被致候

二十九日幕府俄に諸侯を柳營に召す公會、寒疾あり因て之れを辭し世子をして
獨り適かしむ當時幕府は諸藩主と
世子とを并せ召す 幕府更に令を此日議に參せざる諸侯に下し議緊急
に涉るの故を以て明日を期し力めて登營せしむ明日公乃ち疾を力めて登營す將
軍例に依て諸侯を黒書院に引き慰言あり寒氣の節登城大儀年寄共より申談義
有之間無服藏可申聞候との辭あり 諸侯尋で
白書院に入る堀田備中守會議の要を告ぐ其辭に曰く

亞米利加方の義に付御心配被思召候依て折合方宜敷様追々其御變革なき様此度の所にて御決定相成候間存慮の趣無服藏可申上旨並段々書物渡候者有之候得共片意に存義も可有之旨依て海防役々に篤と承り候様にとの事

是に於て營登の諸侯等明年正月十五日を期して各其意見を陳せんことを請ふ許さず期するに三日を以てす諸侯更に大廊下上之部屋を以て會議の場に充て海防掛土岐鴟殿岩瀬等之れに臨みハリス三回應接の始末書要領を報じ開港の已むべからざるを説き以て諸侯の賛同を求め之れに據て京師攘夷の議を排せんとす昨日の議亦之れと同じきなり蓋し曩きに諸侯の提出せる意見を翻へし更に幕意に承順せしめんと期するものゝ如し然れども諸侯多くは未だ其初志を變ぜず唯僅に幕意の在る所を憚り敢て再び其持論を吐露せざりしのみ

此時に當り邊防の急日に迫る公益意を海軍に用ふ藩内の士民其意を體し邊防を論じ海軍を講ずるもの多し浦靱負の家臣秋良敦之助が人車船を發明したるが如き今日より之れを見れば其事殆んど兒戯の如しと雖ども亦以て當時の一斑を

窺ふに足れり事は海軍の部に詳かなり人車船の成るや敦之助大に喜び僧月性を招て試乗す月

性快を呼び狂舞し長句を賦して之れを記す時に敦之助社士を人車船に載せ月夜に乗じて大島郡遠崎村に航して月性を訪ひ之れに誇んとす月性會、出て、外に在り社士を其門に伏せ花枝を以て劍に擬し歸るを待て不意に之れを襲撃せんとす月性之れを覺り直に船中を反撃して相戯れ俱に阿月に歸ると云ふ月性號は

清狂周防大島郡遠崎村眞宗妙圓寺の僧なり始め豊前に遊び恒遠頼母醒の門に學ぶ癸丑甲寅以降外夷の侵凌を憤り皇室の陵夷を慨し奮て尊攘の議に唱和し頻りに海防の要を説く時人呼で海防僧と曰ふ嘗て人に語て曰く吾宗教の民心に入

る深し之れを以て結合し外夷の來寇に備へ邪教の侵入を拒ぐべしと故に其講法の席に上るや緇衣にして尊攘の大義を説き海防の急務を論じ慷慨悲憤理窮れば則ち疾呼急喚往々にして涙下る聽者感激せざるなし蓋し防長尊攘の志氣を鼓動せるもの月性の力多きに居る而して尊攘論の餘勢延て排幕の説を爲すに至れり當時吉田松陰率先勤王の説を唱ふと雖ども未だ排幕を語るに至らず此一事以て月性の急激却て松陰に過るを見るべし既にして京師に入て本願寺に寓し志士と相往來して國事を談議す會、紀淡海峽防備の急起る梅田源次郎月性に囑し往て

紀藩に説かしむ月性乃ち和歌山に至り老臣久野丹波に面し紀淡海防の急を説く
 丹波深く其言に服し且つ歎稱して曰く方外の人國事を憂ふる此の如し吾輩肉食
 寧ろ慚なき能はずと當時紀藩由井正雪の往事に鑑み頗ぶる謹慎を旨とし要路の
 吏人妄りに他藩士に接せず月性半狂の破納而して單身往て之れを説服す人皆驚
 歎せせざるなし月性が紀藩に説く所未だ其詳を知るべからずと雖も其著「内海杞憂」の一篇を見れば持論の在る所以推知するに足れり内海杞憂の要項を擧ぐれば一に曰く申大義以振士氣二に曰く變兵制教民戰三に曰く結國練以富農兵四に曰く鑄大砲退奢倭五に曰く製火藥以供軍須の五とす而して之を結ぶに馬關海峡の兩岸に大砲を備へ成兵を置き更に加太鳴門御崎佐賀關の諸海峡を扼し内海往來の路を塞ぎ以て火船突入の衝を折すべしと云ふを以てし之を以て抜本塞源の策とせり丹波に説く所蓋し此意に外ならざりしなるべし 此年七月四日野山
 獄の滯囚を處理し一日にして囹圄闐然たり蓋し首として吉田松陰の論告に由る
 初め松陰の野山獄に在るや獄制備らず矯正に意あり嘗て獄是帖を作りて其弊を
 論じ家に錮せらるゝに及び獄囚名録を編して繫囚淀滯の狀を記す藩政府悟て此
 事ありしなり此時に方り松陰日に松下村塾に於て尊攘の大義を講説し後輩を誘
 掖す門下日に進み俊才輩出す松下村塾の名遠近に震ふ
 安政四年中長藩の要路一覽左表の如し

行相府

當役 浦 靱 貞
 御用掛 閏五、十五任、 内 藤 兵 衛
 相談人 閏五、十五轉、 坪 井 九 右 衛 門
 手元役 閏五、十五、兼 内 藤 兵 衛
 閏五、十五、免 前 田 孫 右 衛 門
 七、朔免 小 川 七 兵 衛
 二、朔、免 兼 重 新 右 衛 門
 九、二、免 中 川 宇 右 衛 門
 二、朔、免 松 原 太 郎 右 衛 門
 九、二、免 内 藤 吉 兵 衛
 二、朔、任、 山 縣 市 之 助
 九、二、任、 北 條 瀨 兵 衛
 用所役 周 布 政 之 助

國相府

當職 益 田 彈 正
 裏判役 椋 梨 半 兵 衛
 藏元 三 須 市 郎 兵 衛
 兩人役 福 原 荒 助
 二、朔任、 中 川 宇 右 衛 門
 九、二、免、 中 島 市 郎 兵 衛
 六、十、任、 村 岡 伊 右 衛 門
 九、二、任、 内 藤 萬 里 助
 九、二、任、 八 谷 藤 兵 衛
 遠近方 松 原 太 郎 右 衛 門
 右 筆 渡 邊 伊 兵 衛
 五、十、七、免、 三 宅 忠 藏
 伊 藤 市 右 衛 門

〔閏五、十五、免〕 小川七兵衛

九、二、任

内藤萬里助

右筆

二、三、免

北條瀨兵衛

所帶方

〔二、九、任
九、二、免〕

八谷藤兵衛

二、二十、免

八木甚兵衛

大阪頭人

蜷川四郎右衛門

梨羽直衛

京都留守居

穴戸九郎兵衛

直目付

十二、九、任

清水新三郎

佐伯丹下

第十五章 安政五年の大勢

林津田の上京○堀田正篤の西上○正篤の上疏○宮中の會議○將軍繼嗣の内
 勅○公卿の論議○正篤の東歸○井伊直弼の大老任命○列侯會議○條約調印
 ○齊昭慶勝等の柳營論議○將軍繼嗣の確定○尾水越の處罰○將軍の薨○三
 家大老の召命○長野主膳等の奔走○戊午の密勅○間部詮勝の西上○戊午の
 大獄○家茂の將軍宣下○鎖國猶豫の朝旨○島津齊彬の卒去

安政五年正月八日幕府命じて堀田閣老を京都に遣はす條約訂結の勅允を請ふが
 爲めなり是より先き前年十二月二十日幕使林鶴津田半三郎京都に着し二十六日
 に至り書を關白傳奏に上り以て使命の要を陳し宇内の大勢に觀て開國の已むべ
 からざるを説く時に京都は鎖港攘夷の論日に盛に幕府の爲す所を憤るもの漸く
 多く林等頻りに周旋するも勞して功なし空しく京都に淹滞し日を経る久くし
 て朝命下らず窮厄出す所を知らず報幕府に達す是に於て閣老堀田正篤遂に自ら

京都に向ふに決せり正月二十一日正篤江戸を發し二月五日京都に入り九日或は曰く七參内の禮を行ふ同日米使對話書八冊條約草稿演說書二冊を關白九條尙忠に上り且つ祖法に拘せず條約訂結の時勢に鑑み止むべからざる所以を陳疏す是に於て公卿の間議論紛然として起り幕使要求非難の聲頻りに傳はる十四日正篤更に上疏して外事を論じ舉國一致以て外國との交際を許るべきを説く而して公卿の議論益々沸騰し争て封事を上る廷議頗る紛糾す既にして議漸く決し二月二十三日傳奏特に正篤の旅館に就き數事を推問す一に曰く已むを得ず開港するも去冬十二月二十四日の朝命の如く畿内及皇居近國を除くことを得るや二に曰く皇居警衛薄弱なり大藩諸侯をして嚴に警衛せしむるを要す此事如何三に曰く數處に開港し商館を建しむ廢くことなきの夷情他日終に反亂の虞なき乎四に曰く開港は國家の大事人心の服不服最も重大とす三家以下諸侯の赤心の在る所を聞かんと欲す因て更に台命を下し意見を徴し叡覽に供するを要す此事如何二十五日久我徳大寺の二議奏更に正篤の旅館に到り略同趣旨を以て推問する所あり

時に正篤既に答書を裁す其要に曰く既に米使と懇談し京都十里四方の地には米人をして入らしめず之に對し兵庫は已むを得ず之を開くのみ當今の時勢通交を拒めは却て後患の虞あり和親交易を以て富強の基を立つるの外なし將來尙武備教化を盛にし以て彼をして信服せしめ以て萬一の變なからしむべしと書未だ奉らず二卿懇諭し先づ事情を幕府に報じ之が答を得て然る後に奏答するの要なるを言ふ正篤強ゆべからざるを知り更に書を關東に飛して謀る所あり此時に當り橋本左内等入て三條内府に説くに西城の事を以てし方今對外の事宜和と無く戦と無く均しく英明なる監國を置くの最も急務なるを言ふ内府之を善とし爲めに頗る幹旋す而も太閤關白等未だ決する能はず三月五日關東の答書正篤に達し正篤直に傳奏を経て奏上す其要人心の服従は關東其責に任すべしと云ふに在り朝廷爲めに一凝議なきを得ず會九條關白其前論を固持すること能はず議に先ち正議派を抑制せんと欲し内諭に托して青蓮院宮の參内を止め兼て又近衛氏の參内を止め延て三條氏に及ばんとす而して傳奏等内府の嚴を憚かり未だ命を傳ふ

るに至らず三月八日夜内府参内して内諭の故なきを詰り自ら急に近衛氏を促して参内せしめ且つ三公は關白の内諭に服すべきものに非らずと陳し大に論争す關白傳奏共に事齟齬に出づと爲し事僅に止む既にして勅答の案九條關白の手に成る其意民心に適する以上は外交の事關東に一任すと云ふに在り其文字は「人々之上は何共可被成様無之に付關東へ御任せに相成折合之義御請合候間尙又御勘考可被爲在」云々なりしと云ふ關白自ら携へて之を奏上す詔あり公卿に下して議せしむ九日三公議奏傳奏等皆参内す三條内府愠り未だ解けず疾に託して出でず勅命あり特に之を召す夕に至て内府参内し關東に一任するの不可を論ず公卿等概ね其説に左袒す此夜廷議遂に夜を徹す十日青蓮院宮を召す即日参内廷議に列せらる硬説を持するの公卿は皆曰く長崎箱館の外開港すべからず下田港は米使自ら認めて以て不便と爲す此期に乗じて閉港すべしと議遂に一決し十一日兩港の外開港すべからざるの意を以て勅答案を草す關白猶案中に關東一任の字を存す三公諸卿争議止まず太閤亦憤慨し自ら意見を草して別に關東に報せんと主張す公卿等九十三人亦連署して其案を改め太閤の意の如く爲さんこと

を請ふ十一日には八十八人の連署なりしも十二日に増して九十三人と爲る關白大に困しみ勅案の訂正を通達し僅かに鎮靜するを得たりと云ふ十三日有栖川宮上疏して外事を論じ非藏人三十六人或は曰ふ亦列疏し十四日堂上地下共に百有餘人九條邸に到り上陳する所あり皆頃日騷擾の餘波に非ざるはなし十五日青蓮院宮三條内府中山前大納言等並に海防掛と爲り内廷の議略硬論に決す十九日勅答の廷議決し全く奏聞を終はる二十日堀田正篤を召し賜ふに勅説を以てす其文に曰く

勅説之趣左の通

墨夷之事神州之大患國家之安危に付誠に不容易奉始神宮御代々へ被爲對恐多被思召候東照宮以來之良法を變革之義は闔國人心之歸向にも拘り永世安全難量深被惱叡慮候最往年下田開港之條約不容易之上今後假條約の趣にては御國體難立被思召候且諸臣群議にも今度之條々御國體に拘り後患難測之由言上候猶三家以下諸大名へも被下台命再應衆議之上可有言上被仰出候事

此日三公關白等列座近衛左府勅答を奉じて進み之を正篤に授け速かに歸東して

大樹に報せしむ式既に終り議奏傳奏等共に正篤を圍で話す正篤勅答の拜し難きを陳す傳奏等曰く勅旨を拜せずんば是れ違勅なり須らく一たび之を受けざるべからずと正篤諸否三日の間を請ひ結局違勅の大憲に觸るゝを懼れ勅詔を拜受す時に西城の議猶未だ決せず紀黨は間に乘じて九條關白に説き事情益々艱難を加ふ當時近衛三條の二卿一橋黨の爲めに焦慮すと雖ども攝關の威を犯して強て争ふ能はず會、有志の勢援を得て鷹司太閤の同意を求め更に青蓮院宮の贊助を得るに及び近衛三條の二卿頗りに慶喜入城の内勅を下さんと請ふ議公卿の間に決するに及び先づ之が案を具す其要に曰く

西城の事英傑人望年長の三件を以御選舉早々御治定可有之との天意に御座候然れども西城論の一事後遂に紀黨其勝を制するに終ふ九條氏の幹旋多きに居ると云ふ幾もなく正篤歸期漸く迫まる乃ち更らに上奏請ふ所あり曰く米使當さに約に従て條約の調印を促すべし我若し之を拒まば戰端直ちに開かるゝも亦未だ知るべからず是れ臣が深く憂ふる所なり故に臣尙暫く輦轂の下に留り先づ勅

答を關東に下し三家以下列侯の議を徴し叡覽を経て和戰の聖斷を得ば臣之を齎らして東歸し以て聖旨の在る所を決行すべし且つ當今在國の列侯亦尠からず悉く其意見を求めば曠日彌久以て急に應じ難からん朝廷豫め之を如何せんとするやと二十三日三公以下參内爲めに廷議あり二十六日傳奏重て旨を正篤に下す其文に曰く

去る二十三日書取之趣及言上候處今度之條約迎も御許容難被遊思召候衆議中自然差纏れ候時は先件之御趣意を精々取鎮談判之上彼方及異變候節は無是非義と被思召候右叡慮之旨相立候様頼思召候間宜被差合御取計可有之事

別紙

- 一 永世安全可被安叡慮之事
- 一 不拘國體後患無之様方略之事
- 一 下田條約之外御許容難被遊自然異變に及候も難計義に付防禦之處置被聞食度之事

右之趣衆議可有言上事

一衆議言上之上叡慮猶難被決候はゞ伊勢神宮神慮被伺定議可有之事

一三家以下諸大名再應衆議言上有之候得ば右之趣被聞食候上にて御決答可被遊思召に付夫迄の間今般之趣迎も御許容は難被遊思召に候事

其日岩瀬震勅答を齎らして東歸の途に上る是より先き幕府正篤の東歸遷延期を過ぐるを以て諸有司等之を憂へ異論百出す時に米使ハリス下田に在り將に三月二日を以て幕府汽船觀光丸に乗じ將さに發せんとす而して條約調印の期實に其五日に在り正篤書を寄せ其歸東の期稍遅るべきを告げて其期を緩くす四月五日正篤京師を發し二十日江戸に入る遂に使命を果さざるなり幕府積威の弊朝冠を視て往々甚だ與みし易しと爲し霸政漸く傾き時局甚だ迫れるも猶自ら信ずる所あり正篤閣老の身を以て躬ら京都に使ひし奏功期するに旬日を以てす而して三月の久しきを費して一も爲す所なし其非議を受る惟むに足らざるなり正篤京師の黃白を散して事を成さんとし却て公卿の反感を招き貧困に乗じ志士の憤慨を醸し失敗の要因をなしたりと云ふ正篤の纒に江戸に入るや越えて一日井

伊直弼大老と爲る有司皆驚愕せざるなし直弼家格を以て溜間詰首班に居り常に水戸氏の爲す所を憤慨し西城の議の如き紀伊氏に左袒す是を以て紀黨直弼に據り閣老諸有司を壓抑し以て建儲の議を定めんと欲す其大老たる亦紀黨の推す所に由るなり而して將軍家定亦意竊かに直弼に傾くと云ふ正篤の江戸に入るに先ち幕府有司等相議して曰く米使條約訂結を迫るも暫く其期を延し勅を奉じて更に諸侯の議を徴し外交の已むべからず條約の拒むべからざる所以の意見を得るに及ばゞ之れを以て京師に奏し機に乗じて一橋氏をして西城に入らしめ松平慶永を擧げて宰輔と爲し以て時局の急を濟ふべしと岩瀬等率先閣老に獻議す閣老等乃ち正篤の歸を待て決すべきを言ひ議遽かに用ひられず正篤東歸に及び松平忠固抗議して曰く勅問の一事徒らに物議を牽く秘して列侯に示すべからずと直弼曰く苟も天皇の勅詔たり豈秘すべけんやと四月二十五日を以て大廣間席以上列侯の總登城を命じ示すに勅詔を以てし且つ各自の意見を徴し而して將軍の意は條約訂結の外なきことをも示し諸侯の答議にして幕意に合せざるものは諷し

て之を更改せしむるの手段を取れり之れと同時に建儲の事をも定むるに決し將軍亦慶福を以て儲貳と爲すべきの意を閣臣に漏らしたりと傳ふ一橋黨之を聞き頗る憤慨すと雖ども及ばず六月朔例に依り列侯皆登城す直弼三家兩卿以下溜間詰諸侯を會し將軍建儲の議の決せることを内示し又書を京師に送りて繼嗣選定の勅允を乞ふ八日勅允京師を發し十四日江戸に達す奥祐筆組頭志賀金八郎竊かに正篤の命を含み隠匿して閣員に示さず當時京師往復の文書は奥祐筆組頭開會、米露軍艦相踵で下田に入る、米艦は十三日、露艦は十六日、報江戸に達す米使ハリス幕府に告るに英佛聯合の軍新に支那に勝ち將さに餘威を日本に逞くせん」とす事既に急なり須らく其未だ來らざるに及んで日米條約を訂結すべし約成らば余請ふ英佛に説き後禍なからしめんと三奉行兩監察等皆條約調印の事幕府專行の已むべからざるを唱ふ十九日遂に岩瀬震等をして假條約に調印せしむ此日正篤忠固與に登城せず正篤は西城の議直弼と相合はず忠固亦意直弼に滿たざる所ありし爲めなりと云ふ二十一日幕府宿次奉書を以て條約訂結を京師に奏し宿次奉書は專使を派せず宿驛傳送を以てするを云ふ重大の件に關しては

甚だ簡略の式なり故に世頗る物議あり而して京師亦其不敬を憤ると云ふ事情已むを得ず此に至るも爾後殊に警戒を嚴にし沿海守備を充實し叡慮を安ずるに力むべきの意を陳す同日幕府藤堂和泉守に大廟警衛と京都警衛臨時出張とを命じ松平讚岐守松平越中守松平出羽守に京都警衛を命じ松平相模守松平内藏頭松平土佐守に大阪海岸警衛を命じ立花飛彈守に泉州堺浦警衛を命ず而して我が毛利氏は兵庫警衛を命ぜらる翌二十二日諸侯に告るに條約調印終結の事を以てす二十三日奥祐筆志賀金八郎曩きに隱匿する所の繼嗣勅允の書を出し之れを閣老に捧ず當時太田道醇加判の上座に居り間部下總守松下和泉守並に加判の列に在り此日二人外國御用取扱勝手掛り兼海防掛りを命ぜられ堀田正篤松平忠固帝鑑之間詰を免ぜらる二十四日徳川齊昭徳川慶勝松平慶永遠に登城し齊昭慶勝三家席(上の部屋)に於て直弼に面し時事を論ず蓋し條約調印と繼嗣選定との二事に關するなり而して慶永亦親藩席(下之部屋)に於て久世廣周と遇ひ時局の難きを陳べ暫く建儲發表の期を遷延し機を得て賢長を立つべきを論じたりと云ふ此日營中の事情傳ふる所區々にして其真相を得難きも要するに勅允を経ず條約に調印せしを詰り又繼嗣の選定は賢長を先きに

すへしと云ふに在り直弼等之れに對し答辯する所ありしもの如し二十六日慶福を以て儲貳と爲し周ねく諸侯に告ぐ同日間部詮勝西上の命を受け久世廣周外國事務掛りと爲り酒井左衛門尉忠義小濱藩主京都の所司代と爲る七月朔日奥祐筆志賀金八郎自殺す蓋し繼嗣勅允隱匿の罪を負ひ自盡して以て謝せしなり五日尾張中納言慶勝越前侯慶永に隱居謹慎を命じ水戸前中納言齊昭に謹慎を命じ一橋刑部卿慶喜の登城を禁ず會々將軍家定病大に漸む七日に至り將軍世子俱に事を見ず蓋し將軍既に薨じたるなり當時條約は既に調印して未だ勅允を得ず將軍の儲嗣既に定まるも固より未だ將軍宣下に至らず尊攘の志士は其間に乘じ頻に條約の訂結を論議し將軍繼嗣の論と相牽聯し動もすれば慶福を危くせんとするの虞れあり井伊大老は先づ尊攘黨を壓服して處士の議論を壅き以て一時の急を救はんとし而して尊攘論と繼嗣論との根本は水府に在るを以て先づ水戸及び諸藩の志士の之と氣脈を通ずる者を壓服して京都との聯絡を絶たんとせり將軍大漸の日に於て敢て齊昭以下水黨の諸侯を懲罰せるも之れが爲めなり間部詮勝の曩に西上を命ぜらるゝ其意亦蓋し之が爲めの

み直弼機密の臣長野主膳は當時早く既に其旨を含みて密に京師に入れり是れより先き宿次奉書の京師に到るや公卿等皆憤激奏上する所あり六月二十八日勅旨あり三家大老中の西上を促がす其文に曰く

六月二十一日老中奉書を以言上之儀に付三家並大老之内早々上京可有之候様被遊度此旨大樹公へ可被仰進候事

將軍薨去の公表に先つ一日書關東に達す幕府乃ち答書を裁し三家中尾水二家は隱居謹慎中他は幼若なるを以て上京を命じ難し大老直弼は魯米英三國の船神奈川品川に入津し英佛等の軍艦十艘將に至らんとし要務に忙殺せらるゝを以て暫く猶豫を請ふ因て間部詮勝をして上京奏陳する所あらしめ仍酒井若狹守をして急に上京せしむるの意を陳す十四日書京師に達す當時公卿間に於ては太閤鷹司政通其子右大臣輔熙左大臣近衛忠熙内大臣三條實萬は所謂正義派にして水府に傾き獨り關白九條尙忠幕府を助け井伊氏と氣脈を通じ其家臣島田左近義井伊氏の臣長野主膳と結托して畫策する所多かりしと云ふ八月八日將軍家定の薨去

を公表す同日京都に在りては鷹司氏以下正義の諸卿會議あり即夜水戸留守居
 鵜飼吉左衛門を招き授るに密勅を以てす後數日間又之を當時正義の稱ある尾
 張越前加賀薩摩肥後筑前安藝因幡備前藤堂阿波土佐及び我長州の十三藩に下す
 世之を戊午の密勅と謂ふ十三藩へは水戸へ下したる後數日間諸卿各々其姻戚の縁に由りて
 送達せしものにして毛利氏へは此月十一日鷹司氏より交付せられ
 二十四日款に達す但毛利氏のみ在りては此密勅に先づ數日別に
 一の密勅あり併せて之を戊午の密勅と稱す事は別章に詳かなり 勅文は各藩に下す所皆同じ
 曰く

先般墨夷條約無餘義次第にて於神奈川調印使節へ被渡候趣猶又間部下總守上
 京可被及言上趣に候得共先達而勅諭諸大名衆議被聞食度被仰出候詮も無之誠
 に皇國重大之儀調印之後言上大樹公叡慮御伺之御趣意も不相立勅答之御次第
 に相背輕卒之取計大樹公賢明之處有司心得如何と御不審思召候右様之次第に
 ては蠻夷之儀は暫差置方今御國內之治亂如何と殊更深く被爲惱叡慮候何卒公
 武御實情を被盡御合體永久安全之様偏に被思食候三家或は大老上京被仰出候
 處水戸尾張兩家は慎中之趣被聞食候右は何等之罪狀に候哉難計候得共柳營羽

翼之面々方今外夷追々入津不容易之時節既に人心歸嚮にも可相拘旁被爲惱宸
 襟候兼て三家以下諸大名衆議被聞食度被仰出候は至永世安全公武御合體にて
 被安叡慮候様被思召候義外虜計りの義にも無之内憂有之候ては殊更被爲惱宸
 襟候彼是國家之大事に候間大老閣老其他三家兩卿家門列藩外様譜代共一同群
 議評定有之誠忠之心を以相糺し國內治平公武御合體愈長久之様徳川家を御扶
 助有之内を整外夷の侮を不受様に被思召候早々可致商議勅諭之事
 而して水戸に下す所の勅文には當局公卿の副翰あり曰く

勅諭之趣被仰進候右は國家の大事は勿論徳川家を御扶助之思召に候間詮議有
 之御安全之様可有勘考旨以出格之思召被仰出候間猶三卿家門之衆以上隱居に
 至迄列藩一同にも御趣意被相心得候様向々へも傳達可有之被仰出候以上
 居ること數日同一の勅諭は幕府及び大阪城代土屋采女正へも下れり幕府及び諸
 藩に下る所の勅文各々副翰あり幕府に下す所の副翰に曰く
 別紙御沙汰之趣尋常之御事に候得ば御斟酌之御次第も被爲在候得共何方蠻夷

之事件にて於關東も大改革之御時節に候得ば萬一此上公武御隔心ケ間敷儀有之候ては甚以被惱慮候間格別之儀を以無御隔心被仰進候間此段不惡御聞取に相成候様被遊度御沙汰之事

諸藩への副翰は幕への副翰と稍其趣を異にするも大抵皆同一の旨意を記し勅旨の貫徹を期せるもの、如し朝議蓋し此等の諸藩をして水戸に力を合せ幕府をして其勅旨の遂行に力めしめんとせるなり此間京都關東俱に蜚語百出して物情騷然たり京都尊攘の徒は詮勝の京に入るに先ち朝廷を擧げて其黨と爲し以て大に備へんとし而して鷹司近衛の諸卿九條關白と和せず九月朔日に至り關白九條尙忠辭表を奉す三日詔あり其内覽を免し近衛左府代て内覽と爲る關白の職は關東の同すべからざるを以て姑く内覽のみを免せしなり是より先き八月十七日戊午の勅書先づ江戸小石川の水戸邸に達す始め京都水戸邸留守居鶴飼吉左衛門の勅書を受くるや其子幸吉をして齎らして江戸に赴かしむ幸吉即日姓名を變じ東海道を間行し江戸に入る日下部伊三次亦吉左衛門の意を受け姓名を變じ中仙道を間行して江戸に赴く幸吉と俱に

賜勅の事情を報ずるが爲めなり伊三次は元薩人なり水戸邸既に勅書を得て議して以爲らく

宜く之れを幕閣に報じ而して後ち措置する所あるべしと因て閣老を招く十九日太田道醇間部詮勝水戸邸に到る慶篤乃ち勅書を出して之れを示し且つ列藩に廻示せんと欲するの意を告ぐ二人閣僚と協商して答ふべきことを告げて去り二十日復た到り幕議未だ決せざるを以て諸侯へ廻示は暫く後命を待つべきを言ふ慶篤之を促がして止まず二十四日詮勝書を慶篤に送り勅諭の事家門の諸侯を限り廻示して可なるべきの旨を報ず而して諸侯に回示の事は未だ答ふる所あらず其二十八日に至り詮勝道醇水戸邸に告げて曰く條約訂結の件は總州上京親しく陳謝する所あるべし廻示の事に至ては暫く之を行ふ勿れ勅書東下水府に入る甚だ恠むべきの跡あるなりと蓋し幕府將に爲す所あらんとするの意を諷するなり二十八日幸吉京都に入り八月十八日の慶篤の奉答書を傳奏に致す既にして九月三日間部詮勝西上の途に上る同日酒井忠義京都に入る京都の形勢愈急なり密勅の一事は井伊一派に尊攘黨抑壓の好辭柄を與へたり長野主膳洛

中に居りて公卿處士の爲す所を窺ひ先んじて以て機を制せんと欲し京都町奉行小笠原三右衛門等と謀り九月五日信濃松本の人堤屋茂左衛門を捕へ茂左衛門弟あり山本貞一郎と云ふ京都に居り縉紳の門に出入し水藩及び公卿の間に周旋す事聞ふ將さに縛に就かんとし偶病に罹りて死す是に於て茂左衛門を鞠し日本の書を得たり八月又梅田源次郎を捕ふ十日清水成就院の僧月照失踪す逮捕を避るなり十七日詮勝京師に入る詮勝か此行名は假條約訂結の辯疏に在りと雖ども實は尊攘黨撲滅の目的に外ならず故を以て病と稱して參内せず専ら其事に勉む十九日には鶴飼吉左衛門其子幸吉を捕へ二十二日には急に令を四方に傳へ鷹司氏の臣小林民部三國大學三條氏の臣兼田伊織儒者池內大學繪師浮田一蕙父子處士賴三樹八郎等を逮捕して伏見に送り鞠糺して密勅の水藩に下れる事實の顛末を得たり二十七日日下部伊三治江戸に捕はる是より東西縛に就く者頗ぶる多し之を戊午の大獄と稱す十月十五日關白九條尙忠の内覽を復す酒井忠義専ら幹旋し關白元の如くなれば關東如何なる事を申來るも京都に於て獄を起すことなかるべしとの意を奏上し遂に此命あるに至ると云二十三日橋本左内江戸に在り幕府の審問を受け遂に藩邸に幽せらる二十四日詮勝參内條約訂結の事を奏上す一に今春堀田正篤上京奏聞する所の如

く更に將軍の遺言を以て勅允を懇請するなり二十五日慶福將軍宣下あり名を家茂と改む長野主膳島田左近議して曰く朝旨の幕府と干格する所以のものは公卿浪士の其間に煽惑するあればなり今此輩を除き關白九條氏と傳奏とを以て事を決せば朝議立ちに決せん叡慮必ずしも他あるに非ず宜しく前議を奏すべきなりと直弼亦此議を可とす故を以て詮勝亦固く條約の採納を請ひて已ます十一月二十三日九條關白詮勝齋らす所の幕府奉答書を捧じて叡覽に入る此月下旬二條齊敬將軍宣下の勅を齎らして江戸に入る十二月朔勅使登營宣下の式を終ふ五日囚人を江戸に檻送す十七日日下部伊三次獄中に死す十九日檻送の囚人江戸に入る乃ち之を榊原式部大輔松平飛騨守の邸に拘す晦日京都町奉行近衛氏の老女津崎村岡を召して糺問す同日朝旨詮勝を経て幕府に下る其文に曰く

蠻夷和親貿易以下の條件皇國之暇瑾神州之汚穢既に先朝にも甚被惱叡慮被仰出之御義も被爲在候當御代より始被行候ては實に被對皇太神宮御始代々恐多被仰譯無之深く御歎息被思召候に付日夜被惱叡慮候御趣意は春來度々被仰出

候御事に候處今般間部下總守酒井若狹守上京後彼是言上之趣は大樹以下大老老中役々にも何れ於蠻夷は如叡慮相遠け前々御國法通り鎖國之良法に可引戻段一致之義被聞食誠に以御安心之御事に候然る上は彌公武合體にて何分早被回良策先件之通可被引戻候於不得止事情は審に御水解被爲在方今之處御猶豫之御事に候殊に神宮並京師近海之義は先日申達候通全御傳國之神器被相重候御事に候間宜御勘考被仰出候事

此時に方り尊攘黨打撃の一舉は天下の耳目を聳動し志士の心膽を寒からしめ縉紳諸卿殆んど屏息の狀あり此詔勅あるに至りしもの當時の狀況を概見すべきなり然れども細かに之を玩味すれば纔に鎖國猶豫の勅旨を得たるのみ未だ開國の議を決するに至らず而して下層の志士間には益々他日激發の地を爲したるの狀ありたり長藩の吉田松陰の如き實に其一人なりき

此年七月十六日紹述編年に據れば二十日島津齊彬國に卒す時に齊彬朝幕の干格に憂ふる所あり公武合體の趣旨を執り自ら京師に至り幹旋する所あらんとし發するに先つ

日劇疾に罹り遽に卒す卒するに臨み弟久光の子忠義を以て後と爲し久光をして之を輔翼せしむ

第十六章 安政五年の毛利氏

兩相府の意見交換○毛利吉川兩家の和親○諸士勵精の諭令○蘭書會讀の創始○兩相府の時事應答○儉安戒飭の令○幕府に奉ずる答勅意見書○國相府の答勅意見○毛利氏藩是の三大綱領○忠正公の歸藩○兩相府の轉免○八手總奉行への諭令○條約調印に關する意見書○施政の綱目○赤川直次郎の講議○戊午の密勅○毛利氏立脚の三策○毛利出雲井上與四郎の政況視察○毛利氏の内傳獻○竹島事件

安政五年正月公父子江戸に在り外事漸く迫まり海内騷然物情日に喧しく幕府開鎖の議未だ解決せず前年十二月米國條約に就き周ねく諸侯の意見を徵せしより天下の耳目擧げて外事に集中し長藩政議亦之れが爲めに作興し有志の士皆起て國事を論ず正月六日行相府先づ書を國相府に寄せて東地の情態を報じ以て其用意の資とせり其文に曰く

一筆致啓達候舊臘二十八日の夜松平陸奥守様松平安藝守様御留守居衆より回狀を以今日堀田備中守様へ私共被召呼被仰聞候は申談儀有之候間明二十九日四時大廣間席不殘登城候様可被致此段同席中庶流共早々通達可被致段御用人を以御書面被成御渡且又御嫡子様方御登城有無の儀右御用人へ承合候處御嫡子様共御登城可被成旨被仰越候段申來候處殿様には少々御機嫌相にて被成御斷若殿様被遊御登城候處於御黒書院御目見被仰付上意有之於御白書院備中守様御開口にて亞墨利加の儀被仰聞短日彼是御手間被爲取夜六時過御退出被遊左候處同夜備中守様より一人御呼出に付小倉源五右衛門罷越候處今日病氣に付登城不被致候處差向候儀に付明晦日四時可成丈登城候様可被致段御用人を以御書附被成御渡候に付晦日被遊御登城候處御次第都合前日の通相替儀も無之夕七半時過被遊御歸候委細仙臺様より晦日御仕出の御廻狀に相見候に付爰に相略申候右に付ては殿様御氣附筋可被仰出の處脇々様御振合も可被爲在との御事にて未爲何儀も不被仰出候右之通及月迫二十九日晦日御登城殊に終日

被成御詰候儀は餘り不承事に付自然御國中に於ても何かと風評可致哉も難計
依之別紙御心得迄に差越申候間左様可被成御承知候恐惶謹言

二十五日書萩に達す國相府乃ち答書を裁し亦其意中を報ず其文に曰く

御書面の趣別紙旁委曲令承知候先以御兩殿様及月迫不時の御登城殊に終日被
成御詰候段何共恐入候御事に御座候就ては亞墨利加使節對話書をも被差越致
熟覽候處叔々不容易儀其後諸家様の御振合も有之殿様御氣附筋被仰出たるに
て可有御座於各も深御案仕候最早當今不尋常時勢に付各國の儀も何とか御處
置筋可有之候得共於此御方御自國御持堅之御政道肝要の御事と精々申合候儀
に御座候猶御氣附筋旁其後の御様子委細被仰越度存候

書中未だ長藩抱持する所の方針を明言するに至らずと雖ども其外事を憂慮して
之れに施す所あらんと欲するの意自ら見るべきなり此時に當り藩地に於ては益
田彈正當職に居り前田孫右衛門内藤萬里助周布政之助等其屬僚たり人才輩出大
に藩政の振張を期す吉田松陰亦松下村塾に在て頻りに尊攘の義を唱へ盛んに士

氣を發揚し屢々獻言して時務を論ず長藩上下爲めに頗る活氣を帶び銳進の兆漸
く現はる二十一日養女銀姫を以て世子定廣に配し合番の禮を擧ぐ二十七日井上
與四郎をして相州營地を巡檢せしめ以て出成の將士を戒む與四郎尋で歸國を命せらる二月二

日公陞位の祝禮を小書院に行ひ當役以下に謁を賜ひ即日閑老を回訪して謝辭を
陳す三日吉川監物江戸に入り五日公を其藩邸に訪ふ禮節懇懃兩家益親睦を加

ふ願ふに毛利氏と吉川氏とは年來舊例格式の争ありて久く解けず爲めに兩家の臣下は互に相凌轢す
るの傾きあり吉川氏の參府して長藩邸に来るや吉川氏吏員は監物をして乗駕の儘玄關に至らしめ
んとし毛利氏の吏員は中門の外に拒まんとし互に相争ふを常とす公深く兩家の親睦を思ひ此日諸臣に
内命し其爲す所に放任す故に監物の駕中門の前に來るも吏員制するものなし吉川氏吏員大に喜び直ち
に駕を擁して玄關に進まんとしてせしに監物駕中より昇丁を制止し門外に駕を下り歩して玄關に進むと云ふ此事些事と雖も亦兩家情好の一助となりしなり是月久阪玄瑞京

攝間に出游し以て海内の形勢を窺ふ吉田松陰送序を作り其行を壯にす玄瑞の萩
を出るや迂廻して浦氏の采邑熊本郡阿月に至り秋良敦之助を訪ふ敦之助既に京
都に往き去て在らず玄瑞詩を其居に題して去る是より先き敦之助堀田閑老の京
都に入り將さに條約の允許を請はんとし外事漸く迫るを慨し白井小助を従へて
上京し大原堤の兩卿及び梁川新十郎梅田源二郎頼三樹八郎等と相提携し窈かに

朝紳の議に賛する所あり尋で仲谷正亮亦松本提山と俱に東上の途に上る皆久阪玄瑞等と謀る所あらんとするなり十一日口羽徳輔の臣阪上忠助浦靱負の臣秋良敦之助佐世主殿の臣土屋矢之助清水美作の臣灘波傳兵衛を褒賞す忠助は性質温厚深く學問に志し

幼主を輔佐して其才器を成就し且つ父に事へて至孝なり敦之助は才氣英邁文武の道に志し主家の弊政を釐革し財政を整理し才を養ひ士を愛し心を民政に用ひ且つ大に海防の策を講せり矢之助は資性英敏にして幼より學を好み四方に遊學して文章を善くし門生を教導して日夜懈らず傳兵衛は天質沈毅文武の學を嗜み殊に經濟の才に富み主家の財政を整理して弊風を矯正し事に臨んで誠意廉直なり以上の功績あるを以て四名俱に褒賞を受く忠助敦之助傳兵衛の三人は時人之を陪臣の三傑と謂ふ十五日客臘の位階昇進に關し公老臣をして令を諸士に傳へ勵精する所あらしむ其文に曰く

舊臘殿様御位階被遊御昇進候處御書附を以各別厚き御沙汰有之當時諸家様も御政治向海防等之儀無御疎段相聞候處格別之御沙汰無之殿様御壯年之御事には候得共御家督砌より御國政向に入御精被遊御苦勞候段公邊御聞入有之且御備場御委任等にて出格之御詮議を以御昇進の御沙汰有之先年も御鞍鍔被遊御拜領猶又此度御沙汰之趣に付ては御當家御美目之次第御先祖様方へ被爲對益御孝儀相立御家不朽之御龜鑑無此上就ては後來之御政事彌以御大事之儀公

邊へ之聞旁肝要之御時節に付御國中隅々に至るまで御趣意不行届ては不相濟儀殊更御政事にあつかひ候面々は不顧前後廉直正路之筋にかなひ御仁政行届候様遂心遣且又御備場御委任に就ては是迄迎も無疎事に候得共彌御家來中文武令出精兼々質素儉約を旨として事有時之御用に可相立心掛肝要之事に候此段厚く相心得候様被仰出候間其旨在役之面々且御家來中日夜心を盡し御奉公之覺悟あるべし此段重疊申聞置候様との御事

尋で復た綿服着用の令を布く同日吉川監物登營して將軍に謁し禮畢て退出し直ちに來り謝す監物太刀馬代白銀十兩干鯛一函を公に贈る十八日福原與三兵衛を以て京都留守居と爲す後ち五月庚午九郎兵衛と交代せり二十日野村淳助を京都に遣る内翰を留守居に齎らすなり蓋し堀田閣老上京中の行爲を探聞して之を江戸に報せしむる爲めなり二十三日令を諸臣に下し吉川家に對し禮を缺くの擧作なからしむ其文に曰く

此度吉川監物出府に付當御屋敷被罷出候節出會面々且彼屋敷へ御下り之節御供並出勤面々下々に到迄別て相愼少も不作法之儀無之様假令如何様之仕向有

之候共其儀に應じ穩便之心得肝要に候自然其筋に不相叶儀又は先例相違之儀有之候共於其場は何分之不及回答罷歸候上可被申出候若不心得之者於有之は屹度御咎被仰付候條下々へも重疊手堅く可申付候事

後ち三月五日公の吉川氏を訪ふや迎接應對壯重の間自から需々和氣を帯び復た一點挾む所を見ず前年花江茶亭の宴晤此に至て益々其効を見る三月九日櫻田邸の大書院に散樂を張る公の昇叙と世子の結婚とを並せ祝するなり公父子臨で之を觀吉川監物亦來り陪す十四日監物登營別を將軍に告げ二十二日歸途に就く十九日始めて櫻田邸に蘭書會讀の筵を設け爾後毎月三回之を行ふ坪井信友東條英庵青木周彌等をして俱に講究し兼て新來の書を翻譯せしめ竹田庸伯之れが會長たり後ち桂小五郎久阪玄瑞に亦參會の命あり小五郎は劍術修業の爲め久しく江戸に居り前年十月期滿るを以て更に二百日の延期を請ふ兩度に及ぶ政府之を許し蘭學を修せしむ故に此命あり玄瑞は伊藤玄朴の門に居り赤川淡水と俱に京都に上り梅田源次郎等と密に國事に奔走し後ち藩命を承けて江戸に來る蘭書を學ばんとして請て村田藏六の門に入れり後文久年間麻布邸内に於て桂等と相會し廣く江戸及び諸藩の事情を探索して報知し以て我藩運動の資と爲し之を新聞會と名く蓋し蘭書會讀會に倣ふなり四月七日國相府更に書を行相府に寄せ時務の要を問ふ其略に曰く

假令尋常之時節にても前後被仰出之通彼此御國政向彌以肝要之儀に候處舊臘以來亞墨利加使節應接の趣今以半途に相成居公邊御處置次第彌交易通商に相決諸所開港外夷繫泊の絶間無之様にも相成可申哉左候はゞ本邦の時運自是一變致間敷程も難計甚以苦々敷時節に候御國政向別て御勵精之思召可被爲在此時節御政事に預り候面々實以寢食之間も苦心可仕事に候然處御國政之大意於爰元各申談候趣は正月二十五日之裏書を以て略申達候通御自國御持堅之外有之間敷と相考別紙書取之旨趣を以て追々申談候得共亞使應接之趣に付御氣附之旨公邊へ被仰出候儀有之其旨國政へも相貫不申候ては被爲對公邊御不都合之儀有之歟又は別段思召之旨被爲在候歟御様子委曲被仰越候はゞ勿論手廣申觸れ候には不及事に候得共御政事に預り候面々孰れも其旨を奉し諸事取扱候様致度候條何分之儀被仰越候様にと存候

行相府書を得て乃ち之れに答ふるに公が歸萩の日を待て大に議する所あるべきの意を以てす其書に曰く

御書面之通別紙旁致承知候各様御氣付御案之程御允之儀に御座候舊臘晦日被遊御登城候節御達之趣に付ては諸家様にも各別御氣付不被仰出候由相聞候に付此御方之儀も御同様其儀無御座候然る處於公邊は先平穩之御處置と相聞候得共異國之情態難計に付各國其覺悟無之ては難相協兎角富國強兵之外他事無御座候何も追て御歸城之上可及御談候

二十日公將さに萩に歸らんとす乃ち令を諸臣下に傳へて其儉安を戒む其文に曰く

近來諸異滯府種々難題申上候趣寢食も不安時節に候然處動すれば太平之風習に相泥み候向も可有之哉萬一及戰爭皇國之瑕瑾にも立至候ては不相濟儀に付上下衆心令一和粉骨碎身報國之御奉公勿論事に候條在役者不及申家來末々に到迄儉安之舊弊相改文武之諸藝一入相勵士道之練磨肝要之事に候當今時勢不尋常儀深く懸念之事に候條此段屹度相心得於遂忠節は可爲本懷者也委細年寄共よりも可申聞候事

二十五日公列藩諸侯と共に幕命に依り登城す幕府閣老堀田備中守をして米國條約勅答の故を告げて諸侯の意見を徴す此時幕命あり公をして歸國の期を五月まで延べしむ公乃ち邸に歸り直ちに當役以下諸藩臣を會して答案の事を議せしむ二十九日案成る案は江戸在邸の諸臣に示したるも在國諸老臣に示すの暇なかりしと云ふ五月三日之を幕府に奉ず其文に曰く

今般存意申立候様被仰出奉畏候就ては昨年申上候外格別存付無之候得共勅答之旨猶御取扱方之御達に付再應考合仕候處永世安全之思召に付ては人氣一和之外他事無之かと奉存候假令外國之和議相調候共人氣之不和出來仕候ては不相濟御疎無之儀には御座候得共乍此上叡慮之旨御尊奉之御趣意を以偏に御一和にて待夷之御良策被爲在度奉存候無左候ては自然内外之憂患差起候様立至候ては何とも奉恐入候次第に付此段厚御處置有之度儀と奉存候以上

十一日武州八王子川口七郎兵衛に米十俵を賜ふ非常避災の場に充る故なり安政元年以來既に此準備あるなり 十二日公江戸を發し歸萩の途に就く二十四日尾州清洲に着し正午尾

起驛に迫ふ會、周布政之助萩より到りて公に謁し幕府の諮詢に對する國相府の意見書を奉る其文に曰く

此度墨夷一件從幕府天朝へ御伺相成候處下田條約の外一切御許容不被遊候節は自然異變も難計に付防禦の處置がら聞召度との叡慮被仰出候然處幕府にては最前假條約の外御扱方無之勅諭の通にては國家の御爲不相成との由にて列侯御氣附の筋被仰出候様御達有之誠に皇國の御一大事不容易儀就ては於此御方も忠謙の御建白不被爲在候ては天朝幕府は不能申御祖宗へ被爲對候ても被相濟間敷儀と奉存候依之私共不顧愚昧集議の趣奉申上候元來墨夷申立之趣表は懇切忠告の様相見候得共禍心を抱藏仕候は追々の應接にても被相察候處於幕府寛裕の御取扱被爲在候は一時の權宜にも可有之候得共數ヶ所開港夷人雜居邪教の寺院建立相成候ては人心誑惑遂に禍亂を生じ候は必然の勢にて御國體も不相立後患難免様相見候此度叡慮の通異夷御拒絕に相成候は、眼前異變は生じ候義も可有之候得共御國體に於ては聊御屈辱無之海内の死力を盡し遂

防戰候様御英斷相成候得者人心一變し太平之流弊相改り兵馬の訓練砲艦の製造等は不日に相整皇國御興起の良策此外には有御座間敷乍恐叡慮出此候は誠に天下の大幸とも可奉申儀に付於幕府も勅意御遵奉被爲在可然御事に奉存候此段御建白被爲在候は、天朝への御忠節幕府への御信義且は洞春公以來の御忠志を被爲繼御孝道にも相協可申儀と奉存候間御熟慮の上御建議被爲在度依て懇願仕候右の通程克被仰上度存候以上

周布は使命を果し直ちに歸途に就く六月九日着萩初め閣老堀田備中守條約勅答を奉じて東歸し將に諸侯の意見を徴せんとするの報萩に達するや志士奔走議論鼎沸幕府をして勅旨を奉じ外請を拒絕せしめんと欲す藩政府亦大に憂苦す會、吉田松陰私に對策一道を作る以爲らく鎖國は國家の大計に非らず雄略を振て四夷を馭せんと欲せば航海通市にあらざれば不可なり然れども今の航海通市を言ふ者は能く雄略に資するにあらず苟も戰を免るゝのみ其志鎖國者の戰を憚らざるに如かず世の和を言ふものは心實に戰を畏れ内自ら慮るあり今や神州振はざる久

し一旦勅諭震發正論勃興曠代の盛事なり凡そ臣子たる者宜く之を承順して外請を却け先づ大艦を作り船軍を練り數年の後吾より進んで和親の約を締し通商互市を行ひ以て國威を奮興すべしと實に此月十二日なり其夜恰も江戸の藩邸より公報萩に達す曰く墨夷一條に關し幕府諮問あり因て發駕の期を延ぶと翌十三日當職益田彈正急に當役以下諸吏員を自邸に召集して議する所あり議に與る者皆曰く是れ皇國の大事なり我公にして忠言を薦むれば上は以て朝廷幕府に對し忠節信義を缺き下は以て毛利氏の祖宗に對し承順奉仕の道を失ふなりと乃ち前掲の意見書を草し周布政之助をして齎らして之を江戸に赴かしめんとし十四日昧爽彈正登廳再び其案を議し周ねく一門の老臣を召集して之れが意見を求め異議なきに及び即夜政之助をして携へて東行せしむ吉田松陰詩を以て其行を壯にす當時政之助松陰等志士と其議論を上下し意氣頗る相投ひ此行又病を力めて程に上れり當時國相府の此議決を爲すや主眼の問題を二道に分つ一に曰く朝廷幕府に對するの態度は如何せば則ち可ならん二に曰く毛利氏の社稷を保維するの方

策は如何せば則ち可ならんと是れなり而して朝廷に忠節幕府に信義祖宗に孝道之れに依て以て其議を決せるものゝ如し二十七日公草津に到り將さに京に入らんとす偶、病あるの故を以て果さず羽彦仁右衛門を京都に派し有栖川宮鷹司卿及び所司代に到り旨を通じて謝せしむ二十八日伏見驛に到て淹留す同日大坂留守居兒玉準京都留守居宏戸九郎兵衛福原與三兵衛及び大坂商人廣岡久右衛門に謁を賜ふ福原與三兵衛は曩きに共戸九郎兵衛に代りて京都留守居の命を拜し共戸九郎兵衛は地方所帯方に轉じ與三兵衛之と交代せしが爲め來りしなり大和高田の豪農村島長兵衛來て公に獻するあり乃ち亦謁を賜ふ長兵衛扇子及び南部墨各一箱を獻す此人は前年以來其の一族と俱に防長物産の販賣并に軍船製造に盡力したるを以て特に此事ありしと云ふ是より先き此年正月長兵衛同族長次郎と與に萩に來り物産方吏員と協議し先づ販賣所を大坂に創設し海關の通過販路の擴張より物産の交易に至るまで規畫經營頗る其力を致せり政府其効を多なりとし更に穴戸九郎兵衛に命じ京都より歸萩の途次大和を過ぎ長兵衛に會して協議する所ありしめたり舊記を案するに長州物産中の重要品は鹽なり之を十津川及び紀州新宮等に廻送し又十津川の木材を大坂に出し長州の造船用に供せしものゝ如し六月十五日公萩に入る二十六日以後大に相府吏員の轉免を行ふ當職益田彈正當

役に轉じ手元役赤川太郎右衛門罷められて内藤萬里助之に代り政務役三宅忠藏罷められて周布政之助之に代り兼重讓藏之れが添役と爲る當役浦靱負當職に轉じ手元役前田孫右衛門故の如し、宍戸九郎兵衛地方所帶方に居て政務役を兼ね用談役内藤兵衛罷められて井上與四郎之に代る而して政之助政務役を以て手元座の事を兼ね萬里助手元役を以て政務座の事を兼ね與に相府の主髓たり時に藩内の士人自ら二派に分る二派蓋し其源を天保嘉永の間に發す一は専ら改革進取を力め一は之に反する者なり故に假りに之を改進保守の二派と稱するを得べし安政年中に至りては内藤萬里助前田孫右衛門周布政之助宍戸九郎兵衛井上與四郎等は改進派の領袖にして坪井九右衛門赤川太郎右衛門三宅忠藏内藤兵衛等は保守派の領袖たり此轉免たる主として人物を改進派に取る坪井九右衛門獨り留て撫育用掛に在りと雖ども後ち十月十八日に至り病を以て其職を辭し北條瀨兵衛の之に代るや相府幾んど保守派の痕跡を留めず唯椋梨藤太の明倫館頭人を以て政府以外に孤立するあるのみ

毛利氏の制國相府は行相府を超て外政の表面に立つ能はざるは已に見る所の如し是を以て國相府諸員は往々憤慨に堪へず曩き

に詔勅煥發幕府再び諸侯の意見を徴するに當り行相府專斷之が答書を奉るを見國相府は特に周布政之助を東上せしめ慷慨の意見を公に報じたるが如き亦行相府の議論循姑息に出んことを恐れて然かせるものに 七月十八日公親書を入手總奉行に下し尙武の急務たる所以を論し兼て其意見を諮ひ大に革新進取の方策を講ず 事は諸改革章に詳なり 此月幕府毛利氏の相州警衛を罷め兵庫警衛を命す十三日中村道太郎藩命を帯びて京都に入る形勢視察の爲めなり初め公の江戸に在るや閣老堀田備中守西上して條約訂結の勅許を奏請す國相益田彈正手元役前田孫右衛門と相謀り中村道太郎をして上京視察せしむ既にして道太郎京都に入り梁川新十郎梅田源次郎頼三樹八郎等と相會し深く情勢を偵知して還る今再び此命あり尋で杉山松助伊藤傳之助岡仙吉總樂悅之助伊藤利助(後ち俊輔)山縣小助(後ち狂介)命を承けて東上す亦形勢視察の爲めなり吉田松陰送序を作て其の行を壯にす時に朝廷幕府と益々相容れず閣老間部詮勝將とに幕命を含んで京都に入らんとし大老井伊直弼龍駕を彦根に移すの流言あり藩中志士時事を慷慨して氣焰幾んど當るべからざるなり十八日高杉晋作山縣半藏江戸に遊學す吉田松陰序以て之を送る是より先き松陰門下の士東西に出遊する

もの久阪玄瑞中谷正亮入江九一吉田稔麿松浦龜太郎等數輩あり松陰乃ち晋作等を
 をして此輩と與に謀る所あらしめんと欲し更に書を周布政之助に與へ特に晋作
 を大坂に留め之をして濱松藩士岡村貞次郎の門に入り修學する所あらしめんと
 請ふ 岡村貞次郎は其藩邸の留主居を以て大坂に居り銃砲を以て生徒に教授す亦尊攘の士なり松陰其
 名を聞き少年の俊秀數十人を遣り其塾に入らしむること江戸齋藤彌九郎の門に於けるが如くせ
 んとす故に晋作の此行に臨み此言あり當時松陰は頻りに飛耳長目の策を云々し少年有爲の士を四方に
 遊學せしめ長藩の耳目と爲し以て天下の形勢を知悉せんとするの議を主張せり晋作大坂留學の事遂に
 此時に行はれずと雖とも書生の京都及び江戸に赴くもの、聽れず二十一日公兩相府の要路を
 頻々其數を増せしは松陰の議與て力あるもの、如し 會し兵庫警衛の事を議す二十三日福原左近允を警衛總奉行と爲し天野九郎右衛
 門を用談役と爲す久阪玄瑞赤川直次郎京都に在り梅田源次郎等と交り條約事件
 に關し頻りに奔走す過激の舉動に出づるの虞なきに非らず因て二十八日玄瑞に
 命じ江戸に還り直次郎に命じ萩に歸らしむ 當時周布政之助より兒玉準北條瀨兵衛に送り
 たる書に曰く赤川久阪兩人上京之趣江戸より
 申來候付赤川事は御國被差下候段御沙汰相成申候是は實に御用も有之且都下之形勢面會にて承り候は
 其後之處置心得方も可有之に付京近邊に罷在候は御相對候て一應御國に罷下候様被仰聞可被下候
 久阪生は速に歸府仕候様可被成御教諭候何分此節之儀に付京攝間にて疎暴之所行仕
 候ては不容易御手数數に相成候間書生之習態屹と相慎候様幾應も被仰教候様にと存候 八月七日寺田
 彌次右衛門を江戸に遣はし條約調印意見書を幕府に上らしむ彌次右衛門命によ

り途次諸支藩の同意を求め九月二日江戸に入り世子の内見を了り五日之を海防
 掛老中太田備後守に呈す其文に曰く

此度無御據御場合に付條約調印亞國使節へ御渡方被仰付候處此後の御取締方
 沿海御手当等御充實に相成叡慮を被爲安候様被遊度に付存付も有之候は、無
 腹藏申立候様被仰出奉畏候右は去冬當春申上候外格別存付無御座候得共外國
 の事情考合仕候處永世御憂患無之段は難測候誠以御艱難の時勢に付御國內人
 心一和此餘西洋諸國より難題の儀申立候は、一同奮發抛身命及防戰候期にも
 立至可申哉と奉存候依之上朝廷御尊奉下列國への御親愛彌御手厚御國內人心
 一和候様御處置被爲在度御儀と奉存候萬一人心分裂仕候ては外國より種々作
 略を以内地の人民を誑惑し終に大患を引起候様立至り此後の御取締方沿海の
 御手当等にも差障り候ては甚以恐入候次第存候此等の儀勿論無御疎御深謀被
 爲在御儀には御座候得共私儀今般兵庫表御警衛被仰付肝要の御場所に付何卒
 内患の顧念少も無之心力を竭し外國防禦の儀心配仕度奉存候折柄旁に付不顧

愚陋存念申上候以上

既にして公又兩相府員を政廳に會し政務を討議し諸家臣をして建議せしめ樞要の條項を擇び付箋して之を兩相府の廳上に掲げ以て施政の指針と爲す答議を上りしは毛利筑前毛利出雲益田彈正毛利伊勢益田伊豆浦朝負毛利隱岐根來主馬前田孫右衛門次戸九郎兵衛八谷藤兵衛松原太郎右衛門内藤萬里助周布政之助兼重議兼渡邊伊兵衛等なり軍政増補の事文武興隆之事士氣振起之事明倫館内階級打破之事人才擢用之事風俗改革之事言路を開く事驕奢を禁ずる事士民の困窮を救ふ事役場簡易の事農政を厚くする事圍穀獎勵の事の如き目中の最も著しきものなり事は諸改革章に詳なり十日公明倫館に臨む赤川直次郎毛詩を進講す直次郎曩きに京都より歸り明倫館に入て都講と爲る此日泮水の篇を進講る衆聽を變動す遂に講義一篇を選て之を獻す其説蓋し姬周を以て朝廷に比し魯を以て長藩に比す詩の大義を釋して孔子の微意を發揮し我國今日の形勢を慨き吾公の王事に勤めざるべからざるの旨を明にせり聞藩傳誦名聲一時噴々たり二十一日毛利筑前の臣甲谷岩熊京師より到り議奏中山大納言忠能正親町三條中納言實愛の内命を以て密勅を傳ふ公乃ち當役以下を會し密議する所あり尋て鷹司右大臣亦別に内勅を京都藩邸に下す留守居福原與三兵衛急使を馳せて之を萩に報ず公乃ち周布政之助をして上京して勅旨に奉答せしむ此時に

當り長藩政府は時勢の將に一變せんとするを察し其施設逐次進取の鋒銳を露はす保守論者は其態度を觀て輕燥無謀と爲し急進論者は之を觀て因循怯懦と爲し俱に藩政府を罵る藩政府頻りに兩派の攻撃に遭ひ黙して止むべからず此に於て乎當役用談役井上與四郎當職手元役前田孫右衛門當役手元役内藤萬里助政務役周布政之助等相議して時勢に應ずるの三策を案し公の裁決を經之れに依て以て更に施政の方針を確定せんと欲し連署して先づ案を當役當職に呈す其文に曰く時勢に應じ御處置之大意左に申上候

第一策

一先年以來幕府へ被仰出候御氣附之旨今一と際御入はまり公武之御中に被成御立候で叡慮御遵奉御合體被相整列藩被仰合徳川家を御輔翼被成公明正大之思召を以尊王攘夷之御盛業屹と相立御當家之御美目萬代に相耀候様可被遊御處置之事

第二策

一先年以來御建議之旨趣御大老御老中へ能々通徹仕候様取計被仰付此餘は先御手を不被下列藩之動靜に隨ひ是迄之御正議を御持詰被成機に臨み變に應じ尊攘之思召成丈け相達候様可被遊御處置之事

第三策

一右兩條は俗眼より窺候得は御國家御身上御大事に相拘候様相見可申勿論於私共ても不及ながら御安危之境をこそ夜白苦思仕候儀に御座候得共先んずれば人を制し後れば人に制せらるゝ道理も有之右兩策之内御處置次第にて御國家は彌盤石之勢にも相成可申候處俗論之通御身上御首尾相を取繕候儀を專一にして御内輪にて有志者之口を噤み京都近邊產物取組其外御大老中之主意に相觸候廉々は悉く被差止終に先年以來之御建議もいつとなく消磨に及び候様取計候はゞ御大老御老中よりは却て御家來中之柔弱を被見透いか體之儀可被申掛哉も難計假令左様之儀無御座とも世間識者之誹謗をば難遁思召も被爲安間敷と奉考候付今更御政體を被爲變候儀は下策に可有御座

哉之事

右三ヶ條之内孰へ御決心被爲在候哉兼て奉伺居候はゞ當節御處置之根本相定め私共心得筋一致仕精々心力を盡し御奉公申上度奉存候此段御兩職様より御伺被成下候様伏て奉願候以上

兩職案を得て之を公に呈す公乃ち益田彈正をして指令する處あらしむ其文に曰

く

第一策當時勢的當の策には相見へ候處形勢彼是未だ容易に難被下御手候に付第二策を御處置的當と被思召候條其心得を以て諸事取計候様との御事乍併最初より第二策の御處置に眼目を相立候ては忽ち第三策の御處置に流れ候儀必然の事に付第一策の御處置篤く取調べ置彌可被下御手御時勢到來候はゞ直様被下御手候儀は勿論の事に候然れども前條の通容易に難被下御手事故第一策の御處置を眼目に相立不得止事第二策の御處置と相心得候心持を以て篤と取調べの上諸事取計候様との御事

藩是既に定まる俗論派の口は之を以て漸く嚙するを得たりと雖ども急激派は第一策を以て猶迂なりと爲し藩政府が第二策を取るを見て以て爲すあるに足らずと爲し自ら進で謀る所あらんとす吉田松陰の如き參府議を作て以て公明春の東勤を遽らんとするに至る文章激烈字句一として忌憚に觸れざるはなし周布政之助百方之を慰諭すれども聽かず此に於てか十一月二十九日終に之を其家に錮し十二月五日更に野山の獄に投ず松陰の獄に投ぜらるゝや門生等罪名を質すを名として頻りに藩政府に迫る六日復此輩を謹慎に處す既にして藩政府曩きの施政の方針に基き時勢に觀て機を制せんと欲し毛利出雲井上與四郎を江戸に遣はし以て謀る所あらしむ十五日與四郎先づ發し二十七日出雲後れて發す周布政之助飯田小右衛門之に従ふ發するに臨み公益田彈正をして諭告を傳へ江戸留守居安戸播磨に傳達せしむ其文に曰く

追々幕府へ御建議に被及候旨も有之候に付今一際御入はまり公武御合體之儀御屬旋被遊度御事には候へども當節御手を下さるべき機會も無之候故此往き

勢に隨ひ御處置可有之縮る處御祖宗以來之御遺旨を被爲繼天朝へ之御忠節幕府へ之御信義相立候へば全以御遺憾は無之眼前之禍福を謀り輕薄之於致取計は御本意ならずとの思召に候此趣參着の上播磨方へ可被申達候事

而して毛利出雲井上與四郎の江戸に在て時機を窺ふの間藩政府は専ら内治の整理に力めたり是れより先き十一月七日長井雅樂を奥番頭に進め直目附と爲し十五日内訓を授けて急に歸藩を命じ途申京都大阪徳山に各數日間滞在して機密の事項を辨せしむ吉田松陰は雅樂の歸國を以て公の參勤を促し媚を幕府に獻せんとする意に出たりと爲し大に論議する所ありたるも是れ蓋し松陰の誤聞なり但し雅樂の齋らし内訓は未だ其何事たるを詳にせずと雖も蓋し形勢觀察の意も亦尠からざるべし初め周布政之助の京都より歸るや公朝廷式微供御菲薄の實情を知り深く之を慨し密かに國産を奉獻して其萬一を裨補せんと欲し乃ち政之助をして正親町三條中納言卿に就て其事を謀らしむ中納言大に其學を贊し毛利氏誠意の在る所を内奏するや主上亦深く之を嘉納す此に於てか内傳獻の事陸續絶えず主上亦内賜あり當時幕府専ら意を京都に注ぎ輦轂の下偵吏目を側つ而して諸侯の獻納は幕府の忌む所なり故に毛利氏頗ぶる其事を秘密に

し直目付及び二三要路の重臣の外絶て之を知るものなし記録亦隨て埋滅其詳を
知る能はず 内傳獻の都度正親町三條卿より御満足に思召候との内達書四五通を存するのみ内傳獻
の事は蓋し此年十一月廿鯛一桶鮎一箱を獻じたるを始めとし文久二年に至るまで絶え
ず獻品あり就中文久元年八月公か南園の別業に於て製造せし
めたる硝子器を獻じたる時の如きは特に嘉賞せられたり 當時財界一變して市價騰貴す然
も幕府寛永の定率を定めず 所謂御買物
直段なり 依然舊例に準ふ故を以て供御の料自ら菲薄
ならざるを得ず 當時伏見奉行内藤豊後守が所司代酒井若狭守の用人三浦七兵衛に與へた
る書中に御膳酒水三分酒七分とあるを以ても亦其一斑を窺ふに足れり 毛利氏
内傳獻の事ある其故なきに非るなり

此年竹島開拓の議あり 竹島は竹島大坂島松島の總
稱にして韓の鬱陵島是なり 島上良材多く周岸亦鮑魚に富む初
め長府の人興膳昌藏 醫師にして崎行の
士なりしと云ふ 初めて開拓の事を企畫す吉田松陰大に其舉
を賛し以爲らく幕許を得て地を開拓せば他日吾藩遠路の資に供するに足ると乃
ち此年二月門人久阪玄瑞の東遊に托し書を桂小五郎に寄せ以て其事を幹旋せし
む桂小五郎村田藏六密に大目付久貝因幡守等に就き謀る所あり七月十一日松陰
又書を桂小五郎に寄せ開拓着手の意見を報す既にして小五郎藏六開拓意見を具
して之を行相府に呈す行相府亦頗る意を此に傾け國相府に謀る所あり國相府

乃ち答案を具し公の裁可を請ふ其意要するに竹島は所屬疑問の地なり幕府に請
ふも許さざるべし且つ隔遠の一小嶼にして得失相償はざるべしとして其事を止
むるに在り時に桂小五郎村田藏六等は既に行相府の内意を含み曩に大目附久貝
因幡守に到り謀る所あり因幡守其事の勘定奉行に屬するを語れるを以て二人更
に勘定奉行山口丹波守に到り其内意を叩く丹波守其説を賛すと雖ども閣老の内
命に出るか否らざれば長藩の請願あるに非れば議に付し難きを言ふ此に於て乎
二人連署して先づ内願書を提出し閣老久世大和守を訪ひ其意見を問ふ大和守其
意を賛すと雖ども藩主の願書に非れば公然の議に付し難きを言ふ會 國相府の
答書萩より到り且つ國事亦多端にして竹島の事遂に半途にして止む

安政五年要路一覽

行 相 府

國 相 府

當 役

六、廿六、免、 浦 鞞 貞
六、廿六、任、 益 田 彈 正

當 職

六、廿六、免、 益 田 彈 正
六、廿六、任、 浦 鞞 貞

用談役

六、廿七、免、
兼、六、廿七、免、
十一、七、任、

内藤兵衛

井上與四郎

内藤兵衛

赤川太郎右衛門

前田孫右衛門

内藤萬里助

内藤吉兵衛

山縣市之助

北條瀨兵衛

周布政之助

尖戸九郎兵衛

中川宇右衛門

來島又兵衛

裏判役

手元役 六、廿七、任

椋梨半兵衛

前田孫右衛門

山縣與一兵衛

福原荒助

中川宇右衛門

内藤吉兵衛

山縣吉之助

村阿伊右衛門

内藤萬里助

八谷藤兵衛

松原太郎右衛門

周布政之助

市川文作

手元役

三、廿二、添、
六、廿七、免、
六、廿七、免、
六、廿七、任、

藏元

七、三、
矢倉頭人

七、朔、任、

十一、朔、任、

八、十五、免、

六、廿七、免、

九、十一、免、

二、廿一、任、

六、廿九、免、

十一、朔、任、

用所役

二、廿一、免、
七、十三、任、
七、三、任、
十二、廿、任、

遠近方

二、廿一、任、

六、廿九、免、

十一、朔、任、

所帶方

(用所役同)

右筆

三、廿二、免、
六、廿九、任、
手元參、
三、廿二、本、
六、廿九、免、
三、廿二、添、
六、廿九、任、
八、九、免、
六、廿九、添、
十二、十、本、
十二、廿一、本、
十八、添、

赤川太郎右衛門

周布政之助

三宅忠藏

石津新藏

兼重讓藏

藤井庄兵衛

梨羽直衛

清水圖書

長井雅樂

右筆

二、廿二、免、
七、廿四、添、
八、十四、免、

渡邊伊兵衛

内藤萬里助

工藤半右衛門

嵯川四郎左衛門

尖戸九郎兵衛

福原與三兵衛

京留守

二、五、免、
三、十七、任、

福原與三兵衛

尖戸九郎兵衛

福原與三兵衛

大阪頭人

嵯川四郎左衛門

尖戸九郎兵衛

福原與三兵衛

直目付

十、廿九、任、

長井雅樂

福原與三兵衛

第十七章 戊午の密勅と毛利氏

甲谷岩熊の着萩○密勅○周布政之助内奏使と爲る○第二の密勅○鷹司右府の密書○奉答書○周布の上京○公武合體論○甲谷岩熊の再下○正親町三條卿の密旨

安政五年八月二十一日一旅客あり京都より萩に來り直目付梨羽直衛に謁せんと請ふ直衛延て之を見る客曰く僕議奏中山正親町三條兩卿の密旨を承けて來るもの幸に之を藩公に通ぜよと客は甲谷岩熊にして毛利筑前の舊家臣なり岩熊京師に在て兵庫と假稱し後俊家と改む書を以て公卿の間に入出し正親町三條の知遇を受く此月五日京師を發し二十日萩に達し舊主毛利筑前の邸に抵り謀る所あり翌朝直衛の門を叩きしなり直衛事の重大なるを聞き直に登城家老益田彈正に告ぐ彈正之を相府の要路に謀り尙其事の洩れんことを恐れ岩熊を私邸に招き兼重讓藏をして後門より入れしめて之を見る會する者直目付清水圖書當役手元役内藤萬里助當職手元役前田孫右衛門政務役周布政之助兼重讓藏等七人とす岩熊懷を探りて密勅を出し告るに兩卿の旨を

以てし且つ朝廷憂虞の狀を語り毛利氏をして起つ所あらしめんとす議奏久我建通卿亦其事に與れりと云ふ岩熊の發するに臨み正親町三條卿は其衣を脱して之に與へ中山卿の國歌を詠して之に賜ひ久我卿亦國に寄する祝の詠あり其文章は故さらし之を奇異にせしものに似たり曰く

小子熟天文を推考るに十一月上旬迄之内善惡吉凶は不辨と雖ども國中頗騷動之兆有之蠻夷覬覦之時節 帝都警備未全備事情急迫にして心中私に深く苦惱す有沈勇忠烈之人て事を他事に屬し密に衆を攝州の邊に潛居し若有急變は應機て速に 内裏を守護し奉安 叙慮者誠以て可謂天下之忠臣然に未得其人憂國難て忘寝食る何日か奉休叙念む悲哉々々

南呂初五

彈正明朝岩熊をして密旨を城に致さしめ周布政之助内藤萬里助二人受けて之を公に奉す公感奮措く能はず明日重臣を便殿に召して商議し岩熊をして先づ歸京兩卿に復命せしめ且つ告るに別に内奏使を派すべきを以てし尋て周布政之助を以て内奏使となす此時に當て尊攘論漸く盛に京都と關東との間氷炭相容れざら

んとせり而して兩者の外に居て力能く之を制するものは唯雄藩諸侯に非ずんば
 あらず有志の徒京師に集り諸公卿の間に周旋して尊王攘夷の説を唱へ一時を鼓
 動すと雖ども是れ僅かに民心を攪破するのみ兵馬の權に至ては未だ之を如何と
 も爲す能はず且つ攘夷論盛は則ち盛なりと雖も當時仍無責任者の論たり外人若
 し兵艦を連て攝海に入り直ちに京都を衝かば輦轂の下兵火の慘状を免れざらん
 とす且つ當時閣老特に幕命を帯びて西上せんとす浮説紛々禁闕の下動もす
 れば不祥の禍害を生ぜんとす朝廷殊に之を憂ふ甲谷岩熊の齎したる密旨に「十一月上旬
 閩老上京後の憂慮を寓したるなり」故に雄藩諸侯の後援を得て以て京都の異變に備んと
 せしなり甲谷の萩に來りし後數日八月二十四日京都留守居役福原與三兵衛急使
 を萩に馳せ彼の水藩及び我藩以下十四藩に賜ふ所の勅書を齎らし且つ鷹司右大
 臣の密書を傳ふ其書に曰く

秋暑之砌彌御安全之條承度候扱者是迄未御通章は不致候得とも毎々拜面御談
 話等申入候儀故内々以一封申入候外之儀にても無之候得共外夷一件去冬以來

段々皇國一重大事に及御同然に心痛之事に候當春堀田備中守上京にて言上勅
 答仰被遣候後異國追々條約調印尤無據子細近々間部下總守上京にて委細言上
 之趣申來候得共未出京も無之候處水戸尾張其餘家門之輩にも慎被仰出候由言
 上其邊にて更に深被惱叡慮候儘別紙去八日關東へ被仰進候儘極密に申通置候
 様實は御内勅に候何分にも此上は國內靜謐之様と朝暮宸襟不安恐入候儀に候
 自餘彼是と申入度義も候得とも定めし御傳聞と要用而已密に亂筆ながら申入
 候也 八月十一日夜

尙々當時嫌疑之時節故御覽後右一紙御返し之様と存候若貴方より御報書候は
 ゝ是も同様本紙は御返却申入候儘右之儀鳥渡申置候也

時に周布政之助を京都に遣はすの議既に決す今又更に此密旨に接したるの故を
 以て即ち周布をして公の答書を齎して上京せしむ其書に曰く

勅詔御寫拜見被仰付誠以難有御儀恐入候次第奉存候不肖之私雖不及儀天朝崇
 敬之微志年來相合罷在先般勅答被仰出候節於柳營に叡慮御遵奉御國內人心一

和外國御取扱有之候は、皇威相立可申歟奉考別紙之通り柳營へ申出其後無據御場合に付亞國條約調印相濟候段御達有之不容易時勢何とも安心仕兼重て別紙之通存意申出候畢竟外患切迫之時自然内憂有之候ては皇國之御一大事と深く苦心仕申出候儀に御座候處今般勅諭之旨に付内外之事情熟考仕候處勅諭之通公武御合體親藩以下列國一同柳營を輔翼仕外國御取扱有之候は、縱令一旦御扱方難澁之趣相迫候とも終に永世御安全宸襟を被爲安候期にも歸着可仕と奉存候私儀兵庫表警衛被仰付候付國力を盡し王城守護仕候覺悟罷在候此段御聞置被成下度候以上

曩に毛利氏既に兵庫警衛の命を受く故に政之助を京都に遣はす亦名を警衛の要務に托し以て幕府の嫌疑を避く 政之助發程後曩に甲谷熊岩の齎せる者と同一の密旨は再び來れり是れ清末の人船越清藏の竊に中山卿より受けたる所なり清藏京師の形勢日に異なるを聞き其身大津より京に入り中山卿に到り朝議の決する所を聞き得て歸る其密旨を受るも蓋し此時なるへし政之助が正親町三條卿に謁せし時卿中山卿より清藏に授けたる密旨の着否を問ふ政之助答るに『清藏持參の節留守居の者案し過し只様留置先日一人國元罷歸候に持歸らせ候』と是に由て之を觀れば何人か歸國の際留守居の意を承け持參せしもの、如し九月五日中村道太郎京師より萩に歸りたれば或は道太郎ならん歟 既にして政之助京都に入り十四日正親町三條卿に謁し十

六日鷹司卿に謁し旨意を開陳し公の答書をば奉らずして歸る一に正親町三條卿の指示に従ふなり 蓋し正親町三條卿は鷹司右府を以て意志鞏固ならずとし危難の際或は其節を變せられんことを憂へたる爲めなりと云ふ 天朝に忠節幕府に信義は忠正公が居常銘符とせし所なり國內反目睽離して反つて對外の大事を誤るは不可なり故に周布政之助をして鷹司正親町三條卿等に答へしむるの主意亦和衷の事を離れざりしなり 十四日禁中にて政之助の正親町三條卿に謁せし時卿曰く『問部閣老上京後の事主上の深く憂へ給ふ處にして毛利氏の兵庫警衛を命せられたるあれば其意衷を聞き之を奏せば御慮を休むることを得ん』と政之助答へて曰く『外國御取扱之儀は御國人心一和和にて戰にても外國より御國內を見透し不申様に被爲在度』と曰ひ又『今般勅諭之旨承之乍恐御尤至極の御事存候三家以下一同幕府を輔翼仕る様有之度問部殿上京候は、關東御様子も可有御座候得共於御所も公武御合體之御處置肝要の御事不能申上候』と曰ひ十六日鷹司右府に謁せし時『公武御合體六十餘州貴賤一心に成假令和戰之兩條は孰に落付候共外國より御國內を見透し候儀無御座様仕度無左候而は禍亂重大に可相成と只管苦心仕公武御合體之御筋合に候は、不及ながらいか程にも周旋可仕と家老共迄も一同申談罷在候』と曰ひ又卿の問に答へ『薩州尾州越前の議に反して將軍宣下を故なく遅延するは是れ朝幕隔執の一端なり』と曰ひ又二十日正親町三條卿に河東今城卿の別堡に於て謁せし時『今城卿は正親町三條卿の外戚に當る其此に會見せしは蓋し嫌疑を避くるが爲めたり』只今にては外國の事件は第二に落公武御合體第一之御急務と奉考候と曰ひ又『將軍御幼年中且御艱難之時節旁に付徳川家御家御大切に被思召候間當分廉有事件は度々御慮を奉伺其御沙汰相成様に被仰出候ては如何可有御座哉』と曰ひ其意全く一和を謀るに在り又外國の事に關して正親町三條卿に謁せし時『往昔の國體は鎖國にあらす假令外國と和交を結ぶは、而して京都警衛の事も國威の立つあれは宜しく長州國內の政事は悉く西洋風なり』と曰ひたり

十四日政之助正親町三條卿に向兵庫表御警衛に

付而は夷人上陸王城の地へ亂入仕儀も有之候は、勿論身命を抛防禦可仕若萬々一内亂出來仕候は、可
 遂忠勤覺悟聊相違無御座候に付此段被達叡聞被下候様奉願候」と述べ十六日鷹司卿へ同様の意を述べ
 り政之助既に公の意を天閣に達するを得て使命を終り九月二十四日京都を發し
 途兵庫を過ぎて衛地に抵り諸務を處理し且つ本營樞密の諸員に告るに今回の事
 を以てし密に有事の日京師の急に應ずるの策を授けて十月八日萩に歸る一月を
 隔て十二月八日甲谷岩熊復た至り正親町三條卿の密旨を以て告げて曰く幕府公
 卿を黜陟するに意あり主上激怒若し形勢逼迫せば遷位の事亦未だ知るべらず外
 交の事幕府の爲す所の如くんば主上躬ら其位を遜れ罪を先聖に謝するの叡慮確
 乎として抜くべらざるものあり勢ひ既に斯の如し速に幕府をして曩の勅諭を遂
 行せしめざるべからず故に密旨を齎らし來て毛利氏の議を求むと 賜勅始末銘肝
 録の二書共に
 八月五日主上讓位の御詔ありしことを記す而して甲谷岩熊の齎した
 る密旨の日付南品初五(八月五日)とあり即ち其日の事なるを知る 公之に答て曰く幕府假令
 此に意ありとも恐多くも主上猥りに位を去り給ふべからず若し幕府にして與奪
 の權を三公の上に加へば諸侯豈に黙止すべけんやと因て公は行々當に朝廷の爲
 め蹇々の節を盡すべきの意を岩熊に授けて之を還す

第十八章 吉田松陰の再投獄

松陰の初論○其討幕論○其對外思想○松陰と藩政府の衝突○松陰對間部閣
 老○松陰の參勤停止論○其家宅禁錮○其投獄

幕府漸く傾て尊攘の徒四方に滿ち東西公武の間幾んど氷炭相容れず此時に當り
 井伊氏積衰の餘を承けて新造の功を奏せんと欲し専ら酷史に任して京師を掣肘
 し遂に戊午の大獄あり天下の志士は之れが爲め却て大に激發せり長藩吉田松陰
 の如き即ち是れなり松陰固より尊王論者たり然れども未だ必らずしも初めより
 討幕論者たるに非らず嘉永六年米艦の浦賀に來るや松陰接夷私儀を著して諸侯
 は譜代家門と國主とを問はず均しく幕府と俱に天下を救濟すべきを論じ安政の
 初年野山の獄に在り幽囚録を草して中に亦宜く伏見に大城を起し以て幕府と爲
 し以て皇京を衛るべきを言ふ安政二年春僧月性菽に來り時事を切論して討幕の
 説を爲すに當り松陰書を與へて之を誡め後ち又獄是帖を著して更らに之を駁せ

り安政三年獄を出で、松本村に閑居し江山風月書樓記を作るや幕府匡輔の意を挟み文中に曰く吾公蓋有深懼于斯先修此樓以和樂宗臣耆儒施及士民將往匡輔幕府協同諸侯外以張國威內以報皇恩云々と其講孟劄記評語の後に書するに亦慢に幕府を輕蔑せざるの意を述ぶ此に由て之を觀れば其意列藩諸侯の幕府を保助して俱に王室に盡すあらんことを望むに過ぎざるのみ既にして外交の事端紛雜して治むべらず天下將さに危に迫らんとす有爲の諸侯皆之に備ふるの策を講ず長の忠正公亦時變に注目し深く國家の事に憂ふる所あり諸臣を督して國政を伸張せんとす此時に至り松陰蓋し大に感憤する所あり藩政府の施設に嫌焉たるものあり遂に安政五年正月六日に至り狂夫之言を作りて大に藩政の不可を論じ人材登用の途を開き兼て言論壅塞の弊を打破せんとし其說頗ぶる急激壯烈一旦時事の感胸裏に動けば暫くも禁ずる能はず文以て有司に寄せ書以て同志に贈り或は藩政の改革を促がし或は外交の當否を議す音に一再のみに非ず勢藩の有司と相容れず失意の情を漏し慷慨の氣を勵まし憂世の言遂に其門下を動かし俊秀奇傑の輩松下村塾に出て以て一時を聳動するに至れり久坂玄瑞中谷正亮

高杉晋作尾寺新之丞等の如き四方に周遊し慨世の言動ある者皆然らざるはなし是れ時勢の自ら此に至らしむるに因ると雖ども亦松陰の鼓舞作興する所に出でずんばあらざるなり既にして堀田閣老の西上して條約の勅許を請ひ尋で大詔の煥發あるや松陰感激殆んど措く所を知らず而も此時猶未だ遽に討幕の説を唱へず猶ほ前説を持し覇政の下に天下を救濟せんと欲し此年五月對策を著はし深く尊攘論者の輕擧を戒しむ既にして井伊直弼大老と爲り幕府勅允を待たず日米條約の調印を專行し物論沸騰形勢漸く急なるに及び松陰乃ち前説を一擲し一躍以て討幕の議を唱ふ之を七月草する所の議大義の書に見る慷慨激越大に幕府の罪を鳴せり然れども末段に至て更に其抱懷を展ふる所を見るに毛利氏をして公武の間に周旋せしめ幕府を諫争し萬爲すべからざるに至つて始めて天下諸侯と共に朝廷を助けて之れを討せんとするの意を言ふ立論堂々至誠肺腑に出づ幾も無く井伊大老車駕を彦根に迎んとするの説巷間に傳はる松陰慷慨大義に殉ずるの念愈々禁せず盛に排幕の議論を唱ふ而して又時事を憤るの餘意藩政府の措置

に満たず兵庫警衛は攘夷の主義と撞着することあらん宜しく之を辭任すべしと論ずるに至れり此の如くにして松陰は竟に激烈なる排幕論者となれり而して又外人の強梁を患ひ其論往々危激に陟る故に亦攘夷家の一人を以て目せらる然れども松陰の攘夷論は世の所謂攘夷家と頗る其選を異にするものあり嘗て松島瑞益の蘭學を修むるの功を以て束髮を許さるゝや醫班を脱して士班に列せしなり書を與へて之を賀せる如き佐久間象山の門に出入して切磋する所ありし如きは言ふを待たず其蹈海の擧の如きに至りて實に尋常愛國家の夢想し能はざるの卓見と謂ふべし松陰は徒に開港通商を以て非なりと爲さず反て鎖國を以て一時の姑息と爲し嘗て盛に航海遠略の利を説けり然り而して當時尊王家は概ね皆鎖攘の說を唱へざるなく隨て排幕の論其鎖攘の說と相合して離れざるの觀を爲し京都爲めに鎖攘論の中心と爲れり松陰は純乎たる尊王論者にして其性たる亦甚だ激なり故を以て其對外の思想時に尊王の思想と稍混淆錯綜して其明を掩はれたるの迹なき能はず顧ふに外艦の來り脅かし強て我を驅て條約を結ばしむるは松陰に在ては意深く

國家の辱と爲し幕府の勅旨に違ひて條約を結ぶは松陰に在ては意亦深く潛上の行と爲し兩つながら憤慨禁すべからざるものあり事一たび此に至りては假令之をして泰西の事情を解せしむるも尙且つ將さに世の鎖攘家と相呼應して其尊王の志氣を發揮せんとす豈尋常の開國論を以て世に望むに違あらんや況んや松陰の智見と雖ども未だ深く泰西を知悉するに至らざるに於てをや是に於て乎一躍以て討幕の論に參し門下の子弟を鼓舞作興し之をして鎖攘の志士論客と相唱和せしめ己れ亦率先身を勤王の犠牲に供し以て其思ふ所を行はんとし竟に後ち安政六年に至りては吾の尊攘は死生之を以てすとの言を爲すに至りしなり松陰の對外思想時に朦朧の觀あるもの之が爲めのみ然れども細に其論旨を原ねれば亦自ら條理の其間に存するあるを見る其意蓋し以爲らく訂約通商は國家の大計なり而も今や國人久く太平に馴れ士氣振はず國力揚らず此時に方り外人の威迫に因り其來航を許るす如きは是れ國體を辱しむるものにして且つ遂に我邦をして陵夷陸沈に終らしむるを免れず若かず姑く之を却け以て一世を警覺し以て國力

を振興し而して後ち徐ろに吾より鎖國の陋習を破り萬國の交通を開かんには而して之を爲すにも亦宜く京都を推尊し先づ政權を此に統一すべしと故を以て其排外の論も幕府が勅允を得ずして條約に調印せし後に於て殊に急激を加へたり此時に當り長藩の要職に在るもの當役に益田彈正あり當職に浦靱負あり前田孫右衛門手元役たり周布政之助右筆役たり穴戸九郎兵衛所帶方たり概ね皆一時の才雋に非ざるはなし然れども松陰よりして之を觀れば其措置時に姑息を免れず是を以て屢上書し而して屢用ひられず徒らに激憤を増すあるのみ當時長藩君臣一時明良に富みしこと松陰亦自ら之を其福原又四郎に復する書に詳言せり其要に曰く夫今上之叡聖輔以親王諸公卿吾公之賢明有司極一時選二百年來未曾有之也二百年後安卜其復有之也斯時而不濟終無濟時也八月に及び所謂戊午の密勅あり藩政府密議數日周布政之助竊かに上京す事機密に屬し松陰と雖ども其實を知るを得ず時に京都の三位大原重徳慷慨家を以て聞ゆ久坂玄瑞中谷正亮京師に居り三位に謁し時事を談す三位曰く列藩の重臣にして來て我に面するものあらば我往て其藩に就き俱に謀る所あらんと二人之を松陰に報ず松陰乃ち書を三位に寄せ細かに藩情を告げ添るに時勢論一篇を以てす意

其持論の叡聞に入て三位等の論旨の斷行を欲するに在り而して事漸く洩れ久坂等京師に留るを得ずして去り松陰の書亦遂に三位の手に達せず會々當職浦靱負の臣赤根武人京都より歸り武人嘗て梅田源次郎の塾に寓し源次郎の縛せらるゝや武人源次郎座右の書翰類を井中に投し諸有志連累の迹を絶ちしと云ふ尋で武人亦私問を受けしも幸に免る松陰を訪て京都の情勢を語る松陰更に之をして亡命東上せしむ長藩の有司之を聞て疑懼せざるなし周布政之助乃ち入江杉藏をして松陰に告げしめて曰く勤王の事政府已に定算あり將さに君公の親出を待て決する所あらんとす猥りに書生の妄動を費やす勿れ妄動止まざれば唯投獄あるのみと松陰書以て之に答へて曰く京事極めて難し君公の親出は是れ危計なり吾輩請ふ出で、之を試みん事成らば公之れに繼げ成らずんば吾輩戮死せん是れ僕の志なり然れども足下僕を忌害して野山に投ぜんとす僕首領を今日に保ち虚名を一世に保つを得ば何の恩惠か之に加へんと動作元の如し既にして新殿番頭世子傳長井雅樂遠かに江戸より歸る道路説を爲すもの曰く幕府土州宇和島二侯の正議を忌て之を退隱せしめ將さに延て我侯に及ばんとす長井の歸る此事に先ち公をして參勤他意

なきを告げしむるに在りと藩士赤川直次郎來り松陰に告げて曰く近時一快事あり尾水薩越俱に謀て井伊大老を襲殺せんと欲し竊かに援を我藩に求む長井の江戸を去るの時事未だ決するに至らず果して決するに至らば山縣半藏先づ發して江戸に赴くべしと松陰之を聞き急に同志を會して議して曰く我藩誠に能く四藩に合して奸人を誅せば則ち善し然れども四藩之が主と爲り我藩之が從と爲らば豈志士の大耻に非ずやと因て同志と共に先づ發して京都に入り間部詮勝を刺して以て天下に殉へんと欲し血誓して死士十七人を得半藏至るの日を以て發するを約し松陰自ら願書を草し先づ前田周布に示す周布書を見て甚だ憂ふ松陰亦別に一書を裁し父兄に寄せて其志を言ふ松陰の爲す所既に斯の如し過激の徒將に事を擧げんとす周布等大に危惧し書生の京都に在て時事を痛論するものに歸國を命じ且つ京都留守居をして直に其情況を報告せしむ當職を経由して報告するを例とす斯の如きは變例なり此に於てか周布攻撃の論起る松陰亦書を以て其非を鳴らし政務の職を奪はんと欲す松陰の論藩政府の溫和説と相背馳する斯の如し蓋し當時の情勢に觀て未だ

其虚實を詳かにせざればなり四藩合従大老襲殺の風説の如き固より一時の虚傳たるに過ぎず政府の有司に在ては略其事を知ると雖ども松陰の一派は其故を知らず故に有司は松陰一派を以て書生の囂々と爲し松陰等は亦周布等の爲す所を以て姑息の擧作と爲せり周布素より松陰と相知り亦勤王の志を同くす是を以て時に應じ百方松陰を慰諭する所あり而して松陰反て周布を以て奸譎吾を欺くと爲し甚しきは書を政府に奉じ其虚妄を激論せり時に忠正公將に東勤して二三諸侯と俱に井伊大老を諫説せんとすと傳ふるものあり松陰之を聞き大に不可と爲し書を上て其説を陳す著想正實特に平生の急激なるに似ず松陰是を以て猶ほ足れりと爲さず更に參府議を作り明春參府の不可を説く言ふ所皆用ひられず門下等周布長井の間に往來遊説す亦要領を得ず是に於て松陰等愈激昂して政府の施設と撞着すること尠からず周布乃ち曰く松陰學術純ならず人心を動搖す恕すべからざるなりと因て野山の獄に投せんとす叔父玉木文之進爲めに周旋解説し遂に其家に錮せらる時に此年十一月二十九日なり松陰既に錮せられて氣鋭

衰へず時ありて氣焰を吐くこと曾て曩日に異ならず藩政府之を危ぶみ十二月五日遂に再び前の如く野山の借牢に投ずるの命を下す門下等之を聞き皆來り聚る時に月落て夜寒し松陰置酒慷慨時事を痛論す佐世八十郎(前原一誠)入江杉藏等叫で曰く生等急に行相府に往き我師の爲めに其罪名を糺さん聞くが如くんば相府の政吏嚮きに我師を指して學術純ならずと言ふ之を以て罪を得ると爲さば生等業を受る者悉く免るべからずと一座皆其説を可とし馳せて行相府に往き周布井上を訪ひ難詰せんとす避けて面せず佐世等去らず紛囂夜を徹す明日藩政府其八人を囚禁す佐世八十郎岡部富太郎福原又四郎作間忠三郎有吉熊太郎入江杉藏吉田榮太郎品川彌次郎なり偶、松陰の父病あり松陰數日の緩を請ひ許さる既にして父の病漸く懈たる松陰將さに獄に赴かんとし知友を會して別離の宴を張る來り會するもの二十餘名時に十二月二十六日なり故舊門生輿を護して遂に野山の獄に入る顧ふに藩政府の物論を排して松陰を囚禁するもの當時當局者の苦心亦想ふべし周布遂に病に托して職を辭す聽されず

第十九章 安政六年の大勢

京都の形勢○皇女東下の議○間部詮勝の東歸○三卿の落飾○東坊城氏の蟄居○水勅返奏の内議○吉田松陰の東送○水藩士の抗議○幕府の鎮撫會議○三港の開港○戊午の斷獄○水勅返奏の紛紜

安政六年正月間部詮勝猶京都に在りて尊攘論の抑壓に力む其四日三條氏の臣丹羽豊前守富山織部を捕ふ京都の捕逮蓋し此に終はる此時に方り浮説百出有志の公卿動もすれば相疑ひ意氣爲めに沮喪す十一日鷹司氏父子近衛氏辭職解官を請ふ同日井伊の臣宇津木六之進大老井伊直弼の命を受け書を在京の長野主膳に寄せ水戸賜勅返奏の事を以て九條關白と間部詮勝とに謀らしめ後ち復た屢、書を送るを促す水戸に賜はりし勅書の返納を京都より水戸侯に命するの幹旋を爲さしめんとせしなり正月十一日宇津木の長野に寄する書に曰く水戸家へ勅書被下候儀は御國體爲思召候てよりの御間違には可有之候得共右様の儀公邊の御威權に拘り候へば朝廷の御威光にも拘り候次第殊に御大切の勅書輕き者へ御渡し忍びて持下り候杯以之外之儀水戸家にては右様の勅書被下候に付如何可仕と御指出しに可相成處彼御家にては眉目と被成候儀是亦大成間違之筋に付向後右様の間違出來候ては實に朝廷之御威光に拘り國家威亂の基に付右様の儀出來不申様被遊度右勅書此儀にては不宜

此度勅答も相濟候事に付旁以朝廷へ御取戻し相成候様殿下並間部侯へ程よく御申上被成候様にと思召候右勅書此儘にては水府御心得違之種と相成大害之基本と深く御配慮被爲遊候に付御丹精可被下候

十五日正親町三條實愛議奏加勢を免ぜらる二十八日近衛左府病に托して洛外藥

師山別墅に入る二月十七日青蓮院宮謹慎を命ぜらる是れより先き井伊大老密に

將軍の爲め皇族の降嫁を謀る皇族降嫁の議は與力加納滋次郎の首唱にして長野主膳之れに賛同し其議を伊井大老に獻したるに基因すと云ふ是に

至て事漸く緒に就く公武の一致に資せんが爲なり二月十八日三浦七兵衛が長野主膳に與ふるの書に曰く兼て御内話御

座候皇女御入城之御事和宮様を御申下しに相成候様被遊度御内定相成候趣尤少々にても御年長の御方御宜に付御歳之事も段々御調に相成候處御内外共聊御差聞無之御同年にて都て御都合御宜次第も被爲

在候に付其内には追々可被仰進候へ共先つ殿下へ御内談之御儀今般島田迄被仰越候旨細書之趣奉傳承候と其和宮東下の漸く其緒に就くを見るなり同月二十二日詮勝京

都を發し三月十五日江戸に入る詮勝の京都を去るや所司代酒井忠義九條關白に

語りて曰く近衛氏の意を承け伊勢兩宮に關東調伏の祈願を爲したる者ありと云

ふ此事三條氏の諸大夫入江若松の二人を鞠問して實を得たり神宮御師荒川某今

既に逮捕の内議あり若し深く其黨與を索めば事或は重大に及ばん京都の爲めに

謀るに穩和に局を了せんと欲せば近衛氏をして落飾せしむるに如かずと九條氏

竊かに之を可とす四月二十二日鷹司太閤落飾し尋で近衛忠熙落飾し三條内府亦

落飾す共に剃髪せず所謂切髮にしたりしと云ふ天皇特に宸翰を三卿に下して平生の勞を慰し且つ落飾を

祝して各大判二枚白絹二疋を賜ふ而して東坊城氏聰獨り蟄居を命ぜらる是れ落飾の三卿に對し堂上の不平を和げんが爲めなりと云ふ

曩きに詮勝の鎮國猶豫の勅を奉じて歸るや詮勝之を列侯に示すべしと曰ひ直弼之を示すべからずと曰ひ二人議漸く合はず終に書を京都に寄

せ關白の意見を問ふに至れり或は曰く詮勝稍其功に誇り往々直弼の言に服せ

ず而も直弼は則ち以爲らく詮勝の京師に在りて能く事を決せしもの直弼の江戸

より能く獎勵指示するに因れりと故に二人時ありて相惡しと云ふ二十八日水戸

密勅返納を促すの書を京都に送る曩きに長野主膳の獻策ありたるに因るなり其文に曰く

去年八月被仰進候勅詔書付之御趣意は素々公武御合體御一致之厚き思召より

被仰出候義に有之候處最早御安心益一和被爲在候義に付今度御沙汰止被仰出

候依之水戸中納言へ被下置候勅詔書付速に返上有之候様其筋へ可被相達候仍

而此段被仰進候事

而して皇女降嫁の事暫く人心の鎮靜を待て進行するに決す時に志士の大獄漸く

進む五月十六日五手掛 五手掛とは寺社勘定町の三奉行及び大小兩目付合同して裁判するを云ふ 水府家老安島帶刀及び大竹儀兵衛茅根伊豫之介を評定所に召し訊問す同月幕府命を長藩に下し吉田寅次郎松陰を江戸に送らしむ會 水藩士等勅書の返奏を不可とする者數千人小金ヶ原に集まり大に爲す所 もとす 十八日直弼登營先づ水戸氏をして慎撫せしめんと欲し即日其老臣二人を營中に召し告げて曰く水府親から慎撫する能はずんば國法の在るあり幕府之れに處する所あるべしと因りて傍ら兵備を整へ以て緩急に備ふ外交方面に於ては長崎函館神奈川三港の開期既に迫まるを以て今年正月幕府令して此等の地に出稼又は移住して貿易を營まんとする者は各港の官吏に申告して其指揮を受けしめ六月二日に至り遂に三港を開く草莽排外の氣焰益々高し同月邦人露國海軍士官三人を横濱に斬る外人殺傷此に始まる七月老中上座勝手掛兼外交掛太田道醇其職を罷めらる道醇曩きに詮勝と與に直弼の信任を受け外交の事京都の事並に與て力あり而して俄然として其職を奪はる諸説紛々たり 當時揣摩するもの或は曰く外國處分に失策多きか爲めなり又曰く獄事を水藩士に泄したる爲めなり又曰く貨制改革に利を圖りたる爲めなり又曰く直弼の小有司の進退にまで

睨する爲めなり又曰く舊縁に因り齊昭と善きか爲めなり又曰く道醇京師の爲す所に非るを知り平和に事局を濟さんか爲め先づ田安氏の後見を止め大老を孤立せしめ而る後ち伊井氏を除かんと欲し之を詮勝に謀かる田安氏之を知り終に道醇を退けしなりと其孰れか是なるを知らず 會 道路説を爲すものあり曰く仙臺長州の二藩幕府方今の處置を非とし俱に大に爲す所あらんとし筑前肥前土佐久留米柳川の諸藩亦竊かに之れに應ずと而して皆其實あるに非らず諸藩中反て京師に隔離し幕疑を避くる者あり 薩州土州因州の如きは家中江戸往來の際一切京都に入ること禁ずるの諭告を爲せり 八月に入り志士の大獄漸く審鞠を了す評定所留役組頭木村勝散此獄を治むるの不可なるを陳し意見を具して寺社奉行板倉勝靜勘定奉行佐々木顯發に示す二人其説を可とし其寛ならんことを議す一日直弼三奉行兩目附を用部屋に招き之が意見を問ふ勝靜曰く既に外交を許し又儲貳を定む幕旨概ね遂げたりと謂ふべし然るを尙ほ往事を窮追するは策の得たるものに非ず宜しく一二の巨魁を罰し他は不問に付すべしと顯發傍より其議を賛す直弼聞て默然應へず未だ幾日ならず閣老太田備後守資治其職を罷められ間部下總守詮勝亦其勝手掛を免ぜられ 詮勝曩きに井伊大老と相惡し而して長野主膳島田左近亦各其能に矜り相執て下らず左近は詮勝に依り之を屈せんと欲し主膳は直弼を戴て之を下さんとし終に益々直弼詮勝の不和を來し此事あるに至りしなりと云ふ 尋で勝靜顯發

等皆其職を罷られ松平宗秀代て寺社奉行と爲り池田頼方勘定奉行と爲り石谷總
 清町奉行と爲る直弼今や既に盡く其説の合はざるものを黜け二十七日遂に獄を
 斷す此日密かに名古屋會津庄内等の各藩に命じて不虞の變に
 備へ江戸兩町奉行をして府内を警誡せしめたりと云ふ鷹司太閤以下皆連座せざるな
 し其斷論宣告する所を観るに公卿に在ては鷹司太閤鷹司右大臣近衛右大臣三條
 内大臣を譴責に處し諸侯に在ては徳川齊昭を蟄居に處し徳川慶篤を差控に處し
 一橋慶喜を退隱謹慎に處し高松守山府中の三藩主を譴責に處し山内豊信を謹慎
 に處し閣老に在ては太田資治を謹慎に處し松平正固を内諭退職に處し有司に在
 ては岩瀬震永井尙忠川路聖謨大久保忠寛以下十餘人奪祿隱居謹慎貶官等責罰各
 各差あり皇族公卿の家臣小林民部伊丹藏人等十餘人其他諸國の志士數十名或は
 斬或は流或は其他の處罰各差あり其最も重きは水戸家老安島帶刀の切腹茅根
 伊豫之介鵜飼吉左衛門の斬鵜飼幸吉の梟首の如きあり知名の志士に在りては
 橋本左内頼三樹八郎及び吉田寅次郎等の斬の如きあり女子も亦一二あり近衛氏
 老女津崎村岡禁錮に常陸國鈴高郡高野村黒澤時中追放に處せらる八月二十七

日に起り十月二十八日に終る此獄や幕府條約の調印を專行し尊攘論の公卿志士
 奮然起て其擧を攻撃し幕府をして攘夷の勅を奉せしめんとするに際し恰も水戸
 一橋黨の氣脈を京都に通ずるあり賢明長者の監國を置くべしとの聲漸く高く二
 者の行動漸く其密接を加へ幕府の有司間にも亦一橋黨少からず是を以て大老直
 弼其閣僚間部詮勝を京都に派し威力に依て以て一時を鎮壓せんと欲し遂に此大
 獄の擧あるに至れるなり故に其主眼とする所尊攘黨打破と一橋黨撲滅とに在り
 隨て其繫獄連係者を觀るに純然たる尊攘家あり純然たる一橋黨あり兩者の意相
 混淆せるあり今一々に之を區別せずと雖ども稀有の一大慘獄たりしことは明白
 なり是に於て乎徳川氏全く人心を失ふ當時獄を斷ずるの半途九月晦日徳川慶篤
 の差控を解き其翌日之が登城を命じ若年寄安藤對馬守信睦をして水戸家の事を
 管せしむ齊昭の在國蟄居を命ぜらるゝや九月朔日江戸を發し四日水戸に入る尋
 で水府をして勅書を返納せしむべきの旨を傳奏より京都所司代に命じ所司代之
 を幕閣に報ず乃ち十二月十六日を以て老中安藤信正始め自ら水戸邸に至り其意

を傳ふ水藩議論紛起して容易に之を肯せず其激昂するものは争ふて江戸に集まる十二月二十一日宇津木六之丞より長野主膳に與る書中に曰く水府も先落着居候得共忍ひくぐに御人數江戸に參り候趣死物狂の働可致も難計云々安政六年は斯の如くにして以て其終を告げたり

第二十章 安政六年の毛利氏

水藩志士等の來萩○忠正公の東上○世子の歸萩○田原玄周松島剛藏の遠洋航海建議○馬屋原の電氣捕鯨術○藩政方針○軍制改革の會議○忠正公の昇進○藩臣賞賜の令書○増祿の議

安政六年正月公萩に在り四日浦鞞負の家臣赤根武人兒玉若狭の家臣大樂源太郎を審問す武人曩きに京都に出遊して梅田源次郎の門に入り其謀議に與り源次郎の縛に就くや爲めに書を焚き翰を裂き以て其跡を埋滅せるの疑ひあり源太郎亦京都に在て頼三樹八郎に従學し常に其意を承けて志士の間に行來したりと云ふ是を以て此事あり二人書以て其實なきを陳し謹慎命を待つ藩政府亦追究せずして止む此時に方り水藩士關鐵之助矢野長九郎播磨の人高又次郎備中の人平島武次郎相踵で萩に來る鐵之助長九郎は水藩非返勅派の意を受け同情を有志の諸藩に求めんとし去年十月十日江戸を發し北陸を経て山陰に入り鳥取に赴き轉じ

て山陽に入り備前より海路馬關に抵り十二月二十九日を以て萩に着す二人姓名を變じて若松藩三好貫之助和田茂藏の二名を記す茂藏は蓋し從者義三にして誤て弓削を脱せしならん赤川直次郎に會し要路の職員に面せんと請ふ直次郎嘗て水戸に遊び會澤正志の門に在りて二人と相識る故に就て謀る所ありしなり會談の要は密勅の傳達、齊昭の上洛及び相互の結托に在り鐵之助の報告書に據る直次郎爲めに幹旋す而して其齎らす所の議長藩の未だ直ちに公然同意することを得ざる所とす因て要路の職員の面會を謝絶し明倫館頭人山縣與一兵衛をして會談せしむ二人遂に要領を達するを得ず默示の間に藩志を悟り直次郎と義を結び正月七日歸途に就く

案するに二人來萩の事情は水藩人より借用し得たる鉄之助の西海轉蓬日録に詳なり今略す水戸故老の直話に依るに非返勅派は専ら密勅の趣旨を貫徹するを謀り勅書を有志の諸藩に傳達するの斷行に出てんと欲するも先づ諸藩の事情を視察し之れに遊説して豫め其地を爲すの要を感じ鉄之助長九郎を北陸山陰山陽九州に派し住谷寅之助大胡聿藏を南海に派したりと云ふ但し鉄之助等

は九州に至らずして東歸す

其十五日に至り大高又次郎平島武次郎萩に來り自から水戸齊昭の密旨を受くと稱し相府吏員に面して説く所あらんとす松陰門下の入江杉藏杉山松助野村和作等之れが紹介の勞を執る相府二人が水藩の士に非ずして水戸老侯齊昭の密旨を受くと稱し而して親書を齎らす其唱ふる所の説亦急激に馳せ我藩の方針と相背馳するを思ふや甚だ之を危み意を入江等に通じ謝して面せず大高等快々として去る松陰聞て大に憤慨し遂に門下の士を懲憚して大高等と與に伏見要駕の策を遂行せんと謀るに至れり事は次章に詳なり同月十二日公明倫館に臨んで親しく文武の業を検し二十日西の濱に射撃を観る二十五日入江杉藏吉田榮太郎品川彌次郎野村和作等の組預を免し前年十二月吉田松陰入獄の命あり入江等其師の罪名を質問せんと欲し當路者に迫りたる爲め組預の罰に處したるも今寛に隨て之を免したるなり二十八日大坂藩邸火あり長屋二棟焼失二月二十五日間部閣老兵庫に來り我衛地を巡檢す二十七日公明倫館に臨み復た文武の業を検す同月松島瑞益の醫家を罷めて士班に列す因て名を改めて剛藏と稱す剛藏之れより屢、建言して西洋學所の擴張

に力む九月に至り學所の名を改めて博習堂と稱す三月五日公東勤の途に上る六日三田尻に至り清水圖書を岩國に遣り吉川監物に托するに藩の後事を以てし十八日兵庫に至り打出の警衛地を巡視し劍槍の技を視る同日甲谷岩熊正親町三條卿の内旨を齎らし來り報じて曰く大原三位將さに志士を率ゐて伏見に出て公を要して密議する所あらんとすと公幕疑を醸さんことを患へ内藤萬里助兼重讓藏をして急行伏見に至り豫め之に備ふる所あらしむ二人命を受け即日兵庫を發し十九日伏見に入り以て事の起るを待つ會、岩熊復た來り報じて曰く大原三位岩倉具視卿に遮られ要駕の事遂に其志を讎すに至れりと竟に事なし初め公の發するに先ち豫め伏見に滯留して後ち京師に入るの議を定む而も形勢一變要駕の策傳はり志士亦之れに應ずるの色あり事態甚だ穩ならず故を以て其議を抛ち急に使を大阪頭人と京都留守居とに遣り以て其旨を傳ふ二十日公伏見に入り明日直ちに大津に向ひ二十九日藤枝驛に到る時に勅使廣橋大納言坊城中納言歸途駿府に在り公特に井上七郎三郎を遣はして起居を問はしめ明日江尻驛に勅使の過る

を待ち更に使を遣はして禮意を通ぜしむ四月五日公江戸に着し直ちに麻布の邸に入る七日公先づ間部閣老を訪ふ二十一日幕使内藤紀伊守到る公接見の禮を畢はり後ち駕を命じて諸閣老を回訪す同日直目付長井雅樂に旨を授け急行萩に赴かしむ蓋し吉田松陰東送の命を傳ふるが爲めなり二十三日公登營して將軍に謁し以て參勤の禮を述ぶ二十五日毛利出雲を萩に歸し藩政を助けしむ時に客臘以來公藩の大改革に着手し其功未だ全からざるを以て之を遂行せんが爲めなり五月五日公父子登營して端午を賀す十四日長沼聰次郎を以て長崎閣役と爲す二十四日松陰檻車東送を命ぜらる二十八日世子請暇歸萩を幕府に請ふ國政見習の爲め來年三月迄十ヶ月の暇を請へるなり此日阪九郎右衛門享保九郎右衛門の後なりをして諸郡の倉廩を巡檢し兼て在住諸士の武技を視せしむ時に水藩勅諭返納の議紛然決せず志士横行し物情穩ならず公乃ち特に人を常野に派し以て其情勢を探る六月朔日公父子登營す將軍世子西歸の暇を賜ひ且つ賜ふに物卷物及馬を以てす世子歸途閣老を歴訪し別を告ぐ

案ずるに記録に依るに此時世子の歸藩は實は藩地文武の修養獎勵を主とし自

家の修養をも兼ねたるものなり隨て其居處の如きも明倫館内の新御殿即ち以前世子の寄宿せし所を以てし諸事簡素を旨とするの豫定にして歸途の隨從者も先例に拘はらず減省に從へり但し此歸藩は父子均しく江戸に在れば一朝異變に際し藩國の不利なりとの意味をも有せしものゝ如し

六日清水美作若年寄と爲り北條瀨兵衛矢倉頭人を兼ね與に世子の隨從を命ぜらる是れより先き本年三月西洋學所教授田原玄周松島剛藏俱に遠洋航海の議を獻す今月十八日浦靱負公の旨を奉じ之に指令して遠洋航海は姑く他日を期し先づ丙辰丸に依りて領海の航行を試ましむ海軍の章に詳なり二十六日世子歸萩の途に上る七月二日村田藏六をして麻布邸得一亭の蘭書會議の席に列せしむ青木周弼の請に出づるなり蘭書會議は公在國中櫻田邸内に置けるも公父子の東歸するに及び支障を生ずるを以て當時之を麻布邸内得一亭に置けり是亦青木周弼の請に因ると云ふ是れより先き馬屋原右兵衛電氣捕鯨の術を講究し更に其業を精研せんと欲し江戸出遊を請ふ然れども關東尙ほ未だ其術に精通するものを見ず行相府乃ち右兵衛をして實地に就て自ら啓發する所あらしめんと欲し是月九日其旨を國相府に達す故

を以て後ち十二月に至り特に擢で、物産方用掛と爲し専ら其術を試ましむ此時に方り國相府海内の形勢日に迫るを觀防長持守の策を講ぜんと欲し是れより先き世子の歸萩を請ふ頗ぶる切に亦屢、行相府に向て協議する所あり當時内には水府の紛擾あり外には外交の困難あり天下の變殆んど測るべからず而して諸藩自衛自進の急益、迫る行相府乃ち七月九日を以て書を國相府に致し以て公の意を傳ふ其文に曰く

若殿様御歸國に付殿様思召之處先達て得御意候趣當役衆へ御談相成候處水府騷動之風説外國御取扱之事件等此往如何成行可申哉實に不容易時勢御國中警戒之人心に可有之候處安情之世情故何も苟且に打過物議杯も取留候程之議は無之只今之時勢今一變候共此節之體にては持守之策一定致間敷鎮靜之術は致如何候て可奉安尊慮哉と當役衆追々御密議相成若殿様一日も早く御下向被爲在候へかしと被成御待候由猶又鎮靜之術持守之策前以一定仕居候上に可有之無左ては變に臨み狼狽に及候て鎮靜と申議出來兼可申持守之策は士道を明に

し民俗を正し制度改革御國中耳目一新仕候様兼て御處置被仰付置之外有之間敷若し此節徒に年月を送り候て時變に臨み俄急に謀慮を過候はゞ顛倒措置必然之儀然處右等之處置兎角世上之非議を相招候付何となく諸事控目勝に相成候故鎮靜之術と申候へば當座之無事平穩に致候儀と心得事變に臨み顛倒錯置無之様前廉より其覺悟相極候儀は眞實之鎮靜と相心得候者稀之義に付鎮靜之手段と申候得は無取留物議杯には不相拘只管事に臨み顛倒無之様前以人心一定仕居候様被仰付之外有之間敷哉彼是之處置甚以御心痛之趣御裏答を以被仰越候御尤至極之儀と相考候付委曲及御聞候處水府之風評外國之事件等此後如何可及變移哉臨機之處置は只今豫め一決難相成候得共孰當今之時勢内亂歟外患歟事變出來致間敷は難計其節に臨み御國中動亂に及び不申様兼々人心一定仕居候様此節處置被仰付候てこそ眞實鎮靜之御手段とも可申然は無根之流言杯には毛頭御構無之假令一時之取留もなき物議相起候とも御沙汰筋徹底仕候迄は諸事行付候様不被仰付ては國家之基本相立不申昨年於御前會議被仰付

候節思召之旨は御互に逐一奉承知候通國力を養ひ士氣を振ひ候儀當節之急務候處是迄追々被仰出候廉々御沙汰計にて現事は等閑に打過候儀も間々有之哉と相見へヶ様之風習にては足食足兵富國強兵之事一事として御安慮に至候期は有之間敷勿論無疎儀にも可有之候得共左之廉々申進候様との御事に御座候

一御所帶年來御難澁に候得共厚き思召を以昨年來御返石被仰付思召之旨は委曲其節被仰聞候通にて有之候處厚御恩惠之筋をも不相辨右御返石を當節急務之武器には不相用却て衣食住平日之奢を増長し彌安逸に流候向も間々有之哉に相聞甚以不相濟儀右様之人心にてはいか程御恩惠を被施候共悉く驕奢に増長仕候資と相成計にて急務之武備難相整無據常典を以嚴重之沙汰被仰付之外無之様相成甚以御心外に思召候間在役之者始め當役中より寄々氣を付候て思召筋徹底仕候様御心配有之度被思召候

一一手別操練之儀昨年被仰出候處操練之次第地形屯營等詮議半途之内當春御

發駕に差向御旗本操練も不被仰付故か八手共操練之儀は思立無之哉と相見候當節之急務は操練に過候儀無之様相見爰元にて講武場其外所々に不絶調練相催候面々多く有之幸御國之儀は四十年前以來銃陣も開居候付操練之儀は諸家に先立習熟不仕候ては不相濟候處右固有之陣法御流儀と申立種々流弊有之候付八手之御人數組に引付實地之用に相叶候様相調兼甚残念之事に候一手別操練相始候は、銃陣のみならず儉安之人情には相觸候儀に付定て流言も可致出來難澁之儀も可有之候得共執之道事變に臨み人心動顛不仕様に被仰付候儀は平日之操練にて耳目一定仕候様被仰付置之外手段無之事に候間總奉行衆被仰合昨年沙汰之趣を以於西之濱操練相始候様有之度被思召候陣法其外自然總奉行衆存意區々に有之候は、八手悉く一樣に無之ても不苦候間一手々々にて人之耳目一定仕候様操練有之度御旗本之儀は御留守中當役衆御職座差圖次第於御手當に諸事及沙汰候様可被仰付八手之儀は總奉行衆へ可被成御委任との御事に候

一軍艦製造之儀此度公邊御伺相成候處可爲伺之通追て製造出來之上乗組人數海路乗筋等之儀猶可被申聞之旨御付札を以御達有之候處先年丙辰丸製造之節乗組人數之儀御船手之者へ御沙汰相成候得とも何歟差障多く候哉今以乘前修行も不仕右様之次第にては此度製造之軍艦乗組人數役配等公邊へ追て御届被仰付候共書面計之儀に相成實事は相調申間敷哉若右様にも候ては折角製造被仰付候所詮無之候間此度之儀は乗組人數役配をはしめ船中諸事之規則御手當之米銀等早々御伺相成候様との御事に候

一若殿様御在國中文武御引立之儀は先便申進候儀に付疾く御承知にて御汰沙相成候半と存候然處長崎修行之者其元罷歸洋法銃陣餘程習熟之由右銃陣御試之御趣意共委曲御承知之通に付來御歸城迄は何卒小隊丈なりとも人數相揃候上備上覽候様有之度差向き若殿様御在國中少人數之儘にても宜く候間一兩度も被成御覽候は、若殿様御存寄も可有之來春御參府之上殿様御直に被聞召洋法御取捨之御主意可被仰合との御事に付右に付當役衆見分も相濟

候はゞ若殿様へ備御覽候様御沙汰相成候て可然存候

一洋學所増建被仰付殊域之藝術研究海防要務令補益候様可被仰付との御事に
て既に稽古始も相濟候由乍此上右御主意筋能々相貫候様有之度に付爲御引
立於干時上覽上聽をも可被仰付猶當役中申合例月一兩度宛見分可被仰付と
の御事に候條可被成其御沙汰候

一前條之外去年於御前會議略御治定相成廉々委細之儀遂詮議猶又御伺申上候
様との御事にて引受々々之役座へ大意之儀書渡相成居候内之通に相見申候
右廉々は太抵當今之急務と相見候早々詮議被仰付候様にと存候

右之通被仰出候付當役衆被仰合候て若殿様へ御申上相成早々可被成御沙汰畢
竟是迄御沙汰相成候儀等閑に打過候ては一事も成就に至り御安慮之廉は無之
様成行可申候間是迄思召立之廉々共是非共成就仕候迄は厚く御世話被仰付一
事宛成就候て終に食足兵足國富兵強く相成假令如何様之時變致出來候共御國
中士民共人心一定仕其節之處置顛倒錯亂無之様精々手段を盡し無根之流言等

には不相拘御爲筋之儀は徹底仕候様御沙汰相成候儀可爲肝要との御事云々

(七月九日)

七月二十七日世子萩に着し豫定に隨ひ直ちに明倫館の新御殿に入る八月十三日
京都留守居役大阪頭人役長崎聞役の人選を行ひ且つ其俸を増す同日村田藏六手
塚律藏に俸祿下賜の内命を傳ふ國相府に通牒して身元を調査し十二月二十一日軍制改
八日に至り二人に各三人扶持を給す 此時に
改革を國相府に致す二十五日軍制改革の名を改めて軍制沿革詮議と稱せしむ蓋し一藩
の人心に激變を與へんことを恐れたるなり事は兵制の章に詳なり 此時に
方り逮捕志士斷獄の事あり物情大に騒ぐ識者竊に海内の將に大に亂れんとする
を慮る九月二十五日公登營して將軍代替條目を受く十月朔日軍制詮議に關して
諸士の意見を徴し延て輕卒に及ぶ下情を通ずるなり七日軍制改革案萩に達す國
相府乃ち急に政府員を會し討議兩日に涉り異論百出して未だ遽に決せず前田
孫右衛門恰も行相府の召に應じ意見を齎らして東上す十七日江戸城火あり公登
營之れを弔す十一月七日英船赤間關に入り觀音崎に泊し九日に至つて去る此日
水先
案内を乃ち狀を幕府に報す十日清水圖書を萩に歸し長井雅樂を江戸に召す二十
屋入る

日青木周弼に命じて大英國誌を譯せしむ同日福原與三兵衛をして藏元兩人役を兼ねしめ竹内正兵衛をして江戸方用所役地方所帶方を兼ねしむ二十二日飯田正伯を以て分折用掛と爲し専ら雷管調製の事に任せしむ十二月朔日前田孫右衛門に上下一領を賜ひ以て軍制會議參與の勞に酬ふ前田は十月十五日萩を發し十一月六日更に其用務を帯びて十二月二十七日萩に歸る二日森重政之進青木周弼に命じ博習堂師範役と相議し航海運用海軍操練艦内砲射等の方式を調査せしむ軍艦製造の事あるを以て豫め之れに備ふるなり十六日公左近衛權中將に任せらる是れ天樹公以後の異數とす同日登警命を白書院に拜す其辭令に曰く

出格之思召を以て中將被仰付候

其方儀此上昇進之難被及御沙汰筋に候得共先達て相模國御備場御用被仰付猶又兵庫表御警衛一手被仰付同所之儀は京都近之海岸殊に此後之御所置不容易所柄候處御警衛向萬端其方一人に御委任被成置候儀に付出格之思召を以中將被仰付候儀と被相心得御警衛筋之儀彌入精相勵候様可被致候勿論以

來之家格と被相心得間敷候

歸途諸閣老を歴訪す一に恒例に従ふなり十九日金一萬八千兩國産鐔十枚を幕府に獻じ以て本丸再造の工事を助く二十六日公榮進を諸臣に傳へ且つ將さじ金を士卒に賜與し其慶を分ち益其志氣を振起する所あらんと欲し豫め之れが諭令を下し且つ添ふるに老臣の副書を以てす其文に曰く

此度出格之思召を以被任中將殊に被仰聞之旨も不一通儀旁於我等面目之至にて右は偏に祖宗之御餘光次に家來中多年忠勤を遂るに依て不肖之身柄重き寵榮を蒙る事誠以滿悅至極却て警戒之心を起し何を以て此寵榮に酬ふべき哉と思惟するに外夷之情態異變難計時節兵庫表は皇都接近之場所且領國は三面海岸彼是に付防寇之手當此上ながら精々厚く相整軍制嚴密に立置度存する所也依之心持有之手元銀之内纔宛遣し候條武事に取用ひ彌以忠志を勵むに於ては祝着たるべし委細は年寄共より可申聞候事

(副書)

此度殿様御昇進之儀は御治世已來於御家御先蹤も無之殊に從公儀被仰渡之旨も不一通御事に付誠以御面目之至被思召候依之被成御祝御家來末々迄御惠銀被下置度旨被仰出候處近年御備場所替其外御物入之儀廉々相嵩御所帶至て御差詰にて御馳走御新借等を以漸々御間を合候内外夷情態追年切迫に相見武前之用意難差延昨午年厚き思召を以て御馳走御宥免高百石に付十五石掛りに被仰付御借銀御返濟之御仕組是迄之通には調兼候折柄御滿悅之御事柄無餘儀思召には被爲在候得共御銀拂出之目途無之に付御惠之儀は先被遊御延引候様にと申上候處先年已來相州御備場御用に付ては御家來中末々迄段々令苦勞猶又兵庫表へ所替被仰付未御陣屋等も無之付半途之儀も有之候得共此度昇進に付公儀より御渡之御書附にも兵庫表御警衛一手に被仰付同所之儀は京都近之海岸殊に此後之御處置不容易場所柄に候處御警衛向萬端殿様御一人へ御委任被成置候旨に付ては此後之御沙汰如何様之御事候哉未相分候得共多分は同所開港外國船致膝湊候様にも相成可申畿内要衝之地萬一一異變之節は不能申常

にても御武威嚴肅にして猖獗之夷情を鎮壓皇居を被成御保護從公儀御委任之御職屹と相立御祖先之御餘烈海外迄も相輝候様兼々御處置有之此度御昇進之御沙汰にも被爲叶候様被爲在度其上御領國三面海岸防寇御手當乍此上武備一段被成御張立差向き御軍制之儀古來之御規格を基本として外國之長技をも御取用相成精々御手厚被仰付置度被思召候旁に付御家來中末々迄殿様御職任不容易御事と深く奉恐察候て身分々々其職を勵み可奉遂忠勤儀に付御祝之驗聊成とも被下置度被思召候條於御本勘操卷調兼候は、御手元之内被引關高百石に付銀百目宛被成御惠之旨被仰出候右御深慮之旨重疊難有御事候條彌以志氣を振武備を整御奉公之覺悟肝要之事に候此段組支配中へも可被申渡候以上案するに本件に付ては要路の功勞者に増祿等の賞を行ひ餘惠を分たんとの議ありて其詮議翌春に涉りしが藩國多事の際其事然るべからずとて周布政之助主として異議を唱へ其事遂に止みたり

二十七日前田孫右衛門兵制改革の訓令を齎らして江戸より歸る是に於て乎行國兩相府軍備擴張の議全く熟し將さに久しからずして其實行を見んとするに至れり而して當時海内の形勢亦益々迫り兵備の要日に其急なるを覺ゆ

安政六年の要路一覽

行相府

當役 益田 彈正

用談役 井上 與四郎

手元役 内藤 萬里助

江戸方 北條 瀨兵衛

江戸方 穴戸 九郎兵衛

矢倉頭人 兼 中川 宇右衛門

十、朔、兼 兼 福原 荒助

十一、廿、 竹内 正兵衛

江戸方 來島 又兵衛

國相府

當職 浦 靱負

真判役 七、廿七、免 椋梨 半兵衛

九、十八、任 李家 帶刀

手元役 前田 孫右衛門

矢倉兼 福原 荒助

用所兼 中川 宇右衛門

藏人役 山縣 吉之助

兩藏人役 九、廿八、兼任 穴戸 九郎兵衛

十一、廿、任 福原 與三兵衛

十一、廿、任 林内 藏人

十一、廿二、免 山縣 與一兵衛

右筆役

周布政之助
兼 重讓藏
藤井庄兵衛

兵庫 總奉行 一、十七、任 福原 越後

直目付

梨羽 直衛
佐伯 丹下
清水 圖書
長井 雅樂

遠近方

松原太郎右衛門
市川 文作
玉木文之進
郡用方 十一、廿二、任 林内 藏人

所帶方 (用所役同)

右筆

渡邊伊兵衛
中村道太郎

大坂 頭人 十一、廿、添 蜷川四郎右衛門

京都 留守居 十一、廿、免 福原 與三兵衛

第二十一章 吉田松陰の刑死

松陰の清末策○松陰の要駕策○入江杉藏兄弟の逮捕○松陰の江戸檻送○松陰の處刑

松陰野山獄中に在りて安政六年の春を迎ふ時に忠正公參勤の期漸く迫る松陰以爲らく今の時に方り公父子均しく江戸に在るべからずと書を知友に寄せて之れを論ず會、水藩士關鏡之助矢野長九郎播州の人高又次郎備中の人平島武次郎前後萩に來る皆深く期する所ありて藩の有司に見へんと欲せしなり而も藩政府は自から別に見る所あるを以て之れを前にして鏡之助長九郎要領を得ずして去り之れを後ちにして又次郎武次郎亦其志を果さず又次郎等乃ち曰く長藩の門望素より高く且つ其君賢明なるを以て謀るに勤王の事を以てせんとす今有司拒で見ず隨て其意を通ずべからずと雖ども京都に在りては三條大原以下有志の縉紳藩侯を待つ既に久し余等亦同志の士三十人あり侯の東駕を待ちて之れを伏見に

迎へ京に入りて事を議すべきなりと正月二十三日二人亦終に快々として萩を去る松陰既に鏡之助等の事を喜ばず又又次郎等の事を見て憤慨愈、甚し此時に當り松陰議論頗る過激に馳せ知人朋友と雖ども故さらし之を避くるに至れり故を以て辭々樂まず遂に食を絶ち快事を聞かざれば則ち食はざるに至る二十六日入江杉藏の赦に遇ふを聞くや始めて食ふ二十八日更に上書して時勢を論じ延て大高平島二人の處置より兼て參府の事に及ぶ滔々數千言要二人を賞賜款待し公の參勤途次京師に入り公卿所司代老中等に面し謙讓の意を盡して誠實を表すべしと曰ふに在り而して間部詮勝を刺さんと謀れることの如き若し幕府の嫌疑を蒙るあらば自から其罪を負ひ敢て累を闔藩に及さざるを期し參府の一事に至りては公と世子と孰れか藩地に留るの當時に利なる所以を説く書藩府に達するも議亦用ひられず松陰獨り意へらく藩情斯の如くんば勤王攘夷期すべからず須らく積弊を打破して局面を一變すべし我公自から爲す能はずんば吾先づ尊攘の端を開き公をして其後ちに起たしめんと是に於てか清末藩主毛利讃岐守元純に頼て

以て藩府を刷新せんと欲す然れども其身獄に在るを以て自から事に従ふ能はず乃ち志士をして亡命して清末に行き大に謀る所あらしめんとす諸友與せず松陰乃ち書を諸友に寄せ語を極めて之れを罵倒す清末の策遂に行ふに至らずして止む松陰氣節獨り高く尊攘の大義に熱中し立論劃策する所毎々其軌を超ゆるものあり諸友に容れられざる其故なきに非ざるなり獨り此間に在りて時に松陰の説を賛するもの唯、入江杉藏あるのみ杉藏曩きに大高平島二氏の説を聞き伏水要駕の策竊に遂ぐべしと思ふや二十六日夜單身松陰を其獄に訪ひ二氏の擧に賛せんことを告ぐ松陰之れを壯として曰く防長絶えて眞尊攘の人なし吾輩亦能く爲すなし然らば則ち防長尊攘の士唯汝一人あるのみ切に望らくは自ら輕ずる勿れ兵は精を貴び衆を貴ばず況んや有志の士に至ては徵募求むべきに非ざるをや伏水の事萬一敗蹶を見ば寧ろ嘯聚賊と爲れ頼政の事汝の自任する所なり當今の世譬へば老屋傾厦の如し大風一たび起れば之れをして轉覆せしむ然る後ち朽楹を代へ敗椽を棄て新材を雜へて之を再造せば美觀此に備はらん然も諸友姑息再造

の擧に出でず僅に其老ひ且つ頽るゝものに就て一椽一椽を抜き以て數月の風を支へんと欲す是れ吾を視て異端怪物と爲し疎外する所以なりと要するに松陰の意率先勤王攘夷の擧に出て海内の大勢を一轉せんと欲せるなり既にして杉藏行食期漸く迫る而して家貧にして老母稚妹あり踟躇遽に去るに忍びず諸友亦要駕の不可を説き沮抑止まず其弟野村和作時に年十八慨然自から進み兄に請て代り行かんとす要駕を非とするの諸士竊に之れを政府に訴ふ政府乃ち杉藏を捕へて獄に下し和作を途に捕へて亦之れを獄に投ず二月二十七日松陰其要駕策の上篇を作る其意大高平島の説に基き公の駕を伏水に要し之れをして京に入らしめ正義の公卿と國事を商議し以て大計を定むべきの利を説く既にして三月五日藩主東勤の途に上る十九日松陰豫め公の駕伏水に到るを測て其要駕策の下篇を草す而して此時和作既に捕に就き且つ大原三位伏見要駕の策も沮して行はれざりしなり此時に當りて幕府羅織の獄未だ決せず而して松下村塾の諸生京地に在る者數、尊攘派有志の間に出入し松陰の名亦甚だ其間に重んぜらる松陰嘗て論

策數篇を稿し之れを梁川星巖に托して禁闕に奉り九重乙夜の覽を辱くす又傳ふる者あり曰く梅田源次郎の萩に至るや松陰之れと相會見し後ち志士の逮捕に際し長藩士大樂源太郎京師に在りて縉紳の間に往來し賴三樹八郎等と謀て長野主膳を刺さんとせりと此に於てか幕府松陰を以て亦梅田賴等の黨與と爲し此年四月下旬命を長藩に下し之を江戸に送致せしむ下命の日未だ詳ならざるも二十一日長井雅樂此事の爲め急に歸藩を命せられたれば其頃の事なるべし五月二十四日藩政府令を松陰の父に下し幕命を告ぐ其文に曰く

右其方者吉田寅次郎事去る寅年御咎の趣有之公儀より其方へ御引渡相成贅居被仰付置候處此度於公儀御吟味筋有之候に付江戸表へ早々連出し相成候様に
と町奉行所より御達有之候に付寅次郎事江戸へ被差登候條右身柄今晚中守護の面々へ引渡可申事

安政六未五月二十四日

二十五日檻輿松陰を載せ梅雨を衝て萩城下を出づ六月二十五日江戸櫻田邸に着す七月九日始めて辰之口評定所に召喚せられて鞠問を受け即日揚屋入を命ぜら

れ傳馬町の獄に投す當時松陰問はるゝ所二事なり一は曰く禁門内に書を投ずる者あり筆迹松陰に似たり果して其事ありや二は曰く梅田源次郎と共謀する所ありや松陰兩ながら其然らざるを辯す而して反て自ら進んで別に死罪二ありと陳す一は大原三位に西下を請はんとせしこと二は同志と共に上京して間部閣老を難詰せんとせしこと是れなり既にして京囚の治獄漸く進み九月五日松陰亦其第二回の鞠問を受け十月五日其第三回の鞠問を受け同月十六日に至て口供書の公讀あり遂に之れに書判すべきを命ぜらる松陰其實に違ふ所あるを争ふ聽れず評定所遂に擬するに流刑を以てし之れを幕閣に申告す直弼流を改めて死と爲す此餘大老改めて一等を上すもの多しと云ふ事松陰に漏る二十日松陰乃ち書を其父叔兄に寄せて訣別の意を表し更に一書を小田村久保久坂に留めて後事を托し二十六日獄中記する所留魂録の稿を畢はり之れを同獄囚人沼崎吉五郎の八丈島に流されんとするに托して保存せしむ二十七日評定所松陰を召し死刑を宣告す其文に曰く

松平大膳太夫家來

杉百合之助へ引渡
 蟄居申付置候浪人

吉田寅次郎

其方儀外夷の情態等可相察と去る寅年異國船へ乗込む依科父杉百合之助へ引渡し於在所蟄居申付請る身分にして海防筋の儀猶頻に申唱へ外國通商數港御開き相成候はゞ御柔弱の御取計にて御國の爲にも不相成誠實友愛の義を唱へ和親交易を相願夷情に基き於御國御不都合の次第有之儀を申諭し御斷り追て御打拂方可然など又は當時の形勢にては人心一致天子を致守護卑賤の者にても人を御選舉無之ては迎も御國威は振ひ申間敷など御政事向に拘候國家の重事を致著述右作其外狂夫之言或は時勢論と題號し主家又は右京家等へ差出し殊に墨夷假條約御渡し相成り御老中方御上京有之趣承り右は外夷御處置振の儀と相察し蟄居の身分に在共下總守殿通行の途中へ罷出で御處置を相伺ひ見込の趣申立て若御取用ひ無之自然不被行次第に至らば其節は一死殉國の心得を以必死の覺悟を極め御同人御駕籠へ近寄り自己の建議押立可申杯一旦存立候段國家の御爲を存じ仕成候旨申立るなれども不憚公儀不敬の至殊に右體蟄

居中の身分梅田源次郎へ面會等致す段旁不屈に付死罪申付る

安政六未十月二十七日

即日城北小塚原の刑場に斬らる享年三十桂小五郎門人飯田正伯尾寺新之允伊藤俊輔遺體を收めて之れを向手院に葬り一大墓石を建て刻して松陰二十一回猛士墓と云ふ

第二十二章 萬延春初の大勢

井伊大老の對外思想○遣米使派遣○水府志士の討捕○櫻田門の變

萬延元年安政七年三月十八日改元正月七日東禪寺英公使館使丁傳吉を殺す者あり二月十五日

蘭人二人横濱に殺さる皆外人排斥の餘に出づるなり是れより先き井伊大老既に條約調印を斷行す然れども直弼は其身外國の事情に通じ外國の事體を喜ぶ者には非らず蕃書調所講武所の如き之れが爲め一時退歩の狀あり之れに加ふるに外交の事起りてより幕府の政權次第に有司の手に移るの觀あり直弼意竊に之れを厭ひ漸く岩瀬震永井尙志等有力にして外交の事務に熟練するものを除き閑職に就かしむ戊午の大獄あるに及び二人一橋黨たるの故に坐して免黜せらる然れども對外の大局は依然たり此月十八日外國奉行新見豐前守村垣淡路守を以て正副使と爲し米國に遣はし條約交換を行はしむ此に於てか日米交通の誼始めて成れり而して水戸の内訌益々甚しく曩きに勅書返納の令到るや闔藩議論紛起して決

せず老臣肥田大介等人心鎮靜の日を待ちて返納を了せんと請ふ幕府聽かず高橋多一郎以下有志の藩士激昂甚しく勅書の江戸に到るを遮らんとし相率ゐて水戸市外の長岡驛に群集す齊昭親書を江戸邸に寄せ之れを慰解せしむれども散せず二月水戸の老臣杉浦善次郎を要撃する者あり遂げず又側用人久木直次郎を傷くる者あり事態益々穩ならず十九日水藩乃ち兵を長岡に遣はし激徒を討す高橋多一郎等以下一群其往く所を知らず幕府又會津土浦笠間宇都宮の四藩に令し其黨類の他領に走る者を捕へしめ更に老中安藤對馬守信正をして嚴に返勅を督促せしむ既にして高橋等深く直弼の爲す所を憤り死を決して之れを斃さんと欲し潛行江戸に入る三月三日黒澤忠三郎佐野竹之助蓮田市五郎森五六郎關鐵之助齋藤監物等十七人直弼の登城を要し雪中之れを櫻田門外の途上に刺す薩藩亡命有村治左衛門亦與る直弼輿中に斃る上巳の變是れなり海内是れより騒然たり

第二十三章 萬延春初の毛利氏

役員の異動○銃器購入に關する辨明書○諸士兵學修業の命令

萬延元年正月公江戸に在り世子留て萩に在り九日公中將昇任の報萩に到る當役以下諸臣皆登城して之れを賀す十二日世子明倫館に臨で開館の式を擧げ儒生をして書史を講ぜしめ且つ西洋銃陣を觀る十七日江戸に於て毛利登人を以て奥番頭格と爲し長井雅樂を以て記録所役兼任と爲し俱に萩に還す世子東上に隨はしめんが爲めなり更に長井雅樂をして途京師を過ぎ在京の藩邸吏と獻品等の事を協議せしむ雅樂二十三日を以て江戸を發し京師を過十九日手元役内藤萬里助を以て直目付と爲し進めて奥番頭格に置く二十日周布政之助の右筆役を免し當役手元役兼用所役と爲し江戸赴任中大納戸頭人を兼ねしめ進めて奏者格に置く但し軍政の密用を與り聞かしむ二十二日井上與四郎を以て軍制内用掛と爲し亦進めて奥番頭格に置く直目付と協議して其用務を直ちに公二十六日幕府洋銃購入の事を以て毛利氏に

糺す所あり乃ち書を上りて他意なきを陳す其文に曰く

大膳大夫方洋製筒入用に付家來北條瀨兵衛と申者商用にて横濱罷越候由に付彼者を以て舶來の鐵砲有無の段且買入直段等聞合の儀相頼候處當節渡來の筒餘分無之由申出候付其儘に差置申候素より彼者を以直買仕候筋にては無之眞の内聞繕仕候而已にて買入候節は表立御願申出候心得に御座候此段御尋に付申上候以上

是れより先き酒商小西喜兵衛長州邸出入の武州久良岐郡太田村百姓油屋萬右衛門の弟なり北條瀨兵衛の内意を含み

横濱商估尼屋利兵衛を介し和蘭七番商館コーニングに就き謀るにゲペール銃購入の事を以てす然れども代料頗ぶる廉ならず受授亦甚だ遷延の虞れあり是を以て遂に其約を果さずして止む事偶々幕府に聞す故に此事あり當時毛利氏軍制改革に努め銳意西洋銃陣を奨勵す麻布邸演習の如き最も其盛を見る十八日松平璋之助家臣山田純一郎を麻布邸に聘し托するに騎兵練習の事を以てす一人扶持金一兩二分を給二十五日桂右衛門原荒吉久坂玄瑞を箱館神奈川に分派し之れをして英學を

修せしめ大庭源之助熊野藤右衛門内藤謙助中村源助を小笠原庄次郎倉橋育之允の門下に入れ之れをして騎馬隊法を修めしめ福原又四郎平岡兵部高杉晋作尾寺新之允笠原半九郎井上梅槌檜崎八十槌郡司千左衛門を海軍所に入れ之れをして海軍術を修めしむ福原平岡の二人は運用科高杉尾寺笠原の三人は蒸氣科井上檜崎郡司の三人は艦砲小銃科とす軍制改革に伴ふて人材を養成せんと欲するなり此時に方り尊攘論の氣焰益々草莽間に鬱結し翌三月三日に至り遂に櫻田門外の變あり政海の局面爲めに一變す

第二十四章 大坂灣及び馬關海峽の防備

内海の守備○露艦の來進○大坂灣の守備○馬關海峽の守備○大坂灣の守備更改

鎖攘の論京都に勃興し而して又兵庫開港の事あるに及び攝海の防備は對外政策の一重要問題と爲れり嘉永以前は異船の我邦土に見るゝ者は甚だ多からず偶々來るものは西海北疆の邊隅に出沒するに過ぎず偶々西洋船江戸の近海に來るもの皆航路を外海に取り故に内海の航路は僅に我商船の去來に過ぎず且つ其西口たる馬關海峽の鎖鑰は正保以後長州筑前小倉の三藩之れを把持し密貿易船の拿捕に勉め就中毛利氏の如きは望樓砲臺を竹子蓋井引島の各所に設け長府をして専ら之れが守備に任せしめ更に八幡改方を馬關に駐め以て異船の誰何に任し一朝事あれば村上兩手海上よりし海寇手當方陸上よりし共に應援に赴くの制とす嘉永六年に至て海防を八區に分ち諸將士を入手別と爲し總奉行毛利能登

四千餘人を率ゐて赤間關警備豫備隊たり安政元年九月に至り露艦突如として大坂灣に入り安治河口に投錨す士民驚駭す急使を江戸に馳せ飛警を近傍諸藩に傳ふ是に於て尼崎松平遠江守 麻田青木甲斐守 郡山松平時之助 狹山北條美濃守 高取植村出羽守 高槻永井遠江守 岸和田岡部美濃守 伯太渡邊備中守 小泉片桐助作 三田九鬼長門守 の諸藩前後相踵で兵を大坂に出す大坂に藩邸を有する長薩肥後雲州等諸藩は其留守居役各、亦兵士を急派す長州邸に於ては留守請に應じ自己及び手兵の外檢使二人差引方一人米銀方三人作事方一人使丁七人後付二人舸子二人仲師二十三人注進番二人合計四十五人武器は乃ち具足三十領小銃二十五挺弓十挺長柄十本を送遣し天保山の附近八幡家新田を警備せしめたり 是に於て乎諸藩部署を分て大坂及び堺海岸を守る十月に及び露艦攝海を出で、下田に移り大坂灣は事なくして止む毛利氏は露艦攝海に入るの報十九日大坂邸粟屋隼太より本國に通ず其報の款に達するに先ち其二十四日他の急報に接し略、大坂の騷擾を知るを得乃ち老臣等は急に會議を開き急使を岩國熊毛上關大島郡都濃郡三田尻小郡船木吉田の各宰判に出して南浦一帯を警戒し所在住居の士卒社人獵夫醫師大工を集めて各宰判毎に先手の一隊を編成せしめ其後援軍として大坂四郎毛利筑前毛利隱岐福原近江毛利能登の五手に出師準備を命じ三田尻の水軍をして輕舸を飛して大坂の急に赴かしむ當時忠正公病を深川に養ふ八木甚兵衛馳せて變を公に稟す公二十六日を以て款に歸り手廻物頭粟屋丹治に命じ其部下輕卒一組を率ひ晝夜兼行京師に至り九關を警固し且叡慮を候せしむ依て丹治に具足十五領銃十五挺を貸與し又三田尻船手の士浦此面沓屋源三郎村上謙藏をして露艦の動靜を偵察せしむ蓋し長藩の沿海防備は南浦北浦共に往時より其手當ありて文政文化の兩次に南海の防備を命じたることあるも全備に至らずして止みたり是れ赤間關以北の北海岸は絶えず漂流船ありて警戒を要すること多きも南海即ち周防灘方面には未だ曾て異艦漂泊の事あらざりしを以てなり嘉永六年の

八手別は其一例にして諸手皆北浦の一海區を分擔するに過ぎず故に南浦防備の弛廢せしは藩制自ら然らしむる所にして南浦各宰判共に出師の準備整はざりしは必ずしも代官其人の罪にあらず此變ありてより長藩も亦幕府と同時に了悟する所ありて漸十一月十八日更に酒井修理大夫濱松平時之助郡 稻葉長門淀 青山下野守篠山 本多隱岐守膳所 永井遠江守高槻 を以て京師警備の數に加へ紀伊中將福 松平兵部大輔石松平阿波守 島徳 を以て播淡紀淡の守備に當て十二月二十八日更に三侯に命じて加太紀州 由良岩屋淡路 明石播磨 に砲臺を築かしむ之れを大坂灣防禦工事の始めとす三年七月十八日幕府又大坂城代土屋采女正をして安治河木津の兩所に洋式砲臺を築かしめ松平河内守川路左衛門尉岩瀬修理大夫大久保右近將監村垣與三郎等をして經營商量する所あらしむ其豫定据付砲は六貫目砲とし以下十二封度加農砲を合算して總數九十二門なり 當時天保年度の例に依り先づ安治木津の河底を浚開し其土砂を以て砲臺築設の用に供せんとす而して其事竟に行れず倉卒工事を竣ふ四年四月二十八日松平讚岐守高松 を以て木津河口の守備に當らしめ松平出羽守松 を以て安治河口の守備に當らしむ繼て馬關海峽の防禦を見るに初め毛利氏の海防に備るや引島攘夷戰の際引島の名を忌み彦島と改む 六連蓋井竹子に火炮を置き砲家を派し番役を

留め以て外寇に備ふと雖ども海峽以内には何等の防備を設けず嘉永の末米艦渡來の事あるに及び海峽以内の守備を要するに至れり安政元年十二月十八日南海岸の各宰判に令して防備を嚴にし其二十八日吉田船木兩宰判大砲掛に現場檢閲を命じ二年二月藤井百合吉をして赤間關砲臺建築の地を選定せしむ百合吉親しく其地に到り砲家船手の輩を集合し衆評に依て龜山端王子端の兩所を築地と爲し以て公に稟す百合吉復命書の要に云ふ王子端は長府之を擔當し龜山端は本藩之を守備し從前吉田船木兩宰判在住の士を引島六連竹子島砲臺掛として差遣しありしものは悉く撤退して各宰判に復歸せしめ其一部を龜山砲臺に移して守備せしめ引島其他諸島の守備は定詰大砲家を以て其守に任せしめ島内の農兵を編成して稼穡の餘暇に武備を講せしめ赤間關の守備は龜山守備の士之を兼掌し添ふるに物頭二人(組共)目付等を以てし砲臺据付砲の外別に野砲數門を加へて防備を周密にせしめ小郡船木吉田の沿岸は遠淺にして繫船に便ならざれば守備を嚴にするの必要なし獨り小郡の丸尾崎と船木の妻崎とは稍敵襲の虞あれば舊砲臺を改築して大砲を配置するの必要あり其他南浦一帯は沿海廣くして敵襲の恐なければ海岸數所に野砂搖臺を準備し萬一の際には何れの方面へも行軍し得るの策を立つれ馬關及び其附近の地は多く長府毛利左の所領たり故に長府自ら馬關砲臺を新設せんと請ふ公之れを許し命じて土工を起さしむ然れども馬關砲臺は規模頗ぶる大なり支藩孤力の能く堪ふべき所に非ず此に於て公内藤萬里助松島瑞益藤井百合吉等を遣はし幹旋する所あらしむ安政四年十一月先づ工事を龜山

端より起す而して工事未だ大成を告げざるに忽ち安政の末年に及び英蘭の汽船概ね航路を内海に取る乃ち赤間關の防備益々其急に迫れり

安政五年日米條約調印の後ち幕府の京畿警衛を更改増加するや我長藩は兵庫警衛を命ぜられ大坂堺警衛は因備土及び柳川に命ず八月二十九日に至り幕府大坂城代土屋采女正をして戍衛區域を公にせしむ長州の戍地は東攝津武庫郡平左衛門新田尼崎領界より西攝津八部郡西須磨村國塚

まで凡九里餘の間土州の戍地は大坂北島新田南端より恩加島新田北境まで凡三十一町十間の間因州の地は千歲新田南境より南新田北境まで凡三十八町二十三間の間備前の戍地は島屋新田南境より布屋新田北境まで凡三十五町二十間の間柳川の戍地は大和河口以南大津川口に至る堺浦の一帯とす而して新戍地の陣營地は幕府未だ之を

交付せず毛利氏の如き兵庫海岸九里餘の警衛を擔任し數年の久しきを経るまで幕府之れに與ふるに適當の陣地を以てせず故を以て警衛の事甚だ振はず毛利氏猶且つ然り其他知るべし

第二十五章 兵庫警衛の前半

兵庫の警衛○陣營地選定○兵庫出兵の人員○總奉行に授けし黒印書

毛利氏の幕命に依り兵庫警衛の任に當るもの實に五個年間安政五年六月に起て
文久三年五月に終る其相州警衛と異なる所以は兵庫警衛は公領私領錯綜の地域
を包含し成兵の駐屯に止まり民政に及ばず兵員も亦相州警衛の三分一に過ぎざ
るに在り安政五年六月二十一日世子忠愛公江戸藩邸に在り幕府閣老松平伊賀
守をして攝海守備の命を傳へしむ之れに先つ前二夕邸吏三井善右衛門幕吏萩
原彌九郎に會し豫め下命の事あるを聞知し急書萩に報ず七月八日書達す而して
未だ成衛の地を詳にせず當時相模警衛の事尙ほ未だ其終りを告げず士卒多く相
州に居り藩地の兵力既に薄し今更に之れを割て新衛地に派するは力固より耐ふ
べからず此に於て乎兩相府員等心頗ぶる苦む十三日周布政之助等三井に復書し藩命を
傳ふ其要に曰く宜く兵庫陣營地五町四方
の地交付を請ふべし相州成兵は今秋新に派遣せざるを以て撤退迄舊成兵をして駐屯せしむべし相
州警衛地の兵器は海路兵庫警衛地に運送すべし相州備場預奉行井上與四郎を歸藩せしむべし乃

ち先づ北條瀨兵衛天野九郎右衛門を大坂に遣はし城代に就て質す所あらんとす

既にして急使陸續萩に入り幕命亦至る乃ち小幡藏人藏人後彦七と改む當時町奉行
より攝津備場公儀人と爲る

野村淳助陣地偵察松田清吉公儀所本締役三浦新次郎木原賢次郎二人共に公儀所筆者役を兵庫に遣はし陣

地を相せしめ更に井上締を江戸に遣り兵庫に陣地を下付し五町四方又兵庫新衛の出

兵は相州警兵の撤退後に於てせんこと等を幕府に請はしむ締は新に江戸留守居
役を命せらるる者

時に江戸邸に在りては兵庫警衛の命を拜するの日公儀人小倉源五右衛門書を以
て相州撤兵の可否を幕府に問ふ曰く

松平大膳大夫儀攝州兵庫表海岸御警衛被仰付諸事嚴重に可申付候尤大坂堺表

御固之面々並土屋采女正様可申合候依之相模國御備場之儀は被成御免候段被

仰渡候右に付相模國御備場警衛人數追々出足大膳大夫國元へ差下候ても可然

哉此段奉伺候以上

幕府乃ち之れに令して曰く

攝州兵庫表海岸御警衛被仰付候に付相模御備場人數引揚方の儀は猶取調都合

宜方に相伺候様可仕候事

此に於てか江戸公儀人助役檜崎八郎兵衛意を齎らして急に萩に歸り七月二十二日政事堂に上り具さに其狀を告ぐ公乃ち其翌二十三日諸老臣を白書院に會し賜ふに諭書を以てし更に老臣をして副書して以て諸臣に諭さしむ其書に曰く

此度台命を以兵庫表海岸警衛被仰付候に付近日人數出張申付べし外患日に迫り皇國多難の時に當て畿内要衝の地御付托有之事於當家面目の至に候依之祖宗以來義烈の御遺教を服膺し身命を抛ち國力を盡し皇威を海外に耀し叡慮を奉安候様有之度日夜煩念寢食も安らず家來中忠節を盡すに非れば我等誠心通徹し難に付孰も義勇一致今日を異變の始と心得無二の覺悟を極るに於ては本懐たるべし委細年寄共可申聞候

(副書)

攝州兵庫表海岸御警衛被仰付相模國御備場の儀は被成御免候段被爲蒙仰候右に付近々の内兵庫表へ御人數出張可被仰付候處當時外夷頻りに渡來種々難澁

申立假令一旦平穩の御處置有之候共異變の起る明日も難計兵庫表の儀は王城の藩籬皇國中の腹心に相當寔に御大事の御場所に候處御祖宗以來義烈の御家風相顯れ此御大任を被爲蒙候儀に付一際御奮發皇國の威靈海外を懾伏せしめ叡慮を被爲安候様防禦の御手組被仰付度夜白被成御煩慮候就ては御家來中一統思召の旨々奉體乍恐君臣一體の如く無之ては此御大任に被爲當候事無覺束被思召候段被仰出候防禦方心得の儀は先年已來度々被仰聞之旨も有之以下以無疎事には候へ共兎角太平の習弊捨兼不覺悟の向も有之様相聞へ甚不相濟事に候條今日より異變に臨み候心得にて義勇令一致粉骨碎身の覺悟を極め數百年の御高恩此時に奉報候心懸可爲肝要候此上不心得の面々も有之候は、早速及御聞嚴罰に可被仰付候此段可申聞旨相達すべくとの事

此日福原左近之允を以て特に攝津備場惣奉行に任じ天野九郎右衛門を以て用談役と爲し更に福原清助を大坂に遣はし陣地選定の事を議せしむ七月七日左近之允相州備場總奉行に任じ

此日攝津備場總奉行に轉ず幾も無く八月十一日病歿す此年九月八日攝津備場を兵庫備場と改稱す因て攝津備場總奉行の稱も兵庫備場總奉行と改まりたり

是れより先き小

幡藏人等の兵庫に赴くや藩議豫め土豪鷹見右近衛門衣笠又兵衛兩家は毛利氏が參勤歸國の途次屢旅館に充てたるものなりの居宅若くは打出村親王寺寺は大江氏の遠祖阿保親王舊跡の存する所なりを以て公儀所と爲し附近の神社佛閣を以て衛戍の舍營に充てんと欲す故に野村淳助陣營選定の任を負ふを以て先づ發して兵庫に到り鷹見衣笠二人に謀る二人各、辭を設けて之れを拒む淳助心竊に之れを憤り更に鷹見に説くに大義の在る所を以てし遂に其家を以て警衛員の公儀所と爲す而して衛地の區域未だ明かならず風説に依れば西明石領の境界より東尼崎領の境界に至る九里餘の間と爲す而して其間代官領あり尼ヶ崎領あり土井領あり畠山領あり區々一ならず陣地を相せんと欲するも事甚だ難し且つ市街と和田岬番所は大坂兩町奉行の配下に屬し叨りに權域を犯すべからず此に於て乎摩耶に登て近傍數里を下瞰し假りに略圖を作り淳助親ら携へて大坂に出づ時に七月二十七日なり淳助既に大坂に至り藩邸留守居役兒玉準及び曩きに派する所の北條瀨兵衛天野九郎右衛門等と議し城代公用人藤田勇大久保要を訪ひ叩くに警衛地の事を以てす而して幕府の令未だ城代に下らず二人

乃ち曰ふ幕府若し警衛區域選定の權を以て之れを城代に委するに至らば西明石領界より東尼ヶ崎領界に至るの海岸十里の地を以て毛利氏に托せんと既にして八月二日小幡藏人等大坂に入り福原清助亦尋で到る此時周布政之助等の書大坂に到り兵庫陣營地大坂駐在地選定の事を促がす其月五日野村淳助松田清吉製圖人正木綾熊を伴ふて兵庫に赴く小幡藏人兒玉準北條瀨兵衛等亦行て會し與に陣營地選定の事に従ふ時に淳助等以爲らく沿岸十里に内外するの地にして一陣營を置くに止めん乎正面廣きに過ぎて緩急事に應ずること蓋し難しと土居城代の意亦二三處を置くを可とす淳助等因て其意を藩政府に報じ指揮を請ふ此間江戸邸に在りては六月二十六日三井善右衛門更に書を海防掛太田備後守に呈して相州戌兵撤退の遲速兵庫警衛出兵の緩急を問ふ七月二十八日指令あり其要に曰く相州備場引渡の事は追て達すべし相州備場の武器兵員を減ずるは妨げなし其他は當分舊に依るべし兵庫警衛地には陣營地を交付すべし而して交付前と雖とも相應の兵員を出すべし七月十二日小倉源五右衛門幕府用人原彌十郎を訪ひ再び兵庫警衛地交付に關し幕府の意向を問ふ彌十郎竊に告げて曰く近日間部閣老開港事件上奏の爲め將さに京師に赴かんとす此の機を以て坂堺兵庫の地形を踏査し諸侯陣營

の地區外國奉行所の位置より砲臺建築の個處外人居留の地域に至るまで悉く之れを選定し歸て幕議を經然る後ち決する所あらんとするものゝ如しと源五右衛門乃ち更に幕吏早川庄次郎を訪ひ其詳を聞かんと欲す庄次郎は下總守に隨て京師に上り又共に攝津に下り警衛地を巡檢すべきの内命を受くる一人なり庄次郎告げて曰く間部侯西上の事將軍不豫の故を以て其期遷延九月に及べり陣營地選定の事爲めに遲緩なき能はず近時幕府嚴令を要路の職員に下し専ら秘密を守らしむ然れども警衛上の一事は有司且つ時ありて其消息を傳ふ貴藩の如き須らく間部侯巡檢に先ち豫め地理を檢し水利を究め陣營砲臺の位置を選し其巡檢の日を待て稟請する所あらば便宜更に多かるべしと源五右衛門等乃ち七月十九日を以て狀を具して萩に報す此報八月初旬萩に達す藩政府に於ては野村淳助等の大坂報小倉源右衛門等の江戸報を得て八月十日書を用談役天野九郎右衛門等に送り大坂城代の意見に従ひ瀕海便宜の地に陣營數所を選し中央を以て本營と爲し清末長府徳山岩國の陣地を併せ相せしむ九郎右衛門旨を淳助に傳ふ淳助乃ち五營地を選定し以て本藩に報す曰く

筒井村内	七萬五千坪	本	營
奥平野村内	五千坪	長	府
東須磨村内	三千坪	清	末
打出村内	五千坪	岩	國
篠原村内	五千坪	徳	山

殊に兵庫を選して陣營地とせざる所以のものは歌樓妓館の在るありて時に成兵の風紀を亂るべきを慮ればなり岩國清末と東西に備へ長府徳山と偏裨たり軍制亦一に古制に従ふ京師事あれば赴き援ふ其隊形を失はざるを期す而して外警に備ふるに別に和田岬を以て集合の地と爲す既にして此月二十九日大坂城代土屋采女正急に大坂邸吏を召す偶、小幡藏人此月彥七と改稱す來て藩邸に在り召に應じて到れば則ち長土因備柳川の警衛區域を示す此に於てか陣營地選定の事焦眉に迫れり既にして藩地恰も甲谷兵庫の密勅を齎すあり京都邸吏の情報を送るあり海内の形勢漸く變ず兵庫警衛の事獨り露艦の外寇に備ふるに止まらず公武の扞格

に於て更に緊切の關係を有するに至る周布政之助藩主の密旨を含み京都に赴くに當り途兵庫を過ぎて小幡彦七等を訪ひ奉勅の内命を傳へ九月七日大坂に出でて兒玉準等に會し十二日味爽淀を發し十三日京都に入り公卿間に周旋し使命を終るに及び十九日復た兵庫に到り十月九日萩に歸る事は戊午密勅の章に詳なり小倉源五右衛門亦江戸より來りて政之助に京都に會し尋で兵庫に到る七月二十八日急使を江戸に派し源五右衛門に命ずる所あり源五衛門乃ち間部閣老に後るゝこと數日九月十日を以て江戸を發し京師に於て周布に會し其二十七日兵庫に着す九月八日に至り公更に山田亦介を遣はし兵庫警衛地を視察せしむ亦介乃ち秋田治兵衛製圖師を伴ひて兵庫に到り旬餘の間朝に出で、暮に歸り親しく山河を跋涉し地形を按し水利を探り陣營の區畫を検し更に更定する所あり先きに筒井村内にて七萬五千坪とありしを筒井原田上野三村交接の地にて七萬五千坪と改め奥平野村内にて五千坪とありしを奥平野荒田坂本三村入組宇柿木原にて五千坪と改め東須磨にて三千坪とありしを五千坪と改め徳山支藩の陣營地と假定し篠原村にて五千坪とありしを三千坪と改め清未支藩の陣營地と假定したり衆議決するに及び天野九郎右衛門大坂城代土屋采女正に到り小倉源五右衛門間部閣老に到り與に陣營地交付を内請す而して幕府五陣營を一時に交付するを難しと爲し諭して其の一を選ばしむ當時警衛の士既に軍旅を整へ將さに兵庫に到

らんとす而して宿舍の寺院四面散在統一に便ならず乃ち十月朔日先づ篠原村西方の地面積四百七十七坪建設豫定費銀五十四貫七百二十六匁をトして假りに陣營を置かんと欲し作事方村田久兵衛長安權之助狀を具して本藩に稟し更に間部閣老土屋城代に内請す村田等の書到るに及び周布政之助等相議して曰く篠原村は地狭くして本營に適せず寧ろ筒井村の勝れるに如かず先づ之れを請ふて後ち他四處に及ばんと乃ち之れを以て天野九郎右衛門に報じ工匠黒瀬助四郎を兵庫に遣はし陣營建築の事に從はしむ九郎右衛門書を得て頗ぶる窮す屢陣地交付の請を變更するに忍びざればなり已むを得ずして篠原筒井の兩所を併せ請ふ當時間部閣老専ら尊攘黨の抑壓に力め多く勤王の志士を捕ふ京師騷然たり警衛地の巡檢陣營地交付の議爲めに久しく決せず十一月十四日に至り代官白石忠太夫手付渡邊幸之助等篠原筒井の兩地を巡視す福原清助松田清吉切に其交付を請ふ忠太夫告げて曰く篠原村は本官の管下に在り交付固より難からず然れども筒井村に在りては公領他領と相交はる今他領に與ふるに替地を以てせんと欲すれば勘定奉行の命令を待たざるべか

らず煩殊に甚しと輒ち應ずるの色なし其十二月大坂城代又内諭して曰く篠原簡井は速に許を得難し先づ打出を請ふに如かずと邸吏之れを藩政府に通じ藩政府之れを江戸邸公儀人に告げ六年二月六日打出交付の事を海防掛太田備後守に請ふ既にして間部閣老其二十三四兩日を以て兵庫海岸巡檢の事あり長藩の成地に在りては須磨打出の二所を視察し曾て其他に及ばず時に小倉源五右衛門間部閣老に追隨し交付を懇請する再三閣老決する所なくして東歸す是れより後交付の事遂に荏苒二歳に彌て決する所なく以て萬延年間に及べり顧ふに幕府海防を輕ずるに非ず毛利氏警衛を怠るに非ず其此に至る所以のものは西城事件出て尊攘問題興り井伊大老壓抑の政を行ひ海防の事有司と亦一變を來し天下の事朝にして夕を計るべからず兵庫の警衛顧慮するに違あらざるの故なり陣營地選定に關する安政年間の沿革概ね此の如し

始め安政五年六月兵庫警衛の命を受くるや其七月二十八日警衛諸員の數を定め總奉行一人大番頭一人番頭二人八組士分一隊無給通一伍總奉行用談役一人備

場矢倉頭人役兼御用所役兼總奉行手元座一人右筆役一人大檢使一人用方檢使三人用談役筆者一人御用所付一人御用所書調矢倉筆者兼帶一人作事方二人米銀方二人器械方兼仲取方二人賄方四人供徒士兼陣僧三人公儀人一人公儀所本締役一人公儀所筆者二人目付二人徒士目付四人大組物頭二人_組中間頭二人_組爲す曾て相模警衛の時に當り大番士は皆選拔の法に依り其出づるや亦所謂旅役たり兵庫警衛は則ち之れに異なり八手の士出づるに軍役を以てし一手毎に輪次其任に當り出成間は馳走出米と旅役出米とを免じ給するに四ツ成本石を以てし専ら力を警衛に致さしむ是れ蓋し一は相州警衛は八手操練と備場操練と別立して軍政をして二途に出でしむるの觀ありしが爲め之を改めんとし一は兵庫警衛を以て禁闕守護と爲し更に之れに重きを置きしが爲め成兵は悉く軍役を以て差遣し且つ八手の區別に依りて組織せるものなり_{安政六年朔日より旅役に復す}而して其出成の兵員は當初每一手の實員を輪次悉皆差遣し之れに加ふるに三支藩岩國の士卒各若干を以てするの經畫たり因て其年八月三日を以て豫定する所の順次を擧ぐれば

一番 福源左近之允
の一手總員數

二番 毛利出雲の
一手總員數

三番 宍戸美濃の
一手總員數

四番 毛利筑前の
一手總員數

五番 毛利隱岐の
一手總員數

六番 益田彈正の
一手總員數

七番 毛利伊勢の
一手總員數

八番 毛利能登の
一手總員數

而して總奉行は自ら成地に臨むものとし以て幕命の至るを待てり當時外交の事
幕府多くは其秘密を守り條約の事諸侯をして之れを知らしめず兵庫開港誰れか
其五年の後ちに屬するを知らんや則ち毛利氏が此大計畫を立つる未だ必らずし
も急早計と爲すべからざるなり當時道路の傳ふる所兵庫開港に止らず馬關開港の説も紛々
意を探らしむ後ち馬關は開放せず兵庫は五年の後に屬す而して世事勿々幕府新警衛地の事
るの條約なるを聞知するに至り稍其經畫を小にせり
を忽諸に付するの觀あり相模警衛撤退の令亦久しく下らず是を以て長藩亦久し
く兵を相攝の兩地に分置し新成の計畫事志と違ひ遂に當初の計畫を實行するに
至らず今其實行せしものを見るに八月三日の豫定計畫の後ち其月下旬に至りて
假りに大番士十九人相杜駿河組番類
大和彌八郎一手無給通五人船手組五人醫師二人先手足輕二組
野村作兵衛小倉宗右衛門の兩組なり安政六年六月二十中間頭瀬
川正作五日人物頭二を一人に減するに至り作兵衛は歸國せり十三組中間一組
目付兼重新右衛門祐筆奥平數馬徒目付杉田丈之助大田源三郎陣僧井町深三郎山崎平藏神田源

之祐等に兵庫番手を命ず是れより先き既に駐在せる者用談役天野九郎右衛門矢
倉頭人小川市右衛門公儀人小幡彦七本締役松田清吉等數人を加へ總員三百人大
砲六七十挺と號す出役後公儀人より大坂西町奉行所の
内問に對し通告せし所の員數なり而も兵の實數は二百餘人に過ぎ
ず當時陣地未だ定らず僅に公議所を設くるに過ぎず鷹見の宅
に置く周布政之助を京に
遣はし途次兵庫に到らしめしとき政之助をして寺院を借て陣營に充つるの準備
を爲さしめ然る後ち兵を派せんと欲し八月二十五日先づ諸員に諭して曰く

兵庫表御陣屋地御引渡可被仰付候得共其内御警衛人數被差出候様にと從公儀
御達之旨有之候に付一手の内一先御人差を以出張被仰付候條諸事御軍役の心
得を以て可被遂其節候追て總奉行出張萬端駈引可被仰付候得共其内從公儀被
仰出之旨謹て相守御當家古來之御法能々相心得衆心一和御奉公之覺悟可爲肝
要候事

一 武具馬具等華美の費を省き簡便の作略可有之候事

付出張途中馬上步行等は勝手次第股引半服着用最三田尻よりは船中被差登

候事

足輕以下淺黃股引捻からげの事

一於彼地に一先寺院民家等の間御借揚相成宿御割渡可被仰付候左候て日々賄之儀は此内御沙汰之通御取替にて焚出被仰付追て銘々より立戻被仰付候條下々之者別て行規克於焚出所も猥之儀無之様手堅く可被申付候事

一諸役配の儀上役下役を不論謹で其職掌を辨へ諸事無緩可被相勤候事

一其身緩怠氣隨意にして諸人の不熟を引出す事甚以無謂儀なり各貴賤の分限を顧み禮法を被亂間敷事

一亂法狼藉飲酒停止の事

付喧嘩口論仕出候輩は双方共可被處嚴科候事

一一隊の内若不法の儀於有之は當人は勿論其頭々に至迄重く可被相咎候事

一異變に臨出張候はば從公儀御差圖之趣を以其沙汰可被仰付候條無遲滯相揃少も混雜の體無之様互に可被相戒候事

一異國船御請場近く乘來候共兼て從公儀被仰出之通穩便の取計可爲肝要候然共戰爭之勢相違於無之は時機に應じ防戰可有之候段勿論の事に候最拔駈の儀堅可爲禁制候事

一病人病馬等有之節は他の妨に不相成様療養の可有心懸候事

一公用の外妄に在町等へ出行被致間敷候事

付無據用事有之被罷出候はゞ其旨趣御目付方へ可被相届候事

一又者の儀主人々々より手堅可被申付候若不心得の輩於有之は其主人可爲越

度候事

右之通内意觸達被仰付候事

九月七日周布政之助兵庫に到り公儀人小幡彦七等と議して眞光寺修善院長樂寺藥仙寺能福寺世尊庵の數所に就き先づ之れを借るを約し書を以て藩に報ず藩乃ち大番士先手物頭目付無給士等に發程を命じ番頭大和彌八郎に委するに警衛全部の統轄を以てし總奉行組頭二人未だ出成に至らざる故なり砲家湯原右門坪井隼太を以て特に番手中に

加ふ 目付及び徒目付は九月二十三日を以て發程し十月五日兵庫に入り先手物頭二人は翌二十四日を以て發程し十月六日兵庫に入り大番士は其翌二十五日を以て發程し十月四日兵庫に入り無給通し十月四日兵庫に入る 出役の定員を更定し番頭一人大番士二十一人醫師二人無給通四人心添見習七人先手物頭二人公儀一人總奉行用談役一人目付一人右筆一人大檢使一人御用方檢使三人公儀所本締役一人用談役筆者一人御用所付二人御用所調書兼矢倉筆者一人御用方筆者兼御用所筆者一人作事方二人米銀方二人器械方兼仲取方二人公儀所筆者二人徒目付二人賄方四人供徒士兼陣僧二人膳夫一人棟梁一人足輕二組中間一組とす又警衛地職員にして藩地に留まらしめしは總奉行一人組頭一人番頭一人中間頭一人船手五人總奉行手元役一人筆者二人にして大坂留守居も亦警衛地職員を兼ね即ち事情に應じ當初計畫の規模を縮少して此の如くせしものにして文久初年に及ぶまで増減する所なし兵庫警衛前半の兵員沿革は概ね此の如くなりしなり 唯番手人心添見習稽古人數には多少の増減あり心添見習人數は時に九名の多きに至り又四名の少きに至り歳々定限なし稽古人と稱するは大和彌八郎出成中は自ら好て文武の稽古を爲し諸士を獎勵したるが故に別に稽古人數を特派するを要せざりしが桂治人番頭と爲るに及び治人自ら文武の稽古を爲さず士氣漸く廢弛す用談役天野九郎右衛門之を遺憾と爲し安政六年七月二十六日在府行相府に進言して曰く番手中老人多くして小壯者を獎勵するに由なし因て武術練達の士五十六人を修業者の資格を以て兵庫に上らせ以

て少壯者を獎勵せしめんと行相府其言を容れ八月十三日國相府に移牒し明倫館に就て其人を選せしむ國相府乃ち槍術家高洲梅三郎粟屋八十二郎李家集太劍術家河野素輔湯川庄藏の五人に兵庫出張を命ず尋て萬延元年三月十九日美和榮之進等劔槍の士七人文學あるもの二人を兵庫に遣はし前者と交代せしむ既に銃陣改革の内職熟し兵庫出成の士に西洋銃陣を傳んと欲するに及び同年四月三日行相府道家源七等十四名に兵庫出張を命ず是より稽古人次第に増加し二十三人に至る而して歳々又増減あり

警衛兵の出衛期も亦豫定に比すれば短縮せり初め目付徒目付先手物頭中間頭を以て一年期と爲し其餘を以て二年期と爲す後ちに至りては總奉行組頭用談役手元役矢倉頭人目付右筆等を以て一年交代と爲し大組寺社組無給士等を半年交代と爲す且つ總奉行組頭手元役等の重任を負ふの士にして親しく任地に赴く者なく遙に藩地或は江戸に在りて事を視る名ありて實なきなり最初の總奉行福原左近之允の在任十餘日にして病歿せし時の如き翌年正月其嗣子福原越後が父の職を襲ひ總奉行に任せしまで五月の久しきに涉り總奉行其人を缺けり安政五年八月十一日左近之允病歿す其十二月二十一日佐世主殿其家を嗣ぎ福原越後と稱す實は徳山侯の子にして忠愛公の兄たり翌年正月十七日總奉行に任ず 公授くる所の黒印の書に依れば總奉行の任たる頗ぶる重し試に安政六年二月十五日福原越後に授くる所の黒印書を見るに曰く

- 一 今度其方事兵庫御備場總奉行申付候條從公儀被仰出候諸法度並兼て定置法令の旨を以諸事爲能様可有心遣事
 - 一 異國船防禦の儀に付若其方落着難成儀も候はゞ依品可伺之尤差向儀は大坂御城代承合せ猶大坂堺表相備申談何分時宜に應可有沙汰事
 - 一 數多の人數差出儀に付無事の時に當ては文武の修行を第一とし自然事あらば各抽忠節候様厚く心を用沙汰可被申付事
 - 一 諸士役儀其方校量を以沙汰仕最諸役人令一和依估偏頗無之様念を入可被申渡事
 - 一 御備向は格別の筋に候得共所帶難澁の時節に付平常の儀は別て令省略候様用所の者へ厚く可被申付事
 - 一 出張の面々善惡有之て或加褒美或行罪科輩の儀其意趣具に可有言上候差向儀に於ては如何體にも申付追て其趣可有言上事
- 右の旨を以て可有沙汰者也

然れども是れ殆んど紙上の空文たるに過ぎず其衛戍の任務を行ふを見るに總奉行之れを組頭に命じ組頭之れを番頭に命じ番頭乃ち一切の實權を掌握して以て成地に臨む總奉行は豫備の一員たるに過ぎざるの觀ありたり兵庫警衛は斯くの如くにして其前半を終り以て文久年間に及べり

第二十六章 安政年間の諸改革

兩相府の淘汰○公の諭告○改革議○兵制○教育○財政○禱禮の制限○物産
開發○養子人選の諭示○改革實行狀況

安政年間は毛利氏に在りて雄飛準備の時期たり其文武諸般の制度に於て刷新改革の措置甚だ尠なからず安政五六年に於て殊に然りとす安政五年六月十五日忠正公江戸より萩に歸るや其二十五日大に兩相府員の淘汰を行ひ七月十八日八手總奉行を大廣間に召集し親しく訓諭す其文に曰く

時勢思慮致候處今來諸夷上陸いたし皇國を輕じ候儀日々相加り候に付朝廷より被仰越次第於關東にては私意を以て種々之道理を付御遵奉も無之候はゞ此餘逆鱗何程に至り候哉も難計に付内外之急變必然之事に候條上下心を合せ一和を本として今日より死生一所と相心得皇國之御武威相立候様可心掛候就ては氣付之義候はゞ無遠慮可被申立候事

上下一和死生一所は蓋し公の本領たり尋で二十八日旗本一手の諸臣を大廣間に召集し兩相列座し當役益田彈正より曩きに公の八手總奉行に示したる訓諭の大意を演説し政務役兼重讓藏をして口演書を朗讀せしめたり其文に曰く

(口演)

軍役人數組古法に隨ひ家來末々迄八手に分配各へ總奉行申付其旨趣先年も申聞候處夷船頻りに渡來當今之形勢禍亂不遠候就ては當春將軍家へ存意申立候儀も有之に付彌以士氣振起文武練磨せしめ異變に臨み洞春公以來之御武威毛頭も瑕瑾なく天朝へ之忠節相立並に幕府へ之信義をも不失様致度兼て大小身共親睦和協せしめ人物之藏否文武勤怠等に至迄各熟知候て有事時一身を使ふ如く候てこそ人數組申付置所詮も可有之に付向後一手之者文武勤怠各手元にて能々穿鑿せしめ精勤之者は被申立候はゞ賞美可申付遊惰之者は各氣付を以業を勵み遂忠節候様厚く教諭有之志を改めざるもの有之は被申出次第譴罰を加ふべし此度一手別稽古掛之者をも可申付候條何分士氣引立候様無拔目精々

可有心配候

當時恰も兵庫警衛の幕命あり公益、兵制を改革し内政を刷新し以て時變に應ずるの要を感ず因て八月に至り兩相府の諸員を會し改革に關する意見を書して上らしめ公親しく之れを覽其旨に協ふ者は逐條自から朱點を加へ右筆役周布政之助をして之れを抄録して上らしめ之れに由り其實施の方法を講究し當役益田彈正公の旨を承けて之れに附箋し兩相府之れを廳上に置き日夜審議を盡し施政の要項細大殆んど漏さず舉世滔々の間に在りて銳意進取の氣鋒躍如として紙上に溢る蓋し稀有の記録とす因て其全文を左に記す

・御軍政之事

一 練兵之事

右は折々山川廣野等に押出し候て現場變化の次第能々吞込せ候様肝要奉存候只平々たる沙地而已にて之稽古にては自然實地に臨候時決て齟齬狼狽御益に立兼申様存候

又練兵之儀は當時別て可怠業に非ず西洋にては亂世にても常々練兵仕候由實事練兵と申候得は第一弊俗之階級論直勤陪臣之隔是等之處よりして親睦不仕しては練兵之實意には不相叶然共上下尊卑之常格は亂世といへども屹と相立不申しては所謂烏合之兵に候得は治平之弊風全く禮讓を失ひ互に相争ふ心多不謂事に候別て昵近陪臣隔意有之候ては一軍之害に相成何卒互に禮讓を以て一和仕一向勇義之處に心を鍛候様御處置肝要之御事存候段筑前毛利申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)練兵場之儀は銘々一身之覺悟を肝要として修行仕候様被仰付別段新規之御場所一ヶ所營築被仰付一手別實地之操練可被仰付との御事
一 御家來中成立士氣作新之事

御内輪立之御取締方御家來中成立士氣作新之儀乍恐上より御手を被下候様被仰付度其一を擧て奉申上候時は神器陣習練等之節於現場に御自身御指揮被遊候様有之度左候は、速に其驗功相顯可申と奉存候段鞞負浦申上候處思

召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)於于時御自身御指揮可被遊との御事

一農兵之事

御兩國御手廣之海岸急變之節防禦方之儀在住之諸士而已にては難行届に付農兵御引立置肝要之事と奉存候段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)諸裁判於御代官に農兵取立遂詮議申出候様との御事

一御軍政御増補之事

右御軍政之儀追々被仰出候得とも先は座上論にて實地之御手配可被行届程如何可有之哉此節之形勢に付猶又厚く御詮議被仰付御旗本並入手共時々操練被仰付軍令之次第隊伍之組方等孰も熟得仕候はゞ物前に臨み狼狽無之御用に相立可申と奉存候且兵糧玉藥等今一層充實之御手當被仰付器械之儀も華飾を去り實用を主とし委しく御手入被仰付度段萬里助内藤申上候處思召に

相叶御朱點を被成御加候

(附箋)御軍令並隊伍組方は遂詮議申出候様との御事

器械玉藥等年々いか程出來増候様被仰付可然哉之段於御手當詮議之上右御入目銀引當之儀於御所帶方に仕法相立申出置候様との御事

初圍可被仰付に付御所帶方御撫育方於兩役所遂詮議申出候様との御事

一練兵場御仕法筋御改革被仰付度左候はゞ士氣も自然と振作可仕と奉存候段孫右衛門前田申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書練兵場規則之儀根に入詮議可被仰付との御事

一御銀之儀は明倫館頭人檢使座にて出納メり方可被仰付哉之事

一御家來中武具修補に不怠様並馬數相増候様被仰付度段太郎右衛門松原申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)武具馬具之儀は先年之通時々御目付役見分可被仰付馬數相増候様被仰付度被思召候付於地方御仕法筋遂詮議申出候様との御事

一持方事並僭上之舊弊は不和之基に付吃と御沙汰被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)當役中を始め銘々身分々々を引下げ御家中末々迄之模範と相成候儀可爲肝要其餘僭上之者有之候はゞ御咎筋重目に遂詮議相伺候様との御事

一今般御軍政之始に御靈社御臨時祭被仰付御祭式等廣く勘考御例祭をも猶又手厚く被仰付度段九郎兵衛^中申上候處思召相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書御手厚く詮議可被仰付との御事

一小早川之御家御再興被仰付洞春公御代之通兩川之先鋒に被仰付度段同人申上候處思召に相叶ひ御朱點を被成御加候

一旅役被仰付候者出足前御目見被仰付候に準じ御軍役にて出陣之者は於御前御酒被下候歟賜金にても被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

一士氣振起之事

下情上に通じ有志之徒言を盡す事を得しめ總て諸稽古場等にては御法式に不被爲拘毎々御前被召出候歟又は御當役方よりも明白に御褒貶有之度段讓藏^{兼重}申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)當役中引立方心得筋活用之場相を肝要にして可申合との御事

一兵制詮議被仰付御旗本八手共調練被仰付度段政之助^{周布}申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

一御中間頭是迄は無給通へ被仰付候得とも向後大組百石以下之内御人選にて頭役被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書中御中間頭仕役詮議之上申出候様との御事

右は午八月十一日同十四日兩度に當役中並地江戸御用方中御前被召出時勢存付之廉々御直に被聞召上銘々廉書差上候内御軍政一條に關係仕候廉々書集申候右拾三ヶ條思召に相叶候付急速遂詮議候様被仰出候依之右ヶ條へ當り如此沙汰被仰付候はゞ可然と各存付も可有之候付委細書付を以申出候様

可被仰付哉

文武御引立之事

一文武御引立人心一和士氣奮發之事

右は先達より追々被仰聞候趣も有之且又此度御返石等難有被仰出候付ては追々屹度其目途相立可申様奉存候段筑前^毛申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)其目途相立可申に付ては此往如何様之御處置有之候て可然哉

一諸稽古勤怠賞罰時を後れ不申儀第一之事と奉存候段伊勢^毛申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)勤怠取調べ之儀は如何様にして可然哉猶又賞罰時を後れ不申様之儀は於政府詮議肝要之事

一明倫館内にて階級申立候様有之候ては士氣振起仕候程如何可有御座哉就ては館内書生入込之儀も只今之通りにては只管階級を以入込被仰付候様相成

居猶又學力餘程長し居候迎も身通に依入込不相成様相成居候付以後は階級に拘らず學力を以入込被仰付於寮中には勿論御參堂之節とても學力を以て席順を定候様相成候得ば則學館之本意に相叶可申其上階級論追々消滅仕士氣引直り可申様奉愚案候段彈正^田申上候處思召に相叶御朱點^々を被成御加候
一後來御家來中末々に至る迄節義廉耻之志厚く剛健に相成候はゞ自然と節制も相立可申哉虚に吼名に走らず誠實に相歸し妻女に至る迄貞節にして本人御奉公之助力仕候様倍風儀相移り候はゞ治亂共に御手厚く可有御座第一之御根本にて可有御座哉と奉存候段伊豆^田申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)如何程之御處置にて本書之様相歸可申哉

一文武御興隆之事

右文武御引立に付ては此節別て被入御手候儀に付此機會に乗じ諸稽古場之規則嚴重相立少壯之面々氣方確實に相成輕薄之風儀無之様御教導被仰付度

物前に臨戦士義氣乏しく候ては御役に相立不申候間平日之御引立方義氣を第一に被仰付假令技術は少々劣り候ても氣立宜きものは格別に引上げ見合頭取之内へ被相加相弟子中引立被仰付候はゞ追々士氣相振ひ候一端にも相成可申哉と奉存候段萬里助内藤申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)御教導振如何之御處置相成可然哉

氣立宜しきものを引上げ候時は人物之見定如何様之處にて見定可申哉

一廉耻を養士氣振起可仕事

右文武之諸藝相勵士氣練磨仕候様每々被仰出候處間々懦弱に安じ候もの有之候は兎角廉耻之心薄き故と奉存候左様之輩は大事に臨み節義を保ち候事難かるべく哉に付常々清廉義氣を養ひ柔惰鄙劣之風を捨候様被仰付度其處置は人才之取捨に依り候事に可有御座に付忠直淳良之士を御擢用阿諛奔走之輩を遠けられ尙又孝義之善行を賞し鄙劣之汚行を罰せられ候はゞ自然と士氣興起可仕と奉存候段藤兵衛八谷申上候處思召に相叶御朱點を被成御加

候

(附箋)人才之御擢用肝要之事

一諸役御人選に依て士氣引立可申出成丈ヶ一役永勤被仰付度事

壯年之者庶子にても一藝に長じ人才拔群之者は御扶持米賜銀等被仰付度且又御家來中より末々に迄妻女には女巧を相勵本人御奉公筋之力を助させ度段九郎兵衛六申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)御扶持米賜銀等之儀は於地方御米銀之操出目途可有之哉猶御家來中末末に迄妻女に女巧勵せ候儀は如何様之御處置にて可然哉

一學政(餘程被入御手度奉存候段政之助周布申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)學政之儀は如何様之御處置可然哉

一明倫館之内にては階級持方に拘はらず藝術の長短を以座並を定め文學諸武藝共等科を相立置き名籍を掛け座並之儀も御參堂其外はれ立候節は簿順を

以着座被仰付度此儀小事之様に候得共容易に難被相行儀に御座候乍爾學校は才徳成立之場所に候得ば假令御貴族にても壯年にて才徳成就不仕内に御家格を以長者よりも上座を被仰付候ては其人々才徳成就之期は無御座於館外には勿論貴賤之差別屹度相立敬禮を不失様無之ては御貴族之御詮も無之儀候得ども學校は格別の地に被成置候得ば館外の事には關係不仕候此旨趣能々被成御碎候て御貴族方より御手を被下候はゞ其以下には十口と申者決して無御座候若舊習に泥候者有之候はゞ尖に御咎被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)此一條の眼目は大臣より手を下させ候處にて可有之様相見へ左候へば其處置如何様にして可然哉

一西洋學所御取建相成候得共最前御米銀御引當無之内場所被相建候付於于今は御引立筋行届不申甚半途に相成居申候御入目とても此餘は纔米四五十石位も有之銀方も夫相應に御引當相成候はゞ十分に調可申候間其詮議被仰付

度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)西洋學所御取建相成候得ば只管米銀之事計りにて無之學中之規則其外學所之大眼目可有之候様相見へ候其等之處置如何致し候て可然哉

御政道條令並御家來中御親愛之事

一弊風御改革之事

右上は不及申次には當役中を始大身之面々より一ト際風俗改革仕諸事誠實に質素節儉之實行を以導候はゞ追々一統之弊風相改り可申様奉存候段筑前毛申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)風俗改革質素節儉之實行肝要之事其處置如何哉之事

一當今之於御急務は先達て被仰出候通文武御引立士氣振起仕候て異變に臨み何時にても遂其節候様無之ては不相濟儀と奉存候是等は御政事向より出候儀に御座候既に此度も御返石被仰出候得は御仁政之儀は被行届申上候様も無之且御引立之御一條も大抵御手を被碎候得共士氣難振立此餘いか程に被

仰出候ても是迄之通之心得にては其御所詮も無之於爰一つ之御處置有之度儀奉存候差當り御政道一振之基は都て被仰出候條令徹底不仕ては不被相行儀に候得は不絶其跡を追候様被仰付度御國中之四民共其頭其支配無之者は無之然は重き御意之旨は猶更其他たりとも其組頭其支配人引請において組支配内へ行届候様に心配候はゞ能徹底も可仕候只一席之讀知而已にて迹を追候様之處置無之ては各心魂に徹し不申ケ様に仕候はゞ御主意筋も服膺可仕然上は速に士氣振立可申士氣振立候時は則文武練磨御手當之實地に不至儀は有御座間敷と奉存候就中今般御出格之御返石被仰出難有思召筋擧て奉感佩候はゞ流弊之風俗忽變革不仕候ては不相濟儀於私粉骨碎身之心得にて乍不及御手傳幾重も申上度候得ば前段之御處置有之度儀かと奉存候尤季世之人心に候得は夫而已に止り候と申儀は無之御史は常に其職を重し犯法之者を誠止する事を得ざるに於ては切腹之刑も被行候程之御勢ならでは大平之俗習難捨儀奉存候然は御沙汰事も少々は簡易にして被入御念御心遣肝要

に奉存候然らざれば嚴刑之論も難被行儀に御座候其本立ずして枝葉之論に涉り候は無詮事と奉存候段出雲^{利毛}申上候處思召に相叶條令徹底仕候様被仰付度之旨被仰出徹底と有之文言へ御朱圈被成御加候

(附箋)此條々令徹底之處眼目と相見へ乍併被仰出候條令跡を追候處置は如何可有之哉評議之事

一上下之情貫通御處置之事並言路を開候事等伊勢^{利毛}申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書二條共如何様御處置被爲在候て可然哉

一天朝幕府之御處置風説を以役向に無之面々私に評論等申立口外不仕候様に有之度段隱岐^{利毛}申上候處政府にて厚く相含み可置段被仰出候

(附箋)政府之心得肝要之事

一驕奢被禁候儀古來よりも度々被仰出も有之候得共此節之儀何分柔惰習風變革仕士氣復古仕候様に有之度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加

候

(附箋)本書如何様之御處置に相成候て習風變革士氣復古可申哉

一御内輪建諸事御手細之御詮議被仰付度段彈正田益申上候處思召に相叶御朱點

被成御加候

一御儉政之事

御儉約之條々追々被仰聞候得共世之弊風捨兼候儀に付御時節一と際御詮議被仰付每年被仰聞候御條目之旨往古より今以御國法之根本に御座候得は可應其旨は勿論之事に候享保以來品定も度々被差出候ても虚飾之風習捨り兼候間此度品定得と御詮議之上只今迄被仰出候條々之内是は難被行條をば被差除是ならば上下可被行條々御選被仰付候て相背候者は速に被行嚴法下々之者などは御制禁之品着服仕候時は御目附役より見咎及御沙汰候節は過料差出跡は無何事相濟候儀と落着仕候又酒興遊興其外亂法之事仕候得は三十日か五十日か逼塞被仰付候得ば跡は無事に相濟候と高をくゝり居候人柄も

可有之哉も不限此段御詮議被仰付度段主馬根來申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書品定其外詮議被仰付左候て御制禁を犯し候者へは屹と嚴罰加へられ度との氣付之様相見へ候付品定之儀篤々詮議被付只今難被行條をば除き可被行條々をば御選相成候上屹と御處置有之度事

一上下之情相通候事

是迄之御模様にては上下隔絶折角難有き御思召も徹底仕兼誠以奉恐入候御事奉存候御馬廻りに被召仕候面々にては御側遠く罷居候者は御直に申上も不相成候様成行甚以歎敷奉存候就ては文武勤惰之面々なとへは時に臨み御直に褒貶之御意等有之度段鞞負浦申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候
(附箋)本書尤之事に付其詮議被仰付度事

一言略之事

言略を御開被遊候儀是又君上之御務と奉存候無左候ては下情通兼斯迄御刻

昔被遊候御所詮も無之甚以奉恐入候次第に候御家來中之氣付筋も有之候はば職座迄申出候様兼て沙汰仕置書面等差出候はゞ差上候様被仰付度目安箱之儀も是迄之通にては御所詮も無之哉に付御仕法旁厚く御詮議有之度儀と奉存候段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書尤之事に付申出通り被仰付度尤目安箱之儀は御仕法旁厚く詮議被仰付候上猶又御思按も可被爲在との御事

一御儉政之事

右御儉約立之儀是迄迎も御疎無之御事に候得共猶又時勢に乗じ御斟酌被仰付諸事御資格に不被相泥御省略被仰付度候國家を治むるの要は一利を興候よりは一害を除き候儀肝要と承及候間何事も簡易を主として古風に復し冗官を省き雜費を減ぜられ候様精々御詮議被仰付可然哉と奉存候段萬里助内藤申上候處冗官を省き候儀早々遂詮議候様被仰出朱にて御印を被成御附候

(附箋)簡易を主とし古風に復し候様之處より被下御手候て可然哉冗官を省

き雜費を減ぜられ候様之儀は如何之處を眼目にして被下御手可然哉

一士民之困窮御救惠之事

一統奢侈の風俗を改め質素に本づき候様御教導被仰付御國力强盛に立至候様有之度段萬里助内藤申上候處思召に相叶御朱點を右文言へ(御印をも)被成御加候

(附箋)御國力强盛之本は風俗改まり質素に本き候儀に可有之付其御教導振如何様之處可然哉

一御家來中養子取組御制度之事

右養子之儀は御大法有之筋目之者へ家續被仰付候筋に候處氏族之内相應之者無之と申より他家之取組をも御免被仰付來候然處近來諸士中及貧窮自然と節義を守り候もの少く相成大組の内にも兎角階級違小身より養子申請其實は利の爲より相發り候取組不少候是等之儀大に士風を損し御爲不宜候向後は右躰之養子願出候分は續柄之處厚く御詮議被仰付彌血脈無相違無餘儀

次第に候はゞ被差免若續柄不慥候はゞ組頭證人より得と申諭願證取下仕らせ候様被仰付候時は廉耻之風被相行可申哉と奉存候段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

〔附箋〕本書尤之事に付早々其詮議被仰付度事

一御城並西御長屋諸御殿諸役所其外御大家方御住居向御不用之場所解除被仰付度左候得は自然と相響き候て銘々分過之屋宅相構候者格別に御沙汰無之ても解除不仕ては不相成勢に立至り可申と孫右衛門前申上候處先年詮議被仰付候得共猶又厚く詮議可被仰付之旨被仰出候

〔附箋〕本書先年も詮議被仰付候に付其節之詮議物草案も有之根旁に入詮議被仰付度事

一衣食住を始器物之結構其外總て華美之風俗嚴重御取締被仰付度段太郎右衛門松原申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

〔附箋〕本書嚴重御取締振如何被仰付可然哉

一萬治之御條目は治亂に亘り御萬代御龜鑑に付寛政二年治親公御直書附にも御當家之法令三十三ヶ條にて事足り候と被仰出其外御代々様御書附之内にも御祖宗之古法に無之惡癖を以先例舊格と相成候儀は可相改由被仰出候御事に候右御條目之旨を以賞罰嚴重之御取締被仰付候はゞ御沙汰事も簡易に相成風俗一變可仕と奉存候乍爾數十年來染込候流俗に付一通之御沙汰にては一變仕兼可申候從來御賞美之儀は段々と御引上刑罰は輕目に被仰付候儀誠以厚き御仁惠之至難有御事御座候處當時一振之御處置難被差延時勢に付ては刑罰之儀も凡中古之格を以一先嚴重之御沙汰に被仰付候はゞ御旨意筋速に徹底可仕候既に元和三年之馬改に御家來馬三百四十九疋に御座候處其節惡馬を嗜又は馬所持不仕者減知等之重き御咎被仰付候處同五年之廣島陣には千六十疋或は千疋餘と書留候物も有之餘程馬數相増候儀と相見候尤此節俄之馬改等は御斟酌も可有御座候得共右等之先例も有之儀に付諸事之御沙汰嚴法に被仰付若違犯之輩は無是非儀に付右御條目御末文之通七刑を以

御取糺被仰付候は、不日に一振可仕と奉存候段太郎右衛門原松申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書御條目を根脚にして賞罰之御取締嚴重に被仰付度就中刑罰は近來全體輕目に相成居候付ては當時御一振之時勢に候得は一入嚴重被仰付度と之眼目に相見へ候處如何之處より被下御手御處置有之候て可然哉

一吉川家御取扱近來舊に復し是又一同奉感伏候就ては御一門衆其外執政之老中へは古代通不時御成をも被仰付候は、自然と御家來中へも一和御風儀押移り可申段九郎兵衛共申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書御上下之御親み旁至極尤之事に候處此儀思召被爲在候事に付何卒御曳請振諸事簡易にして無益之雜費無之様於下に可申合と之御事

一上御幼年中は格別御國政御直裁に被聞召候様被爲成候は、必大義に關係仕候儀は如當節於御前會議被仰付候儀を御規格に被仰付度會議之節御側近く被召仕候者をも物通を定め出席被仰付御代官中檢使兩三人宛をも折々被召

出度段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書物通りも可有之候得共會議之事柄に依り曳請之者は追々被召出度との御事

一役場簡易之詮議申出候様先年より被仰出候當時又無益之手間費を流例行成と申立候儀可有之諸役所諸郡其外又々御浚へ被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書尤之儀に付早々取調之上嚴重に御浚へ被仰付度事

一總て御政治は復古之御主意に有之度御先代様方御美政古典に赫々と相顯候得は御改革と號し新奇を御求め被遊候には及申間敷儀と奉考候段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)御政治は復古之御主意に有之度段は尤之事に付於諸役所も銘々其心得にて諸事取計被仰付度猶又御改革と候ても新奇之事を御求め被遊候にては無之是迄之舊弊又は暫時も難被閣廉を御改革之御主意は勿論之事に付以往とて

も其處辨別肝要之儀候間彼是御處置振如何様にて可然哉

一 虚政を省き實政被行候儀御政事之大本と奉存候時勢差迫候得共急功を貪候爲に大要を失はざる之御處置肝要之儀と奉存候段伊兵衛邊申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋) 本書尤之事に候處急功を貪らず大要を失はざる様御處置如何様之眼目にて可然哉

一 御法度は深く細密に不被爲涉大綱を擧て遂げ行れ賞罰之現手を以助之諸役人に其職務を御責曠職幸位無之様相成候はゞ御國之綱紀は張り可申一綱を擧て千紀を振ふ御地組第一之御事哉と奉存候但總して文法に任せず實を責候御處置被爲在度段讓藏兼重申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋) 本書大綱を擧て細密に不被爲涉賞罰之現手を以助之諸役人に其職務を責曠職幸位無之様猶又總して文法に不任實を責め候御處置何れも尤之事に候處其眼目は如何様之處を眼目にして御處置相成可然哉

一 風俗御取締方之事

諸役人より第一に思召之旨を奉體實行を以御教化を主唱仕候儀第一に可有之尤御取締方之儀に付ては御目付役之御仕方肝要に可有之候付節々御前へも被召出時宜に應し緩急之御差引被仰付度其外御表役人は有廉御役職之者に付節々被召出務方之心得被聞召度哉と奉存候段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋) 本書尤之事に付申上通り追々可被仰出と之御事

一 儉政を行弊俗一變すべき事

右奢侈之弊習相改候儀は節儉之實を行はれ候事第一と奉存候其本は乍恐御躬行被遊御勉執政大臣次には有志之面々儉素之風相守り自身之行狀を以世間之標準と相成候様可有御座儀と奉存候無左候ては御儉政被仰出候ても世上の信服薄く可有之候間實地之處へ御力を被入候はゞ一統感服仕候て弊俗自然と改革可仕奉存候段藤兵衛八申上候處思召に相叶御朱點を被成御加

候

(附箋)本書尤之事に候縮る處實地之處へ御力を被入候儀肝要之事に付如何様之御處置に相成可然哉

一此度御返石被仰付候得共此儘にて被離御手候ては折角厚き思召も難被爲行届候付御扶持方成之古法詮議被仰付右古法を添削之上此度御扶持方成之御仕法被仰出貧窮之者は仕組之目途必相立候様被仰付度段政之助布申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書尤之儀早々御仕法詮議被仰付度候事

一銀百目に付米貳石替之御定和市を以御貸銀被仰付諸證文をも調渡被仰付來候處米二石と申和市は近年無之候付分扶持屋賃突替などと唱證文を調候て於于下銀主を心遣右之證文を質入にして借銀を仕候様相成終に利權町人之手に落申候但當節十ヶ年二十ヶ年にては押し候て御定和市立替被仰付於于下銀主を心遣借銀仕るも上之御銀を貸下候も同様に相成候様に被仰付候は

ゞ自然と町人之利權上へ歸し候て御家來中成立之一助にも相成可申儀に御座候段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書利權町人に落不申様町人之利權上へ歸し候て御家來中成立之筋と相成候儀眼目と相見へ至極尤之事に付早々御仕法立詮議被仰付度候事

一明倫館通用門へ上書籍被差出御家來中御政道方存付も有之候はゞ上書仕候様被仰付右上書は御直目付方にて調らへ申上候様被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書上書籍之儀は思召も被爲在候付追て可被仰出と之御事

一御取締り御儉約之沙汰筋追々被仰出候得共御家來中未々地町之者迄も内實は驕奢年々増長仕候様相見候是は御法嚴重に過ぎ人情堪兼候儀をも御作法と申立押付候故於于下は巧に御法を逃候道筋を案付於上にも御作法とは乍申是式事は先表へ立不申候得は御咎には及不申との御詮議振りも間々有之哉に相見彼是にて因循苟且に成行候付古來之御作法詮議被仰付萬治御條目

を見詰にして此度御條目被仰出御國中_之耳目一新仕簡易之御法被相行候はば無此上儀と奉存候得は餘程御手間も懸り可申に付差向處は是迄御沙汰相成居候内にて人情之不堪儀は御寛容に被成置内々にて驕奢を極候者をは一廉嚴罰被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書尤之事に付屹と根に入詮議被仰付度然れとも此儀は餘程御手間も可懸候得共其内差懸り候儀は只今之處にて詮議被仰付度候事

民政之事

一民政は一入御手厚被仰付置度儀申上候迄も無御座是迄迎も追々御手厚被仰出被入御手を候儀には御座候得共猶又乍此上御手厚被仰付度乍併此餘被仰出とても有之間敷是迄之處にて御疎は無御座事に付此上は諸郡縣令兩三人或は五六人宛華の江へとも被召出一々御尋被遊候様相成候得は被召出候縣令は申に不及自然と御德化在々迄及び可申左候得ば下萬民乃至迄思召之之處行届き民風自然と立直可申様奉愚按候段彈正_益申上候處思召に相叶氣

付之通被仰付候事

一農政を厚くして國力を壯にする事右富國強兵之本は農政第一之儀勿論之御事に付御儉政之實行はれ末を逐候者少く本を務候者多く御國力豐饒に相成候様御制度被仰付度租税を薄くし課役を省き候事勸農之本に付御代官役其任に當候者御選にて精々其職掌を盡し御德澤遍く行届候様被仰付度段藤兵衛_八申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)民政は萬民に本を務させ候て御國力豐饒に相成候御制度肝要之儀に候處其御制度如何様被仰出可然哉且又租税を薄し課役を省き候時は如何様之御仕法可然哉猶又御代官役之人物は如何様之人柄御選被遊候て可然哉

一百姓御撫育は御國政之根元にて御代官役は一宰判に永勤被仰付勤方に依て平座を御意座にも被仰付米銀之御心附増員數をも被仰付人才之御賞翫有之度義倉社倉地下締りにて堅固に被仰付度當時御圍穀高現石餘程減じ居可申段九郎兵衛_六申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)御代官役一宰判永勤之儀は兼々思召も被爲在候事に付申上通り一處永勤被仰付度事

(附箋)御代官役勤方に依り平座を御意座に被仰付候儀は可然様相見へ候米銀御心附増員數之儀は只管御心附に就て之御賞翫と相成御賞翫振如何可有之哉外に御賞翫振共は無之哉左候得ば米銀に拘はらず於時に御品物等被下候ても可然哉人才御賞翫に候得ば篤と評議有之度事義倉社倉御圍米其外にても諸御圍穀は當時之急務に付御圍方之御仕法如何様之詮議振可然哉

一豪富之百姓勤功を求め御馳走米銀差出候はゞ其裁判中にて川池溝井手之修治窮民取立等に遣方被仰付他之入用には容易に遣拂被仰付間敷段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書尤之事に付其詮議被仰付度事

一水利之御詮議不斷被仰付萩大川新堀江向溝堀浚其餘小溝筋に至迄先年之通年分堀浚被仰付諸郡川浚修補以前へ被差戻宰判々々廻しに被仰付且漕河を

通じ便利を開候儀は御兩國御持方第一之義に可有之佐波川通船川上高瀬其餘此類猶諸郡に可有之段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)萩大川新堀其外年分堀浚被仰付候儀は水利之根本に付先年之御仕法も可有之旁於引請詮議之上仕法立等篤く取調べ被仰付度事

漕河を通じ便利を開候儀は御入費も可有之就ては佐波川通船其外にても御入費之處篤く詮議肝要に被相考候事

一萩市中道造り草取掃除等御法之通嚴重に被仰付度町々芥溜所被仰付度諸郡にても道造半途之所可有之段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書尤之事に付其詮議被仰付度事

一兩國田畠石秤之儀は五六十年目に一度不被仰付候ては百姓片痛出來候段は古人も申置候儀にて漸々教示方被仰付片痛平均を主とし土地打出之儀は下之徳分に被仰付候はゞ御仁恵に感じ石秤を拒候儀も自然と止可申段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書至極尤之事に候處兼々之教示方は勿論石秤被仰付候ても百姓共石秤を拒み不申御仁恵に感服致し候様御處置肝要之事に付其處定論有之度如何様之處にて教示可然哉

一諸郡百姓共御恩澤に浴し下情伸達仕候様被仰付度政之助周申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)本書尤之事に候處如何様之處より被下御手候て下情伸達可仕哉

一足役其外地下諸貫き減少被仰付度此儀前々より被入御手候得共所詮御主意通り行れ兼申候畢竟御代官を始め地下役人共迄愛民之實意薄き故と奉存候段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)足役其外地下諸貫き等之儀は年序を経るに從ひ増加は仕候ても減少は不仕者に付屹と減少之詮議被仰付度且又御代官役を始め地下役人共迄愛民之心手厚く相成候様有之度其處置如何様之處にて可然哉

一第一農を勧め地力人力を盡候手段第二山海之生産無益に朽果不申様夫々諸

世話被仰付度候尤此儀は御代官役の専務とて郡中御ヶ條歴然之事に付御代官役へ厚く御委任被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)二條共御代官役之職掌中第一之儀に付御代官役御人選之儀は勿論地下役人乃至迄人物精選各々其職を盡し世話致し候様無之ては諸事行届き申間敷且御代官役へ御委任之儀は其細目可有之如何様之處を以被仰聞可然哉

一賣買諸品座元一切禁止被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點を被成御加候

(附箋)諸品座元禁止之儀は衆人之論も有之旁尤之事に付禁止被仰付度就ては見込之處も可有之に付一應被聞召度事

一御代官役定法之出役一度五六十日宛滞郡被仰付度段同人申上候處思召に相叶御朱點被成御加候

(附箋)本書尤之儀に付申出通り被仰付度最滞郡中成丈省略致し地下迷惑に不相成様詮議被仰付との御事

既にして戊午密勅の事あり公益、改革事業の急を感じ銳意其事に従ひ躬を以て衆を率ゐる爲めに曩きに諸臣の上りたる意見も亦漸次舉行せらるゝの運に向へり改革事業の中最も顯著なるものを兵制とす即ち洋式操練の法を採用し仲間足輕に至るまで皆其練習をなさしめたることは是れなり教育及び財政に關しても重要な施設甚だ多し此三事各、特に別章を以て之を叙述す

禱禮の制限 安政五年八月十三日從來士民が公の外出に當り爲し來りたる道路掃除等の事を止む政府の達文に曰く

御歩行之節に限り御厭筋を以て左之通被仰付候事

一御道筋不及掃除見苦敷ものは取除候事

一四辻へ袴着兩側へ一人宛後道へ同斷押として罷出來候處其儀に不及候事

一町家店向履物其外簪等取除に不及店二階戸しまりに不及候事

一家内之者商賣へ取掛り居候得ば座上に於平伏可仕候事

十九日政府の重臣を始め公の意に基き家格に關せず簡易質素を旨とし先づ其從

者を削減すべきことを定め藩士一統之に倣はしむ政府の達文に曰く

御儉政之儀此度別て厚き被仰出之旨を奉じ當役中より第一於身柄々々治世之禮文を省き萬端嚴重之仕組可令吟味先差向供連之儀廉有節に候ても一際省略相用平日登城尙明倫館往來等之節は破格之筋を以四五人召連馬上又は步行等にて致往來候之段も可有之候段申談候依之於途中行違候節不案内之衆へは供内より氣を付可申候間心得違之儀無之様可被致候右に付ては各一統身分々々にて階級持方に不拘一廉質素簡易之吟味可有之事候條旁内意相達置候事

安政六年二月八日公參勤東上の期近きにあり乃ち士民從來の負擔を輕減せんと欲し左の二令を代官に下せり

(其一)

御國中御通路筋於御休泊旅籠認仕出の儀は前々の形も有之儀に候得共宿主共の心得を以會釋等仕候儀も間々有之様相聞候猶又於御小休も御供中辨當認焚出し被仰付切符詰にして渡方相成來候處右於場所に地下向より會釋かましき

儀間々有之候都て右様馳走がましき儀有之候ては別て御取締の御時甚以如何敷筋に候間是等の儀急度御代官中地下役人共へ申聞置候様との事

但右の通に付此餘自然宿主共不心得候か又は御時節柄不勘辨の取計於有之は急度可被及沙汰候間此段重疊御代官中より手堅令沙汰候様との事

(其二)

御國中御通路の節御泊夜に入候節は人夫六十人明松百二十九い外に用心物百九い用意被仰付來候處當時重き御仕組中に付右人夫明松等用意不被仰付候事

未二月

十月十六日當時泰平の餘習尙ほ存し人々馬具を華麗にし鞍覆駄覆等に金紋を用ふる者あるを以て此日之れを禁ぜり

馬具之儀結構を被禁候段は古來之御法に付鞍覆へ金紋を付候儀は自然と用捨仕來候處近來御召馬を始御馬具類質素に被仰付候趣も有之候付向後鞍覆へ金紋を付候は彌被差留候事

付駄覆之儀も目印のため紋の付候共鞍覆に準し金紋をば致用捨候様被仰付候事

而して物産の開發を圖るが爲めに安政五年十月十八日令して産物方頭人座を置き又小民をして本業の餘暇を以て地力を盡し生計を營ましむべきことを命ぜり其文に曰く

物産取建之儀は厚き思召之旨有之江戸方御用所捌被仰付來候處此度御詮議之趣有之産物方頭人座引除被相立諸事右役座一手之取扱に被仰付尤大立候事柄は御用所申合取計候様被仰付候事

又曰く

先達て以來厚き思召之旨有之産物取建被仰付小民共本業之餘暇を以地力を盡し生計を營み候様被仰付度との御事に候條於地方其向々之役座へ産物御用懸り被仰付候様御詮議御沙汰之事

官制 安政六年七月十四日國相府は行相府に通牒し大坂頭人役の事務を執らし

むるが爲めに所帶方の數を増し一人宛交番し大坂に駐在せしめ京都留守居役長崎聞役大坂檢使役京都檢使役に適當の人物を得るが爲め其地位を高くし俸給を増加し京都公儀人の地位を高めんことを請ふの議を上り行相府は之れに同意を表し公の允許を得八月十三日之れを國相府に報ぜり國相府の原議左の如し

一大坂頭人役の事

右は米銀の賤引功者不功者にては餘分の御得失に相拘り候付御所帶向猶利勘得失都合心得候もの被差越度候處只今の御役席にては左程の人物も有之兼候付以來は御所帶方役被相増一人宛打廻にして御番手被仰付度左候へば米捌を初御銀繰等の儀に至り候ても御便利宜敷且是迄の振合にては御借入銀等の節は御國より手元其外態々被差登其失費も不容易儀に御座候處御所帶方在勤に候へば一通りの儀は右様の御手数無之ても相調諸事簡便に可相濟猶又近來頭人役を初役人手子等に至迄衣服飲食等奢侈の風不少哉にも相聞夫故役人入代の節後役御選舉被仰付候ても雜佐入強儀を恐れ候て所詮

御受仕兼御威光へ相拘り候儀も間々有之候付此御仕法替に乗じ弊風改正被仰付度旁前段の通被仰付可然哉に詮儀仕候

一京都御留守居役の事

右是迄初役不案内の者被差出來候處肝要の御場所猶當時の形勢に候へば御所向の取扱振り彼是御役功者の人柄被差出度此段は追々被仰出の旨も御座候付入々遂詮儀候處元來御勘渡纒の儀に御座候間餘分の借銀不仕ては御番手相調不申候夫故執も不相好方に付無據初役不案内の者被差出申候是以轉役の引當にして罷出候付凡一二番手も遂所勤候へば後進御引立旁相應の御役場へ轉座被仰付候無左ては實以得取續不申然處京都所勤中の失費を民の膏腴を以御償ひ被成候御遣方にては御持方も不可然候間此度御改革被仰付度就ては右御役席を透と被成御引揚御勘渡等相應に被差立御用方並御代官内よりも轉役被仰付二三番手も詰拔候へば最前の失費も假成ゆり合候様有之候はゞ執も甘じて所勤可仕候左候へば自然物馴候て内外の御都合可然哉

と被考申候且又公儀人役は猶更大坂頭人役すら御役人通の者被召仕候處肝要朝廷の御用取扱候ものに限り御仕成無之者被召仕候ては甚以御不釣合の儀に御座候間此度御改正被仰付以來は御役人通に被仰付可然哉と僉儀仕候

一長崎聞役の事

右も御手先の事且近來の時勢にては洋夷の事情探索彼是御役功者の人柄被差出候へば御爲可然候處都合京都御留守居役同様の趣に付是又相應に御勘渡被差立御用方並御代官内よりも轉役被仰付永役をも不厭様相成候はゞ御爲可然哉と遂詮議候事

一大坂檢使役の事

右是又功者不功者にては御米銀の御得失に相拘り候付御人選被仰付度然處御勘渡其外御仕成纜の儀に付孰れ借銀に相成候間全體右御役所勤の儀不相好方にて被仰付候ても間々御斷申出候偶御受仕候ものは轉役を致引當眞の

一二番手腰掛の姿にて所勤仕候付甚御爲不宜候へ共後進爲御引立凡二番手も所勤仕候へば多は平座御代官役位へは轉役被仰付是以畢竟最前の失費を償ひ候仕懸にて御持方も不可然候へ共無左候ては當日得取續不申依之以來は相應に御勘渡被立下人才のものに右御役席を甘し候て所勤仕猶永役をも不厭様御引立被仰付置候はゞ御爲可然哉と遂詮議候

一京都檢使役の事

右是又御勘渡纜の儀に付借銀不仕ては御番手相調不申に付孰も不相好方にて御座候故無據初役不案内の者御選舉被仰付候檢使法は少も不存ものに付御米銀の出入等自然と不締の儀有之御爲不宜候間相應の御仕成被立下順番其外引除の内より轉役被仰付候ても競て所勤仕猶永役をも不厭様御引立被仰付候はゞ同斷

案するに舊證に據るに長崎聞役の起源は正徳四年頃に在り藩より人を派せず長崎用達商をして代辨せしめしことあり慶安頃よりは和蘭船渡來時期なる夏期に人を派し蘭船交易を終り發船すれば則ち暇を得て歸藩せり元來長藩も長崎手當の幕命を受けしより蘭人來航に際し緩急に應ずる便に供する爲めに聞役と稱する者を出崎せしめたるものなれば平時は殆んど用務なし殊に九州大名にて長崎手當を命

せられ居りし肥前筑前の如きは陣屋をも有し居り、和蘭船來港せざれば冬詰をも爲さしめられしと雖も、中國大名にて長崎手當の命を受け居るは長州一藩のみにして一定の警衛地分附もなく陣屋をも有せず、因て寒中滞在は難澁なりとて九月には聞役暇を告げて歸藩するの例なり、且つ長州は時々朝鮮漂流人護送の不時の用務もあればとて長州聞役は常詰を要せざることに幕許あり、今安政五年七月更に幕府に請ひ近來は和蘭以外にも來航を許し其來るも不時にして夏期に限らざるを以て聞役は時期を限らず年中一回出崎せしめ其滞在は其時々指揮を受くることとなりたり、此沿革より推せば聞役は本來は長崎奉行の指揮を聞くの意に出しもの、如きも文久慶應年間に至りては恰も異聞報告者を開港地に置きたる如き狀ありて其裨益する處少からず

風俗 風俗上に於ては當時諸士の間、養子をなすに際し血統を選まずして漫りに他姓人を取るの弊風あるを以て安政五年十一月七日左の令を發し之れを戒めたり

御家頼中養子之儀其本家氏族中其器に當る者を可選若相應之者無之候はゞ他姓を可求段萬治度御條目之旨今以無相違候處兎角血統之穿鑿不行届猥に他姓を求る様に相成御代々様其祖先之功勞に因り厚御仁慈を以其家被立置候御趣意不相叶且其祖先之心を推候ても不本意次第に有之候右に付向後は精々穿鑿其血統を不失其祭祀を繼しめ候心得肝要之事に候萬一無筋之願申輩於有之は

御條目之旨を以屹度御詮議可被仰付候事

安政五六年間の改革概ね此の如し且つ公は文武の業を獎勵せんか爲めには屢々學館に臨み諸生の修業を視察し下情を通せんが爲めには時々目付役を召し目安箱を開きて之れを見君臣の情交を温めんが爲めには時に執政大夫を花の江の茶亭に召し宴を賜ひ安政六年三月參勤の途に上るや國境に至るまで過る所の老人孝子奇特人等に謁を賜へり而して改革事業未だ完からざるに國を發したるを遺憾とし四月五日江戸に着するや其二十五日老臣毛利出雲を召し命するに内用を以てし國に歸り浦鞆員と協議し施設する所あらしめ又世子をして國に就かしめ公に代りて親しく政務を見せしめ以て益々改革の進行を謀れり

第二十七章 神器陣と兵備の關係

神器陣の變形○嘉永六年の海防區域○一手別習練○神器陣の増補○安政二年の内命○輕卒の練兵○諸手合併の總習練○長崎直傳習○兵庫警衛○文武獎勵○兵制改革の密議○深野町洋式操練○諸士の反抗○政府の嚴命○前田孫右衛門○大和彌八郎の發憤○安政六年の兵制改革○神器陣の廢絶

天保癸卯以降神器陣の隊形全く軍役編制と其趣を異にし見合役の如き亦坐上の空論たる天山十八陣の變化を講ずるに過ぎず而して因襲の久しき各見合役互に取る所を異にし隊形の異同あり操練の巧拙あり一揆に出づる能はず且つ十八陣の法たる縱令規矩其道に違はざるも長藩亦自ら別に古來の隊伍法あり遽に實戰に應用すべからざるや明かなり然れども公の意猥りに清徳公の遺制を廢絶するに忍びず苟も其陣法の取るべきあれば尙ほ用ひて以て實戰の具たらしめんことを冀ふ故に之れに交ふるに砲術家を以てし特に洋砲家郡司覺之進に命

じて神器陣運用の法を修し其得失を講究せしめしも遂に實用の方を認むる能はずして止む嘉永六年一月二十日防長二州の海防區域を八部に分ち六家兩家老を以て其各部の惣奉行に任し手廻組の士分輕卒先手足輕九組十三組中間五組百人中間兩組を以て麾下を編制し三月二日又水陸先鋒隊二隊麾下警衛隊一隊を編制し且つ船手兩組を以て麾下に直隸するや海防區に在りては每區其警備の任に當るもの居常各部下の操練を飭勵し麾下も亦均く操練せしむ之れを一手別習練と謂ふ習練は手當方之れを監し更に惣奉行手元役一手見合役等日に之れを監視するものとす法既に備はる公乃ち東勤の前後屢、訓示を下して以て習練の實施を促かす既にして米艦の現に江戸灣に進航するに遭ひ長藩在府の士幕命を受けて大森に出戌するに方り嚴命を藩地の手當方に傳へ一手別習練の實行を促かせしも手當方等未だ能く諸士因襲の積弊を矯むるに至らず僅に姑息の策に依て以て一手別間稽古と稱するものを開始す實に嘉永六年の冬に在り是より以往諸手其間稽古を萩の西濱に試む而も其習練の方たるや一定の操典あるに非らず八手皆

各、其法則を異にし區々の習練は寧ろ之れを爲さざるの優れるに若かさるの感あり此に於てか神器陣見合役を以て一手別間稽古見合役と爲し銃陣の統一を圖り安政元年八月二十六日手當方の一座を廢して新に當職座中の一局を設け一手別稽古を監せしむ然れども此事たる未だ統一の効を見るに足らず蓋し神器陣見合役なるもの現に本務を有し旁ら間稽古を監視し自ら授くる所亦彼の區々の陣法に過ぎざればなり周布政之助等意へらく一藩の兵制にして編制操練二途に出るは軍制上の瑕瑾なり縱令清徳公の遺法と雖ども未だ必らずしも墨守するを要せず時に隨て宜きに處し古制を改革して新制を布くは是れ亦軍制上の進歩なりと乃ち安政元年十二月神器陣増補の名を假て以て新に麾下並に八手の一手別習練を創始し廣く諸流の兵學火術を涉獵して其所長を取り一手毎に銃陣見合一人素繁見合三人を置き之れをして操練統一の任に當らしむるの一案を草し以て公の覽に供す公之れを嘉し安政二年正月十七日當職座をして内命を入手並に神器陣見合役等に下さしむ其文に曰く

一神器陣之儀は清徳公御代異國船爲御手當銃陣習練可被仰付との思召を以編立被仰付候尤其節御手當之御主意右神器陣にて全備之筋には無之候得共御家來中一統御當家の古來の御掟を以調練被仰付候儀は被爲對公儀へ御憚も有之且火術未相開時節旁に付一先少壯之者銃陣令習熟候はゞ武前に臨御掟被仰聞候節進退分合心の儘なるべしとの事にて御編立以來莫大之御造佐をも不被爲厭御引立被仰付候處近年御手當一條從公儀追々嚴重に被仰出御内輪に於ても根に入詮議被仰付已に天保度羽賀臺御狩去々年御旗本並八手御配定等にて御人數組之次第顯然と相備候に付此餘は右御人數平常調練の御法相立候はゞ御手當堅固に相調可申乍爾急遽に其沙汰被仰付永續不仕候ては不相濟儀に付先達て以來一先一手別間稽古被仰付候然處神器陣稽古一手別間稽古共均しく御手當之御主意を以被仰付儀に有之稽古方兩様に被立置候ては却て往々混雜の基にも有之候に付今般清徳公御遺志を被爲繼神器陣の規格増補被仰付向後一手別銃陣調練被仰付候就ては一手の人數火術陣法

等彌以令習熟候は、追々一手別平常調練の御法も相立清徳公思召之通御手當全備の期にも立至可申との御深慮被爲在候御事に候條内々被存其旨引立之心得可有之候事

此に於てか公即日八手の惣奉行を城中に召し更らに親諭するに神器陣増補の要旨を以てし又行相浦元襄をして懇切面告し意見ある者は獻議せしむ老臣以下異議を納るゝものなし仍て一手別銃陣操練の日を刻し毎月四回旗本一手八手二手交互臨場實彈射擊素榮射擊を修するの制を定め神器陣に在りて嘗て功勞あるの士九十七人を賞して其職を解き新に天野九郎右衛門内藤兵衛井上與四郎清水清三郎を擧て旗本人數調練諸事見合役と爲し和智帶刀井原吉兵衛三浦八百之助内藤俊衛榑崎源三郎正木治右衛門山名源右衛門津田勘七を擧て八手人數調練諸事見合役と爲し明倫館用所座をして其諸務を掌らしむ制規既に備はる而も尙ほ士心の傾向をトせんと欲し更に洽ねく諸臣の進議を求む月を閱して一人の異議するものなし此に於て三月十四日を以て一手別稽古の禁令を發し十八日を以

て細則を定め四月十六日を以て操練を開始す是れ亦長藩兵制の一改革と謂ふべし然れども此の操練たる主として士分銃陣の習修にして彼の陪隸足輕中間等に至ては俱に之れに加はるを得ず陪隸以下の操練は主家各、其獎勵の道演習の法を異にするを以て今悉く述べべからず獨り麾下直隸の足輕中間の携帶兵器の沿革は自ら由來する所あり隨て亦多少操練の制なきに非ざるなり

凡を足輕に手廻組足輕先手足輕の別あり手廻組足輕六組百二十人は二組は弓矢にして四組は小銃なり先手足輕二十五組五百二十五人五組は弓矢にして二十組は小銃なり而して手廻組足輕は先手足輕の上に位し弓手は銃手の上に位す慶長以後嘉永に至るまで未だ嘗て此制を改めず嘉永三年五月に及び先手足輕銃手の輩に大砲を兼修せしめ安政元年七月に及び足輕を擧て砲術を習得せしむるの令を下し弓手は弓砲銃手は銃砲を兼修せしむ又十三組中間五百十人をして長柄隊の古制を改め小銃術を兼修せしめ藏元付中間三百四十八人地方組中間二百八十三人百人中間三百七十一人は携帶兵器の制なきを以て長柄稽古を命ぜり是を輕卒携帶兵器の沿革とす其特に

意を銃器に用ふるに至れるものは當時國論海防の事一に大砲の利に依るべしと爲すを以てなり抑、亦時勢の促かす所と謂ふべし然れども其事たる單に携帶兵器の一端に止まり所謂隊伍の操練に至りては未だ實習の制あるを見ず適、之れありと雖ども各、亦其技に依て其師を異にし便宜自習するに過ぎず之れを奨勵監督するもの唯、物頭あるのみ能く此輩を統轄して歸一の操練を監する首腦者あるなし且つ輕卒は身薄祿に居り以て餘資の供すべきなし故に其技に習熟するものありと雖ども自ら其費を擲て實彈射擊等を試むる能はず其費を府庫に仰ぐは亦愈、難し是を以て美制も實用を爲さず徒に形體を存するに過ぎずして止む安政二年三月八日に至り始めて諸足輕の砲術演習諸中間の長柄稽古を明倫館の所管に移し毎月兩三回銃陣操練發火演習等を其舊習練場に修せしむ此に至て輕卒間亦始めて銃陣操練の事あり 幕府が弓組に銃陣を兼修せしむるの令を下せしは安政二年七月にして長藩が弓隊に砲術を兼修せしめしは其三月にして彼より早きこと實に五月なり 上下一歸始めて操練の緒に就くと雖ども未だ之れを以て其實修の効を得たるものと謂ふべからず當時若し其要を論ずれば野外演習を行ふに如

くはなし公之れを試みんと欲し豫め彼我の形勢を定め爲めに大練習を菊ヶ濱に演ぜんとす 毛利隱岐の一手は菊ヶ濱毛利筑前の一手は青波瀬を敵襲地區として二手同日に行軍し行軍し益田彈正の一手は宇田村毛利出雲の一手は瀬戸崎を敵襲地區として二手同日に行軍し其出陣の合圖に用ふる狼の一手は秋吉臺毛利主計の一手は人丸社を敵襲地區として二手同日に行軍し其出陣の合圖に用ふる狼煙打揚警鐘二鳴等は沿道人民を騒かすの虞あるを以て更に方法を變更し戎服は甲冑を用ひず股引半服塗笠と定め一日二手つゝ四回の演習を開始し公親しく蒞みて之れを観るの豫定なり 意亦銃陣運動發火演習を行ひ以て實戰に擬するに在り若し之れをして當時に試むる所あらしめば得る所ありしや知るべきなり不幸にして公東勤の期恰も迫り終に演習を見ずして止む然れども豫令を發して其事なければ士氣を損する亦少からず因て入手の銃陣を西ノ濱に親覽し以て操練を奨勵す 西の濱演習は六月二十一日同二日十六日七月六日同二十四日等の數回に行はる 當時銃陣の法亦皆區々に出で未だ曾て入手合併の總習練あらず一手別習練亦異同あり且つ諸手見合役の意見既に相合ふもの希なり時に又在府の諸士相州成衛の先鋒隊等更らに特種の銃陣を操練するあり兵制幾んど四分五裂其名共に神器陣に出で、形已に相同じからず且つ一手別建制の人員一千以上と稱するも今若し公と世子との左右を除き江戸番手を除き先鋒隊士を除き他國修業老幼

疾病不具の者を除けば其數甚だ減少す之れに依て以て弓砲銃槍の諸隊を編成せんと欲するも得べからざるなり故を以て屢々其習練を休止す隨て操法愈々亂れ名ありて實なきの觀あり安政四年二月遂に習練法を更改し四回を以て一回と爲し且つ一手別の稽古日を定め六日旗下十一日二手十六日二 毎月十五回諸手合併の練習を演じ大に戦闘隊伍の編成を現し操練歸一の便道を開かんとす時に坂本天山の子鉉之助浪華に在り乃ち之れを聘して以て銃陣の師と爲す

翌安政五年には中外の形勢大に變し海内將に事あらんとす而して長藩は兵庫警衛の幕令をも蒙れり神器陣の既に用ふるに足らざるを知ると雖ども尙ほ舊制に據り兵勢を鼓舞振興するの要あり依て老功の士東條小三郎林内藏人張弛正木次右衛門河内傳四郎高洲彌三飯田新祐長忠兵衛の八人を擧て八手稽古掛と爲し七月十九日更に文武獎勵の親書を下せり其文に曰く

一軍役人數組古法に隨ひ家來末々迄八手に分配各へ惣奉行申付其旨趣前年も申聞候處夷船頻に渡來當今之形勢禍亂不遠候就ては當春將軍家へ存意申上

候儀も有之に付彌以て士氣振起文武練磨せしめ異變に臨み洞春公以來の御武威毛頭瑕瑾なく天朝への忠勤屹と相立并に幕府への信義をも不失様致度兼て大小身共親睦和協せしめ人物の臧否文武之勤怠等に至る迄各熟知候て有事時一身を使ふ如く候てこそ人數組申付置候所詮も可有之に付向後一手の者文武之勤怠各手元にて能々令穿鑿精勤の者は被申立候はゞ贊美可申付遊惰の者は各氣付を以て業を勵み遂忠節候様厚く教諭有之志を改めざるもの有之ば被申出次第譴罰を加ふべし此度一手別稽古掛りの者をも可申付候條何分士氣引立候様無拔目精々可有心配候

斯くの如くにして一手別操練は神器陣の舊態を以て依然舉行せらるゝことは尙ほ殆んど一年に及びたるも兵制大革新の密議は其間に於て既に公の帷幄内に着着として其武歩を進め安政六年の始めに及びては早く既に其端を發し藩地に在ては來原等が將に長崎より歸り來りて深野町に開かんとする洋式操練を基礎とし江戸に在ては新錢座高島流銃陣を根據とし之れに雜ふるに江家相傳の軍隊區

分法を以てし明春公歸藩の日を待て實行を期するの議有司の間に熟す然れども事猶機密に屬するを以て在藩加判役以下神器陣稽古掛に至るまで概ね皆之を知らず極力洋式銃陣を排斥する者あり既にして來原等長崎より歸り六年六月始めて歩兵小隊密集運動を深野町に試む隊列僅に二十餘人未だ大に隊形運動を開設するに足らず幸にして少年有爲の士人大和彌八郎飯田半治桂小市佐々木男也祖式宗之介等十餘人率先隊伍に入る既にして梨羽又次郎平田常次郎等二十餘名亦之れに加はる就中大和飯田の如きは門地卑からず大和彌八郎は曩きに兵庫番手と士心を得且其家五百石通の格を備へ身八組の上班たり○飯田平治は祿米三百石に滿たずと雖とも家格寄組に列し曾て江戸祇役の日江川太郎左衛門の門下生となり高島流銃陣を學ひ弱冠にして早く既に頭角を露はせり此等の諸人にして自ら卒伍に列するは猶ほ今の士官にして自ら降りて生兵に伍し教練を學ぶが如し藩中往々之を嘲笑す而して大和等敢て意に介せず益奮て其業に従ふ榮辱を擲つの勇あるに非ざれば能はざるなり隊形漸く整ふ二十三日浦靱負前田孫右衛門先づ臨場して之れを觀る次で當職座加判役等悉く臨場の期を定む二十日而して老臣中反對者の妨害に因り病に託して臨まざる者あり

浦靱負深く之れを遺憾とし乃ち急に書を在府の當役益田彈正に寄せ告ぐる所あり前田孫右衛門も亦書を送て周布兼井上勝等兼に報ず彈正書を得て公に聞す公即ち當役座諸員をして書を前田孫右衛門に致さしめ反對の首魁内藤某三浦某の職練兵場を褫ひ更に正議の士を擧用せしむ彈正又別に一束を裁して在國加判役に見合役寄せ以て深野町臨見の事を勧誘す後公江戸に於て銃陣を親覽せりとの報藩地に達するに及ひ加判役等も深野町馬場に出場するに至る初め大和の進みて銃陣の員に加はるや内藤某同志と謀り之れを遮り止めて曰く老臣等尙ほ事に託して臨場を避く今子食祿五百石の列に居り自ら卑くして銃陣に伍せば士心を動搖するの嫌なからんかと大和聞かずして曰く公東勤の日遍なく藩臣の其列に入るを許さる我にして先づ伍するも何の不可か之れあらんと而も内藤等百方遮害す大和憤恚病と稱して閉居し獨り竊に意へらく我が遮害に遭ふ所以のものは身番頭の班に在ればなり若かず職を辭して以て我が爲さんと欲する所に隨はんにはと乃ち奉表職を辭せんと請ふ前田孫右衛門之を聞き慰諭する所あり大和固く執て聞かず孫右衛門其志に感じ以爲らく彌八郎の情願を容れ其志